

平成28年第3回

# 甲佐町議会 9月定例会会議録

平成28年9月9日～平成28年9月14日

熊本県甲佐町議会

## 平成28年第3回甲佐町議会（定例会）目次

### ○9月9日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 議長の諸般の報告について	3
日程第4 町長の提案理由の説明について	4

### ○9月12日（第2号）

応招議員	8
不応招議員	8
出席議員	8
欠席議員	8
本会議に職務のため出席した者の職氏名	8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8
開議	20
日程第1 一般質問（5人）	20
11番 本田 新議員	20
12番 中村幸男議員	36
6番 西坂和洋議員	52
4番 宮本修治議員	62
3番 荒田 博議員	70
2番 佐野安春議員	78
散会	93

### ○9月13日（第3号）

応招議員	94
不応招議員	94
出席議員	94

欠席議員	94
本会議に職務のため出席した者の職氏名	94
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
開議	95
日程第1 認定第1号 平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	95
日程第2 認定第2号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	122
日程第3 認定第3号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	126
日程第4 認定第4号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	128
日程第5 認定第5号 平成27年度甲佐町水道事業会計決算の認定について	130
日程第6 承認第13号 専決処分の報告及び承認について	133
日程第7 報告第5号 財政健全化判断比率等の報告について	136
日程第8 議案第42号 財産の無償譲渡について	138
日程第9 認定第43号 甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	140
日程第10 議案第44号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について	141
延会	147

#### ○9月14日（第4号）

応招議員	148
不応招議員	148
出席議員	148
欠席議員	148
本会議に職務のため出席した者の職氏名	148
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	148
開議	149
追加日程第1 議案第50号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について	150
日程第1 議案第45号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）	154
日程第2 議案第46号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	163
日程第3 議案第47号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）	165
日程第4 議案第48号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	166
日程第5 要望第2号 熊本県議会からの「平成28年度熊本地震からの復旧・復興に係る意見書」提出の御依頼について	168

追加日程第2 発議第1号 平成28年度熊本地震及び集中豪雨からの復旧・復興に係る意見書の提出について	169
日程第6 議員派遣について	172
日程第7 総務文教委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	172
日程第8 産業厚生委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	172
日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	172
閉会	173

9月9日（金曜日）

平成28年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 平成28年9月9日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月9日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月9日 午前11時27分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	本田 克典	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	古閑 敦
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	本田 克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 9月9日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

7番 宮川安明

9番 本郷昭宣

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 監査委員の報告について

追加日程第1 工事請負契約の締結について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成28年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

**日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番、宮川安明議員、9番、本郷昭宣議員を指名いたします。

**日程第2 会期の決定について**

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○7番（宮川安明君） おはようございます。それでは、御報告をいたします。

先の定例会において付託を受けておりました平成28年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より御報告を申し上げます。

去る8月29日に議会運営委員会を開催し、執行部のほうから、町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、また、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日9月9日から14日までの6日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告。明日10日、それから11日は、議案調査のため休会。12日は一般質問。13日は平成27年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計決算の認定、専決処分、報告、条例案件及び財産の無償譲渡案件並びに平成28年度一般会計の補正予算。14日は平成28年度一般会計及び各特別会計の補正予算、要望、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げ、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございます。今期の日程につきましては、ただいまの宮川委員長の報告のとおり決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、今期の定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日9月9日から14日までの6日間と決定いたしました。

認定第1号から認定第5号までの平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道会計の決算の認定について。承認第13号、専決処分の報告及び承認について。報告第2号、財政健全化判断比率等の報告について。議案第42号、財産の無償譲渡について。議案第43号、甲佐町放課後児童健全育成事業実施の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。議案第44号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について。議案第45号から議案第48号までの平成28年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算について。その他、議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので説明を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 町長の行政報告について



○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。

町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成28年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではありますが、前回の6月定例会において報告をさせていただきました、熊本地震のその後の状況に加え、6月20日から21日にかけて発生いたしました豪雨災害及びその他の事業に関しまして、被害状況及び実施等について行政報告を申し上げます。

はじめに、豪雨災害の発生状況につきましては、6月21日午前0時19分までの1時間に150ミリという記録的な豪雨に見舞われ、熊本地震からまだ2カ月余りしか経っていない本町にとって、更なる大きな被害をもたらしたところであります。

本町では、土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、6月20日午後11時02分に避難勧告を町内全域に発令し、23日午後4時には宮内地区に避難指示を発令いたしました。その後、災害発生のおそれがなくなったことによって、7月6日には最後に残っていた広瀬地区の避難指示も解除いたしております。

この豪雨災害による被害は、死者1名、行政区等からの聴き取りによる家屋被害件数が、床上浸水62件、床下浸水194件、また、公共施設の主な被災状況につきましては、建物関係が、甲佐小学校体育館の浸水及び体育館駐車場への土砂流入、龍野小学校グラウンド西側法面の崩落、乙女小学校パソコン教室横の法面崩落、甲佐中学校体育館エレベーターホール浸水、グラウンドの東側と南側での崩土及び土砂流入、駐車場等への土砂流入、失礼いたしました、駐輪場等への土砂流入、中早川集会所の床下浸水、グリーンパル甲佐のテント破損などでございました。

公共土木施設関係では、道路災害、39路線73カ所、被害額が4億5,300万円。河川災害、23河川94カ所、被害額19億2,150万円となっております。農業施設等では、農地2,500カ所700ヘクタール、被害額30億円。施設のほうは1,041カ所、被害額21億200万円。林道では、全8路線で被害がございまして、46カ所、被災延長が2,148メートル、被害額3億8,000万円というふうになっておりますが、いずれも現時点での見積額であることを御了承いただきたいと思っております。

また、道路の通行止めの状況は、県道では稲尾野甲佐線の甲佐高校裏の法面崩土がありましたが、現在は通行可能となっております。また、三本松甲佐線は現在も西原橋上流付近で通行止めとなっております。町道におきましては、広瀬線、坂谷線、西原線、西寒野打越線、西寒野小川島線、浅井鹿里線、古閑山出線、木留南三箇線、下田口線、府領線が通行止めになりましたけれども、現在の通行止め路線は、西寒野小川線、下田口線、府領線の以上の3路線となっております。

水道は、宮内地区の簡易水道施設に甚大な被害が生じたため、応急復旧を実施いたしてお

ります。電気につきましては、豪雨災害による停電はございませんでした。町営バスは6月21日から全面運休いたしました。6月28日に竜野方面、これは役場から宮の尾間でございますけれども、これを午前9時発の便から7月2日に宮内方面を発電所前まで運行を再開いたしております。

小中学校につきましては、6月21日の登校時間を午前10時に変更し、6月22日から通常登校といたしております。保育施設につきましては、乙女保育園が一時登園見合わせとなりましたけれども、6月23日から全施設通常開園となっております。

以上が豪雨災害の被害状況でございましたが、次に、熊本地震を含め、災害復旧・復興の実施状況について御報告を申し上げます。豪雨災害に関しましては重複する部分もございしますが、御了承いただきますようお願いいたします。

まず、現在も役場敷地内にはプレハブを設置し、罹災証明の申請及び発行業務を行っておりますが、8月31日現在、住家の被害認定調査棟数2,609棟、内、全壊が134棟、大規模半壊226棟、半壊772棟、一部損壊1,358棟となっており、住家の罹災証明の発行件数は1,869件となっております。

次に、震災復興計画及び復興住宅につきまして、熊本地震発災後約1カ月を過ぎました5月21日に、被災者の方々の生活再建に向けた支援を推進しながら、将来にわたって安心・安全な生活環境を確保し、よりよい甲佐町を築くための復興対策の方針として、「創生を見据えた復興へ」と題して、甲佐町復興指針を策定いたしました。その復興指針に基づき、早期に被災地の面的な整備方針や将来への道筋を示し、町民一体となった復興計画を策定するというので、本年の11月末までに甲佐町震災復興計画を策定いたします。

この震災復興計画は、今回の震災からの単なる復興にとどまらず、長期的視点に立ち、創生を見据えた甲佐町の更なる発展を視野に、町民との共同のもと、町民アンケートや被災者との意見交換など、多様な町民意見を反映させ、更に甲佐町総合計画、総合戦略やマニフェストなど、関係する諸計画との連携を十分考慮した計画となるよう進めてまいります。

また、震災により被災された方々のうち、自力再建が困難又は難しい被災者の方々の住環境の確保を図るため、仮設住宅の入居期間であります2年の間に、復興住宅、つまり災害公営住宅ですけれども、この建設を進めるようアンケート調査などを実施しております。なお、この復興住宅の建設基本計画の策定につきましても、本年11月末を目標に、現在、事務を進めているところでございます。

次に、被災者への各種支援制度として、住宅応急修理、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、損壊家屋の解体撤去など申込み受付や相談対応を継続して行っております。災害に伴う各種料金等の減免につきましては、介護保険料、保育料のほか、介護サービス利用料等の減免処理を行っております。

また、社会福祉協議会におきましては、仮設住宅入居者など、被災をされた方々に対する心身のケアを行うための地域支え合いセンターの設立準備を現在行っているところでもあります。今後も被災者の住宅の確保、生活再建、仮設住宅入居者への心身のケアなどの被災者支援を迅速に進めてまいります。

次に、震災により損壊した家屋等の公費解体の受付状況について御説明申し上げます。8月31日現在で451件の受付、同日までに約50件の解体に着手をしております。また、自費で解体を行われた方への解体費用の償還でございますが、7月25日から本申請の受付を開始して、8月31日までに93件を受け付けております。なお、償還金の支払につきましては、8月25日から順次行っているところであります。

次に、震災で運転を停止をしておりました御船甲佐クリーンセンターのごみ焼却施設でございますけれども、7月25日に本復旧をいたしまして、現在、通常の運転をいたしております。また、水道につきましては、豪雨災害により宮内地区の飲料水供給施設6施設におきまして、施設の損傷による断水が、また、2施設で濁水発生による断水が発生をいたしました。仮設管布設等により、7月10日までに給水可能となっております。

次に、応急仮設住宅の入居状況であります。全228戸のうち、9月6日現在で白旗グラウンドの白旗仮設団地ほか、4団地209戸へ582名の入居が完了しております。今後は追加建設を行っておりますグリーンセンターの乙女第三仮設団地5戸と糸田の白旗第3仮設団地14戸へ近日中に入居予定となっております。

災害については、豪雨により落石や法面の崩土が発生し、地震災害からの被害と合わせて、6月22日時点で県道6路線10カ所、町道19路線37カ所で通行止めが発生しておりましたが、現在、県道では県道三本松甲佐線の井戸江峡橋付近と宮内地区社会教育センター付近及び打出から広瀬の区間が通行止めになっております。また、県道御船甲佐線の田口橋、県道小川嘉島線の府領橋が通行止めになっております。

町道では、町道松ヶ崎妙見谷線ほか3路線で通行止めが続いているため、早急に工事の発注を行ってまいります。現時点で把握できている被害箇所になりますが、全体で285カ所が被災しており、このうち町道では88路線186カ所、橋梁が1橋、河川では26本99カ所が被災をしております。災害復旧工事についてであります。町道坂谷線や松ヶ崎妙見谷線など被害の大きな路線から順次発注を行っておりまして、災害査定が完了しております72路線114件のうち、12路線14件の工事発注を既に行っております。今後も道路等の早期復旧を目指してまいります。

次に、農業関係におきましては、田・畑・農道・水路・ため池などが被災をしております。震災による災害査定は、準備ができたものから順次申請をいたしておりますが、豪雨による災害については、現在、コンサルタント業者7社に委託を行い、町内全域において被害状況の調査と災害査定に計上する箇所の測定作業を行っております。今後、受益者の同意・測量・設計、災害査定を年内の早期に終了するよう準備を進めているところであります。

また、臨時会で承認をいただき、補正予算に計上をしておりました経営体育成支援事業、農業用機械、農業用倉庫等の復旧に係る9割補助につきましては、現時点で104件、事業費としては約9億円、それから、強い農業づくり交付金事業、これはJA上益城のカントリーエレベーターの再編に係る事業費でありますけれども、これが約40億円となっております。経営体育成事業の事業費につきましては、相談件数がまだ100件以上残っている状況でありまして、今後、事業費の増加も考えられるところであります。

林道の被災状況でありますけれども、すべての林道8路線において被災をしております。被災箇所数46カ所、被災延長2,148メートル、林道総延長21キロメートルに対し約1割の被災となっております。なお、被害額といたしまして、これは概算ですけれども、3億8,000万円余りを見積もっております。

商業関係につきましては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ補助金でございますけれども、これには第1次募集で1グループ、参画企業数21社、被害額といたしましては、施設のほうで35億2,658万円、それから、設備のほうで5億7,717万円の申請があり、認定を受けているところであります。

次に、各小中学校の復旧状況について御報告させていただきます。町内小中学校は、8月26日から2学期に入っておりますが、乙女小学校につきましては、現在、地質調査を行っており、その結果を受けまして、校舎及び外構の復旧工事に入っていくことといたしております。そして、2学期中の復旧を目指しているところであります。ただし、体育館につきましては、平成29年3月初旬までには復旧できるものと考えております。また、乙女小学校を除く各小中学校につきましては、災害査定が終わった学校から復旧工事に入っていくこととしており、1日でも早い復旧に努めてまいる次第であります。

次に、熊本地震の被災者に対して、全国から寄せられました善意の義援金につきましては、日本赤十字社、共同募金会及び熊本県に寄せられ、県を通じて町に配分されました義援金と、直接本町に寄せられました義援金がございます。9月1日現在で、県を通じて配分された義援金が4億6,224万円、本町へ直接寄せられた義援金が100件、1,957万円となり、総額が4億8,197万7,487円となっております。県を通じて配分されました義援金につきましては、県の配分基準に基づき、8月16日までの申請受付分に対して配分を済ませておりますが、その内訳は、住家の全壊101件、大規模半壊を含む半壊815件と、重傷者16名分というふうになっております。

本町へ直接寄せられております義援金につきましては、町の義援金配分委員会において配分基準等の検討がなされておりますけれども、現在も被害調査及び罹災証明書の発行が継続中である点を考慮いたしまして、今後、町の被害状況が確定をした時点において、他町の配分状況も参考にしながら決定していこうということで、配分につきましては、現在、留保というような状況でございます。なお、義援金の受付期間を平成29年3月31日までに延長いたしましたところでございます。また、義援金とは別にふるさと甲佐応援寄付金、ふるさと納税などの募集について、町のホームページ等に掲載をいたしております。

以上が災害関連の報告でございますが、次に、その他の事業について若干御報告させていただきます。まず、龍野小学校校舎増築等工事につきましては、8月16日、開催されました第1回臨時会におきまして、契約の締結について御承認をいただきましたので、平成28年度内の竣工に向けて工事に着手いたしております。

次に、多世代多機能型健康増進事業について御報告申し上げます。昨年度モデル事業として実施をいたしました多世代多機能型健康増進事業を本年度も実施をいたします。実施につきましては、今回の熊本地震のため、10月1日からというふうになります。この事業は、総

合保健福祉センターの機能強化を図り、予防医療を推進し、医療費削減に向けた取り組みを行っていくため、トレーニング機器や運動教室での健康づくりに褒賞機能を取り入れた健康ポイント制度を導入し、甲佐町商工会と連携してまいります。さらには、子育て世代の健康づくりも視野に入れた子育て支援も行いながら、町民の健康寿命の延伸と、地域住民の交流の拠点となるよう事業展開を行ってまいります。

以上、災害対応及びその他の事業の実施状況について御報告を申し上げましたが、今後も災害復旧・復興に全力を挙げて取り組むとともに、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいりる覚悟でございます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で町長の行政報告を終わります。

町長、どきやんですか、次続けて大丈夫ですか。大丈夫ですか。よかですね。

---

### 日程第5 町長の提案理由の説明

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、平成27年度甲佐町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算の認定についての案件5件、承認案件1件、報告案件1件、財産の無償譲渡案件1件、条例の一部改正案件2件、平成28年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算案件4件、以上の合計14件でございます。以下、各議案について順次御説明を申し上げます。

まず、認定第1号から認定第5号までの各議案は、平成27年度甲佐町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定であります。この決算の認定は、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から各決算書の提出があり、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別紙のとおり意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の状況をそれでは御説明を申し上げます。

まず、認定第1号、平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額5億4,211万430円であります。翌年度へ繰り越すべき財源が7,614万1,000円であり、実質収支額は4億6,596万9,430円であります。このうち2億4,000万円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、認定第2号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額とも1億7,655万1,261円であります。このうち1,800万円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、認定第3号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに3,768万7,151円であります。

次に認定第4号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

きましては、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに233万819円であります。

次に、認定第5号、平成27年度甲佐町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。この決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により決算書を調製しましたので、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別紙のとおり意見書の提出がありましたので、同条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

水道事業会計におきましては、収益的収入及び支出で、収入支出差引額が2,892万1,401円であります。資本的収入及び支出では、収入額が支出額に不足する額が4,934万2,749円となり、この不足額は当年度分消費税資本的収支調整額1,853万4,016円、過年度分損益勘定留保資金3,080万8,733円で補填をいたしております。なお、当年度純利益が1,036万2,681円であり、前年度繰越利益剰余金9,615万3,642円と合わせて、当年度未処分利益剰余金が1億651万6,323円となっております。

次に、承認第13号、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。この専決処分は、平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の軽減及び免除を行うことにより、納税義務者の生活再建を支援することを目的に、甲佐町平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例を制定する必要性が生じたので、平成28年8月17日付けで専決処分をいたしたものであります。

次に、報告第2号、財政健全化判断比率等の報告について御説明申し上げます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率並びに資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付して議会に御報告するものであります。健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも基準以内であります。

次に、議案第42号、財産の無償譲渡について御説明申し上げます。本件は、中早川区認可地縁団体の申請により、納骨堂と納骨堂及び納骨堂関連敷地の無償譲渡を行うため、御議決をお願いするものであります。

次に、議案第43号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。本件は、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の甲佐小学校敷地内への移転に伴い、本条例の改正が必要となったため、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第44号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。本件は、甲佐町総合保健福祉センターの施設を活用して行う業務の一部について、指定管理者制度を導入することに伴い、本条例の改正が必要となったため、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第45号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,572万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ134億5,829万6,000円といたしております。

補正の主な内容について、まずは歳出から御説明申し上げます。

総務費では、総務管理費に財務諸表作成業務委託料153万7,000円、事業確定に伴う精算金として、国・県返還分など4,006万3,000円、家屋被害調査委託料166万円、徴税費に家屋評価システム導入委託料86万4,000円、電子申告支援サービス初期導入委託料154万6,000円などを追加しております。

民生費では、社会福祉費に介護保険特別会計繰出金155万7,000円、介護ロボット等導入支援特別事業交付金277万2,000円、災害救助費に修繕料5,765万円、派遣職員人件費負担金1,528万5,000円などを追加しております。

衛生費では、保健衛生費に国民健康保険特別会計繰出金390万3,000円、予防接種委託料116万1,000円などを追加しております。

農林水産業費では、商工費に中甲橋グリーンパーク進入路補修工事設計委託料33万5,000円、同工事400万円などを追加しております。

土木費では、土木管理費に町道台帳整備委託料333万6,000円、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業負担金2,096万1,000円、住宅費に土砂災害危険住宅移転促進事業補助金600万円、宅地耐震化事業調査委託料600万円などを追加しております。

消防費では、部運営交付金180万9,000円、分団運営交付金13万1,000円などを追加しています。

教育費では、小学校費にスクールバス運行委託料587万7,000円などを追加しております。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費に測量設計委託料4,020万円、工事請負費4億635万6,000円、応急災害復旧費に重機借上料200万円、工事請負費1,400万円、社会教育施設災害復旧費に民俗資料館解体工事350万3,000円などを追加しております。そのほか、人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

次に、歳入でございますけれども、歳入では、地方特例交付金に77万8,000円、地方交付税に2億3,692万円、国庫支出金で公共土木施設災害復旧費負担金2億7,218万5,000円、介護ロボット等導入支援特別事業補助金277万2,000円などを追加し、県支出金では災害救助費負担金5,760万円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金600万円などを追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金4,705万5,000円を減額し、介護保険特別会計繰入金148万円、国民健康保険特別会計繰入金182万9,000円を計上しております。

諸収入では、消防団員安全装備品整備等助成金86万1,000円を追加し、町債では、土木債で災害関連事業債1,880万円、災害復旧債1億3,580万円を追加し、臨時財政対策債750万5,000円を減額しております。

次に、議案第46号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,306万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億6,290万7,000円といたしております。

歳入におきましては、療養給付費等交付金60万7,000円、繰入金に一般会計繰入金390万3,000円、繰越金にその他繰越金1億3,855万1,000円を追加しております。

歳出におきましては、総務費で一般会計繰出金183万円などを追加し、保険給付費で一般

被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の財源内訳変更を行い、一般被保険者療養費1,759万1,000円などを追加しております。後期高齢者支援費等では、財源内訳変更を行い、前期高齢者納付金等では10万1,000円を減額し、介護納付金に33万9,000円、諸支出金で償還金1,589万3,000円、予備費に1億339万5,000円を追加しております。

次に、議案第47号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,635万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7,912万6,000円としております。

歳入では、支払基金交付金で保険給付費交付金89万1,000円、国庫支出金で保険給付費国庫負担金99万8,000円などを追加し、県支出金で保険給付費県負担金476万2,000円などを追加しております。繰入金では155万7,000円、繰越金では3,768万6,000円を追加しております。

歳出においては、基金積立金に2,000万円、諸支出金で一般会計繰出金148万1,000円、予備費に2,216万8,000円などを追加しております。

次に、議案第48号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,741万2,000円としております。

歳入では、繰入金100万6,000円、繰越金232万9,000円、諸収入44万円を追加しております。

歳出では、総務費で一般管理費63万9,000円、保健事業費で健康診査費44万円、予備費に232万9,000円などを追加しております。

以上、御提案をいたしました各議案につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、御審議の節は各担当課長に説明をいたさせますので、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。11時から始めたいと思います。

---

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第6 監査委員の報告について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第6、監査委員の報告についてを議題とします。

本田代表監査委員より決算審査意見書の報告を求めます。

本田代表監査委員。

**○代表監査委員（本田 進君）** 代表監査委員の本田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



町長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成27年度各会計の歳入歳出決算と、並びに各基金の運用状況について審査に付されましたので、各会計の決算について中村監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

審査の期間は平成28年7月28日から8月12日まで、実質延べ6日間実施しております。審査の結果といたしましては、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、歳入歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、誤りのないものと認められました。

審査内容の詳細につきましては、皆様に配付しております決算審査意見書のとおりでございますが、最後に意見書の結びについて朗読をし、報告とさせていただきます。

それでは、20ページをお開きください。第9、結び、平成27年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。下表は財政構造指標の推移である。経常収支比率は87.6パーセントから81.7パーセントへと適正な傾向にある。その要因としては、経常一般財源である地方消費税交付金及び普通交付税の増加によるもので、市町村では80パーセント以内が理想とされているので、更なる行財政改革の徹底を図りたい。また、財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるとされているが、ここ数年0.28パーセントとなっているので、自主財源確保に向けた取り組みを行う必要がある。第28表は省略いたします。

現年分の町税等の徴収状況については、国民健康保険税を除く町税、水道使用料、住宅使用料、介護保険料、給食費とも98.1パーセント以上の高水準を維持しており、関係部署の努力は高く評価できる。しかしながら、滞納繰越分についての徴収率は7.8パーセントから18パーセントの低い水準で推移しており、特段の工夫と努力が必要である。特に、国民健康保険税の滞納額は1億3,617万2,000円と多額であり、国保会計の運営にも支障を来すことが危惧されるので、徹底した取り組みを期待する。

平成28年熊本地震は、4月14日21時26分、マグニチュード6.5、最大震度7、4月15日0時3分、マグニチュード6.4、最大震度6強、4月16日1時25分、マグニチュード7.3、最大震度7と、県内の自然災害として史上最悪の被害をもたらしたものであります。

甲佐町においては、全壊128、大規模半壊217、半壊716、一部損壊1,362の合計2,423と住家が被害に遭っている。また、6月21日未明の記録的大雨による被害も大きく、全町民が何らかの被害を受けていると考えられる。

そのような中であって、本町では4月29日には仮設住宅90戸を白旗町営グラウンドに建設をはじめ、県内のトップを切って6月5日に入居を開始したり、6月27日には他町に先駆け、公費解体を始めた。更に、2年後を見据え、復興住宅の整備の方針を示し、半壊以上の意向調査に移るなど、こうした甲佐町の他町に対して抜きんでた先手先手の対応は高く評価できる。

本町の財政状況は、地方交付税の動向と社会保障費等の増減に左右されてきていたが、こ

のたびの災害により、平成28年度の行財政運営は厳しい状況となり、財政調整基金にも大きい影響を受けざるを得ない。さらには、平成29年度の予算編成も容易ならざるものが予測される。第6次総合計画を基本として実施しながら、国・県の補助及び過疎債の活用を図りながら、時代に即した地域と行政との協働のまちづくりに取り組み、財源の確保対策と健全財政の確立に努め、災害復興に被災者の目線で取り組んでほしい。町民にとっては、辛く厳しい踏ん張りどきがしばらく続きそうで、心身を休ませながらゆっくりと少しずつ日常を取り戻していく手助けが重要と思われる。

以上、平成27年度決算審査に係る報告を終わります。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で本田代表監査委員による平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か質問ありませんか。御質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** はい、ないようでございます。

監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会を代表して、両監査委員へ深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げたいと思います。

お諮りします。ただいま奥名町長から、議案第49号、工事請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、議案第49号、工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案配付のためしばらく休憩します。

---

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### **追加日程第1 議案第49号 工事請負契約の締結について**

**○議長（緒方哲哉君）** 追加日程第1、議案第49号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** それでは御説明いたします。議案第49号、工事請負契約の締結について。甲佐町総合保健福祉センター改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結することとするものでございます。平成28年9月9日提出、町長名でございます。

1、契約の目的、甲佐町総合保健福祉センター改修工事。2、場所、熊本県上益城郡甲

佐町大字豊内地内。3、契約金額、5,659万2,000円。4、契約の相手方、熊本県熊本市東区御領2丁目28番1号、光進建設株式会社代表取締役社長井上弘太郎。5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由については、契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を要するために提出するものでございます。

続きまして、別紙1により仮契約書の写しを添付しております。2ページ目には、別紙の解体工事に要する費用の写しを添付しております。

今回の工事につきましては、3ページ目に資料2の図面に基づきまして説明をしたいと思います。それでは、図面の資料2をお願いします。図面上段に、今回改修計画の全体図を記載しております。改修工事の内容といたしましては、赤色の点線で囲んでいる箇所がシャワー室の改修、13.34平米になります。これはギャラリーモールの一部を改修してユニットシャワー室を2室、脱衣所が2室の設置となります。

次に、青色の点線で囲んでおります箇所が、浴室と関連施設を改修してフィットネスセンターを設置するものでございます。改修面積が275.05平米になります。トレーニング室174.56平米、コミュニティルーム32.6平米、それと、男女の更衣室の設置、男女のシャワー室に2個ずつのシャワーを設置し、事務室と倉庫の2箇所の建設をいたします。また、併せまして電気工事一式と給排水設備、冷暖房設備の設備工事も合わせて行うことしております。以上が工事の概要でございます。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結については議会へ御提案させていただくという形で御了解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** この工事に関しては、シャワー室を設置されてフィットネスセンターを建設されるということで、現在行われています鮎緑の湯については、この工事完了後、シャワー室の設置完了後、フィットネスセンターの建設にかかるということで、もう営業されないということになります。いろいろそちらのほうの工事に、二つの工事がありますが、かかれるのかということで御説明をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** まずもって、シャワー室の設置を完了いたしまして、利用者の方がシャワー室を利用できるようになってから浴室の改修に移っていきたく思います。具体的な時期と申しますと、これから工程あたりを組んでまいりますので、お風呂場の改修については1月、今年の12月から1月にかけて改修工事に着手できればと思っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） いつも質問をしますけども、この入札に参加された何社あったのか、それとその会社名、それと金額を、できたら教えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、入札に参加された会社、3社ございます。光進建設株式会社、それと味岡建設株式会社熊本支店、株式会社松島建設、以上の3社でございます。それぞれ入札金額が、光進建設さんが落札をされておりまして、5,240万円。それと、次に味岡建設さんが5,241万2,000円。松島建設さんが5,242万7,000円ということで、光進建設さん、株式会社の入札率といたしましては99.95パーセントとなっております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） この入札に参加された会社、これは龍野小学校の増築の入札の会社とまるっきり一緒でしょう。3社だったでしょう。そのほかにこの入札に参加されないわけですかね。その審査で、一番最初の審査かなんかで漏れるわけですかね。その点どうですかね。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の入札に至った経緯について、若干御説明をしておきたいというふうに思います。

この鮎緑の改修については、前からも申し上げておったとおり、今日のお話もありましたとおり、まずはシャワー室のほうを先に整備して、その後に浴室の改修のほうをやろうと。そうしたほうが、町民の皆さん方にとって早く利用できるというようなことにつながるということで、当初からそういう考えを持っておりました。そこで、まずはシャワー室のほうの改修の工事を、これは指名競争で県内のA1クラス、後との、次の浴室のほうとの関連性がありますので、県内のA1クラスのほうに10社指名をして入札を行いました。

ただ、今回の地震、それから豪雨等の災害被災等の対応等によりまして、最終的には入札が成立しなかったと。どこも辞退されたというような結果となりました。そこで、2回目の入札を今度メンバーを更に広げたところで10社指名をいたしまして、12社指名をしてやりましたけれども、失礼しました、11社指名をして入札を行いましたけれども、これもまた最終的には入札不調ということで、落札者がいなかったという結果が出ました。

そこで、非常に龍野小学校の建築に関しましても、こういった状況でいろいろ心配しておりましたけれども、龍野小学校については、金額からして一般競争入札の対象となりますので、一般競争入札で行いましたけれども、最終的に3社がその入札に対応していただいたということでありまして、この時期、それから今後の着工の時期等、いろいろ勘案したときに、意欲があられるところは、恐らくその3社ぐらいしかいらっしやらないだろうというような最終判断をいたしまして、その3社のほうに指名をしたと。そして、最終的に光進建設が落札をされたというようなことでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 今、町長のほうからお話がありましたが、地震また豪雨ということで、関連する事業者のほうもなかなか難しかった状況ということでお話がありましたが、2回も入札が不調に終わって、更に工事を急ぐということよりも、今、まだまだ鮎緑の湯を期待する町民は私は多くいると思うんですが、そういった点で先に延ばすという方法はとれなかったんでしょうか。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** この今回の鮎緑の浴室の改修については、27年度からの繰越事業であって、まだ補助を受けている事業でありますので、今後、地震等の影響を見て、そのへんどう国が判断されるのかわかりませんが、原則としては28年度中に完成をしないといけない、そういう事情もございます。そういうところでやっぱり総合的に判断いたしますと、早期着工に努めるべきだというふうな判断で今回対応させていただいたということでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番。

**○2番（佐野安春君）** この工事請負契約書について、今日の議題の中に突如として出されたということで、私も心の準備がちゃんとできていなくていいところがありますが、今ちょっと意見も申し上げましたけれども、私はこの間の地震の後のこの鮎緑の湯の存在ということで、一時は1,000人を超える町内外の方が利用された。そういったことで、本当にこの鮎緑の湯を3月の段階で、4月の段階でまだ残してあったということは、本当にやっぱり町民、また町外の方にも有効であった。今でもやはり利用者は極端に少なくはなってません。やっぱり100名前後の利用者が存在するというので、私はやっぱりこの、今のこの町の方針に対して賛成することができませんので、意見を申し上げるところです。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 議案第49号、工事請負契約の締結につきましては、本当に熊本地震の時は鮎緑の湯は貢献いたしました。ただ、町長の政策もあるかと思っておりますけれども、今後、改修が終了した後は、甲佐町民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上及び福祉活動の目的達成のため、すばらしい施設ができることを願って賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第49号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対し、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（緒方哲哉君）** 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。来週の月曜日、12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午前11時27分

9月12日（月曜日）

平成28年第3回甲佐町議会 定例会 議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成28年9月9日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月12日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月12日 午後4時31分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	本田 克典	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	古閑 敦
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	本田 克典
町民センター所長	中林 健次	教育課長	蔵田 勇治



学校教育課長	荒田慎一	社会教育課長	吉岡英二
農業委員会事務局長	岡本幹春	選挙管理委員会書記長	内山洋
代表監査委員	本田進		

1. 開議 9月12日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は、本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、一般質問を行います。

今期の定例会の文書による一般質問の通告は6名です。順次質問を許します。なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、一議員あたりの質問時間を概ね1時間として、議事運営をさせていただきますので、質問者ならびに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に11番本田新議員の質問を許します。

**○11番（本田 新君）** 議長。11番。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。それでは、11番、本田 新でございます。一般質問をさせていただきます。

まずもって、質問に入ります前に、今回の震災ならびに大水害で多くの犠牲が出ました。その方々に心より哀悼の意を表明し、また、心より復興を願いたいというふうに願っております。

私の質問は、今回の震災のことについて主に質問いたします。で、1番、2番、3番と私、通告書で出しておりましたが、1番2番は非常にこう、関連した質問にしたいと思しますので、まず3番目の、申し訳ございませんが順序を入れ替えまして、3番目の田口橋について質問をさせていただきたいと思っております。

現在、田口橋は長らく通行止めが続いております。いったい、この震災でその被害状況はどうなっているのか、また、その後の震災の架け替えの計画はどうなっていくのだろうかということを、まずもって質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。それでは、あの、田口橋の被害状況についてお答えいたします。田口橋の被害状況は、今回の地震により上部工では、桁の移動、主桁の損傷、主要の破損で橋面部分に段差ができ、かなりの被害を受け、現在は通行不能となっております。下部工の橋台、橋脚につきましては、調査をされておりますが、今のところ軽微な損傷で済

んでいるとの報告を受けております。今後の復旧方法につきましては、損傷が軽度で済んだ下部工は巻立等による補強を行い、上部工については、震災前の拡幅計画と同じように、災害復旧と拡幅をあわせた計画で現在、協議が進められております。復旧計画、架け替え計画については、今年度から復旧前の田口橋の架け替え計画につきましては、本来ならば今年度から橋梁に転化されている水道でしたり、電気線の添加物の仮設物の仮設が行われる予定でありましたけれども、震災で被害を受け、今後の計画としては、災害復旧事業と改良事業を合わせて行う手法に現在、県で検討がなされております。災害復旧の工法については国と協議がなされ、その後、災害査定を受けて、工法を決定されることになります。今年度中に河川管理者であります国交省と協議が行われ、災害査定が行われる見込みとなっております。その後、詳細な設計が行われ、工事着手についても早期の対応ができるように進められております。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。あの、調査の結果下部工にはそんなに損傷がなかったということでもありますけれども、同じ場所にそのまま現況のやつをね、改良されるということなんでしようけども、やっぱり私は、それで大丈夫なのだろうかという危惧も持っておりますし、また、田口橋自体、もう50年近い、つくられて50年近いということで、それをまた今更、ことさら、今更という言い方は失礼ですけども、補強でいかれるというよりも、できれば違う場所にたて替え、新築をされたらどうなのかということをお願いをしたいというふうに思っておりますし、また、あそこ、今回の地震で、何て言うんだらう、あそこにやっぱり活断層が確実に走っているんじゃないだろうかというふうな思いもあります。やはり、あの活断層のそばを、にある田口橋ですから、より強固なものが、いいのではないかという思いもあります。例えばこう、今回の地震で思ったのがですね、あの、まず最初に14日にありましたね。9時半ごろ。そのあと、その3時間後ぐらいですか、15日の0時03分、あそこの田口橋の近くで震源があったということでもあります。で、あれ見ると、甲佐町の役場ではその、5弱という数字が出ております。ところが、あそこあたりは6強ですよ。まあそれはあの、どういうことかと言うと、やっぱりあちらのほうが揺れに弱いというのがやっぱり今回明らかになったんじゃないかなという思いがありますので、是非ともですね、そのへんのところをですね、もう1回県のほうを中心にですね、もう1回協議を願えないだろうかという思いがありますので、その点についてはどうお考えなのか、私のお願いを聞き入れていただけないだろうかと思いますが、どうでしょうか。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。議員がおっしゃられますように、田口橋の近くには日奈久断層がとおっており、まあ、そこに、同じ場所に架けても大丈夫であろうかということでしたけれども、県のほうにもですね、いろんな調査をされて、お聞きしましたところ、通常の橋梁とかの構造物の場合には、断層までは調査はやらないということでしたので、まあ

大丈夫かどうかと言われますと、まあ、大丈夫ですという断言はできませんけれども、あの、非常にそのへんは心配ではありますけれども、あの、通常の橋梁の場合は、あの、災害復旧で対応していくということの回答を得ております。で、別の場所に架け替えられないかということにつきましては、やはり災害復旧事業で行うということで、あの、今のところ、現状のまま、架け替えを行うという選定がなされております。以上でございます。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。分かりました。まあ、この、違う場所に架け替えをすることについてはですね、やはりあの、まあ、まあ、言い方は失礼な言い方かもしれませんが、まあ、あの、やっぱりこれは違うところから声をかけていかなきゃいけないだろうなと思います。やっぱりこれは、あの、国会議員の先生とか、そういうところからですね、あの、話をかけてですよ、違うところからやっぱりせめていって、もういちどですね、あの、やっぱりどう考えてもね、やっぱり50年近い経ってるし、今こうするというよりも、私はその、まあ今の現行のだったらですね、やっぱり復旧・復興だろうということは、やっぱり補修、修理というふうな方向でいくのかもしれませんが、やっぱりそこはね、もう1回、新たな観点からですね、せめて、せめてて言い方は失礼ですけども、そういった方針をですね、で進んでいただくように、やっぱり要望活動しなくちゃならないのではないのかなと思いますので、是非とも町長におかれましてはですね、そういった活動をですね、やっていただけないだろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今回のあの、田口橋の災害があったということで、現在、通行止めの状況が続いております。もともとあの、先ほど建設課長が答弁いたしましたとおり、本年度から、実際の工事に入るような計画でありました。ところが、まあ、今回の地震によって、現在のような状況になったということでもあります。議員が考えられるような、同じようなことも、私も考えて、いろいろ相談にも行ったところでもありましたけれども。実はあの、東日本震災のときにも橋梁が損傷を受けて、受けた場合においても、復旧で対応できるぶんについては、ほとんどがその、補強工事によって災害復旧をなされているというような情報も入っております。それと、あの断層のお話もありました。確かにあの、田口橋の上流のほうに断層が走っております。一般的にはあの、断層を直行する場合には検討される余地があるというようなお話も聞いておりますけれども、今回のような事例においては、そこまでの検討はなし得ないようなお話であります。いずれにしても、あの、非常にあの、議員言われるのはじゅうぶん分かりますけれども、これがあの、今から計画変更になりますと、もともとの考えとった工事期間を大幅に、れが延びる恐れもありますし、現実問題としては、現在県が進められておりますような、考えでいかざるを得ないんじゃないかなというような、自分なりにそういうふうなことで受け止めております。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。分かりました。あの、後でまたありますけども、議会のほうでも今回、国会陳情を計画されております。これひとつ、議長、あの、田口橋の架け替えに関してですよ、国会陳情する場合には是非とも、そういった田口橋をですね、新たなところで架け替えをするという要望をですね、是非ともやっていただけるようにですね、お取り計らいをお願いしたいというふうに思います。また、もうひとつ、乙女橋ですね、やっぱり本当にあの今回地震で思ったのはその、乙女橋、田口橋が通行止めになって、あの、甲佐大橋、大いに、群を抜いてまではいかななくても、非常にこう、不便さを感じました。で、乙女橋もですね、今あの、通行できるようになりました。大型はできませんけども、普通乗用車はできますけども、あれ行くと、曲がとったり、こう、上下にこう、段差があったりして、ちょっとあの、非常にこう、通行可能なのではあるけども、乙女橋はどういう状況なのか、乙女橋についてはどのように考えておられますか。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 乙女橋につきましては、乙女橋につきましても、あの、桁の移動、主桁の損傷、それと橋面の段差につきましては、支承部の破損によりできたもので、現在は重量を規制して通行可能ということで、通行には問題ないということでした。それと、復旧につきましては、今月末に県のほうで災害査定を受けられまして、復旧工法がそこで決定していくと思われまます。で、工事着手につきましてはですね、来年度の非出水期、10月から11月から工事着手になると伺っております。以上でございます。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。分かりました。では、あの、なんとかですね、田口橋、乙女橋のですね、あの本当に早期の復旧を願いたいというふうに思います。では、あの、続きまして、通告書の災害のまた水害の支援策について、町の負担についてという題目で出しております。これはあの、いろんなかたちで、あの、支援策が行われております。で、そこに、どれだけ国の支援があっおるのかを知りたいという思いがありましたので、通告書でも、そこで、町の負担も割合もですね、知りたいというふうに願いましたので、いくつか、あの、いろいろあると思いますけども、私の中でこう、いくつか選んで、あの、お聞きしたいと思います。まずあの、家屋の解体あたりが、まずいちばん最初に目に映りました。8月、この間の補正では8億近い補正もあつとつたというような思いもありますけれども、これだけじゃないんだろうけどもですね、環境衛生課のほうですか、のほうではそのような補正がございましたけども。まず、家屋の解体についてはですね、最初お聞きしたときは、9割が国の補助で、あと1割は自治体で、まあ、町はもうその1割は個人負担をとという思いがあったのでしょうけども、まあ、新聞報道で無料というようなことがあったものですから、そういったほうには動いておりますけれども、実際、国の負担と町の負担ならびに、だいたい予想される総額あたりをお教え願いたいと思います。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 議長。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。お答えします。家屋等の解体につきましては、災害等廃棄物処理事業として、現在、概算で20億円を見込んでいるところでございます。町の負担につきましてでございますが、7月26日の閣議決定で、国庫補助金や地方交付税で措置される金額を除いた町の実質負担割合は0.3%から2.5%の間になるというふうに、県から説明を受けているところでございます。正確な負担割合につきましては、10月上旬に行われます災害査定のあとに示されることとなっております。以上でございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。まあ、あの、ということはあの、最大限5,000万というようなことが、最高の負担として、まあ、それ以下だという、この0.3%という、いくらになるかちょっとすぐは計算できませんけども、まあ、5,000万、2.5%で5,000万ですかね、それ以下だということで分かりました。で、あの、もうひとつ、農業サイドということで、農業施設の修理とか建設あたりの分と、また、今回、田畑のあたりが地盤沈下だとか、亀裂だとかあっておりますので、それはふたつありますけども、まずはその、農業施設の修理とか、そういったことについて、負担割合とどれくらいの事業量になるのか、その点を教えてください。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。農業用の施設ということで、農機具、農業用倉庫等の復旧費用に対する費用負担ということでお答えをいたしたいと思います。経営体育成支援事業と申しますが、これにつきましては、臨時会するときにも説明申し上げましたとおり、国が5割、県が2割、町が2割の負担。それと、受益者である方が1割負担ということになっております。現在、予算で需要額調査であげておりますのが、約10億円ということになっておりますので、その2割の2億、ただ、この2億のうち、交付税措置が70%ありますので、10億の場合ですと、約6,000万の一般財源の持ち出しということになります。ただ、この10億といいますのが、今、100件の規模に対する事業費で、まだ、百数十件、相談件数が残っておりますので、事業費については、もう少し事業費総額が伸びるというように考えております。以上です。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。まあ、今、100件、それでまあ、100件以上の規模があるということでございますので、まあ、200件近くいくのかなあということで、1億2、3万ですか、の負担が町には求められるのかなという思いで見えておりました。あと、田畑の今回、変形してますね、あの、亀裂があったり、地盤沈下したり、こう、うねったりやっておりますけども、その田畑のそういった復旧費、復旧に対するその事業に対するその、支援策ということで、その、まあ、できればこれ、調査は完了してるんでしょうかね。どれくらいの規

模になるのか、総事業料合わせて国の負担、町の負担についてもお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。それではあの、農地、農業用施設の費用負担についてということでお答えをいたします。まず、被害状況ということですが、現在、コンサル会社のほうに、町内全域について調査を行っております。依頼して調査を行っております。取りまとめを今週末ぐらいにできるかなというふうに思っておりますので、申し訳ありませんが、現時点で災害復旧に係る事業費が何億なのかというのは、申し訳ありません、お答えできないところです。で、実際の復旧につきましては、通常ですと、農地50%農業用施設については65%の国の補助でございますが、今回、地震、水害ともに激甚災害の指定を受けておりますので、国庫補助のかさ上げがっております。だいたい95%ぐらいまで上がるのではないかなというふうに思っております。そういうことで、95%ありますと、残りの5%が受益者負担、その5%のうちの8割に相当する額を町が負担ということになりますので、95%が国、県、4%を町、1%を受益者負担ということになります。で、仮に10億の災害復旧費用がかかったとすると、町の負担額は約4,000万です。ただ、この4,000万につきましても、起債で対応、また、起債で対応しましたときに交付税措置等がありますので、実質600万程度の、10億の災害復旧に対して600万程度の一般財源の持ち出しになるのかなということで考えております。以上です。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。分かりました。ただ、ひとつちょっと質問させていただいたのは、受益者が1%負担をするということですが、その場合のその、農地ですね、その、事業を受けられる。どれくらい損傷したとか、どれくらいの、その、基準ですね、それについてはどのように考えておられるのか、それと今年ありましたけども、それ、いつごろからその事業が始まって、どれくらいで終わるのか、そういう見込み、今分かるならお教え願いたいというふうに思います。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、災害復旧の基準でございますが、1カ所あたり40万円以上の災害復旧費用かかかものが災害の対象と。で、40万といたしますのも、例えば農地の場合、不陸があって、そこは、30万で仮にすんだとしても、隣接する水田に20万の被害があると、合わせて50万ということになりますので、災害の対象になるということでございます。で、災害査定につきましては、もう、4月の震災以降、順次査定を受けているところもありますが、査定設計資料、測量推計、復旧費用まで積算できたものから、順次受けております。現在、田口の農道2カ所、芝原の農道、糸田のポンプ小屋等については、査定を受けていると。で、農地につきましては、面積が広範囲になる、また、復旧工法をどうするか

ということの打ち合わせが必要。また、受益者の方から負担金を徴収しなければなりませんので、施工の同意と負担金の同意、負担金を出しますという同意をとったうえで、災害査定を受けるということになりますので、今年度、災害査定につきましては、年内に終了するというのが前提でございますので、できるだけ早期に災害査定のほうを終わって、実際の工事につきましては、もう査定が終わってるぶんについては、発注の準備をしておりますが、面的な農地の復旧についてはもう、年明け以降の工事になるということで考えております。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。まあ、年明けといっても、まあ、2、3年くらい最終的にはかかるのかなという思いで私はみておりますけども。まあ、1日でも早いですね、復旧を願いたいと、お願いをしたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願い。職員の皆様方、大変だろうと思っておりますけどもですね、ひとつ頑張ってくださいたらですね。農業は今、町の根幹というぐらいの産業でございますので、頑張ってくださいたいというふうに思います。それでは、もうひとつ、あの、税の減免について、ちょっとお聞かせ願いたいと思っておりますけれども、税の減免が今回、これも罹災証明書によっていろいろ段階があると思っておりますけれども、まあ、トータルでだいたい簡単で、簡単にと言うと失礼ですけども、その、減額はどれくらい減額になるのかということについてお聞かせ願いたいと思っております。

**○税務課長（北畑公孝君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** はい。今回、地震に伴います町税の減免について、見込み額ということですが、まず、町税につきましては、現在、概算ではありますが、7,000万円程度の減免を見込んでおります。この、減収分につきましては、あの、歳入欠陥債の起債ができて、元利償還金の57%が特別交付税として措置されることとなっております。町税の減免額7,000万に対して、特別交付税として約4,000万円の措置がありますので、実質減、収入の減といたしましては、3,000万円となります。ただ、この7,000万円につきましても、今、住民税と固定資産税の家屋につきましては、あらかじめ数字を出しておりますが、今後あの、償却資産の減免の申告、また、今、お話がありました農地関係、宅地も含まれますが、宅地の被害に関しての支援策がございますので、この7,000万円から若干増えると見込んでおります。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。今、支援策のことについていろいろ聞かせていただきました。これ、国が前面にたってやっけていただいているということでもあります。で、私思いますのは、今回の震災が災害であった。で、私あの、特にこう、若い、若いって言ったらあれですけども農業をやっておられる方、農家の皆さん方、そして商工業の皆さん方、こういった国、県、また金融機関あたりのもので、支援策をですね、大いに利用していただいでですね、逆



にこの震災をバネにですね、やはりいろいろ事業展開を図っていただいていますね、そしてそれぞれの町の方々の家庭の、また、町の振興へと繋がればというふうに思います。今、こう、農業サイドのほうはですね、農家の小屋だとか、あたりは国から9割補助があってですね、どんどん使われていたり、大いに使っていただきたいと思いますし、また、あの、住宅につきましてもですね、こう、解体費用をですね、全額出していただいていますね、やって、少しでもこう、安くですねつくっていただいていますね、その生活の復興、生活の再建につないでいただきたいなというふうに願います。また、一方で、町の税のことについて考えていきますとね、やはり新しい小屋、新しい住宅ができますと、固定資産税が町のほうには逆に入ってくるという面も、これはもう事実としてあると思います。大いにですね、今回、こういった震災支援の策がありますとですね、役場の職員の皆さん方は大変こう、事務量が増えて、一気に増えて、また時間が設定がなされる、まあ、今年中には申請をしなければならないだとか、打ち切りますよとか、そういった話になってきますと、非常にこう、混み合って大変な思いをなさるかもしれませんけども、是非ともですね、復興に向けてはですね、職員の皆さん方、大いに頑張ってくださいですね、大変でしょうけども、町民のために町のために頑張ってくださいというふうに願っております。で、もうひとつこう、復興のですね、あの中にこう、復興住宅ていうのが、私は今回、どうしても私は必要だなという思いがあって、それみております。高齢の御夫婦、またひとり親世帯はですね、親御さんあたり子どもがですね、熊本市内におる子どもが帰ってきて家を一緒に造ってくれたらとかいう思いも、いろんな話も聞きますし、また、この中にはやっぱり無理だという方もおられます。そういった方々に対してこう、復興住宅というのがあるのかなという、思っておりますけども、復興住宅について質問をさせていただきたいと思いますが、この復興住宅については町のほうはどのような計画、考えをもっておられるのかをお聞きしたいと思います。

○企画課長（西坂 直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。復興住宅についてのおたずねでございますが、復興住宅につきましても、基本的に被災をされた方々の住宅再建ということで、まあ、最初は自力再建をしていただくのが基本ではないのかなというふうに考えております。ただ、この自力再建につきましても、資金的なものととか、いろいろな問題で、自力再建が難しいような方々もおられるということで、そういう方々については、町のほうで復興住宅を建設をするならということで現在考えております。で、その需要量と言いますか、どれだけの戸数が必要かというようなこともありますので、現在、アンケート調査等を実施をいたしまして、その戸数等を把握したいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。復興住宅ていうのもまあ、ある意味特別な住宅、町営住宅をつくるようなものであるんじゃないかなと、私は思っておりますけども、今回その、財源ですね、財源については、今、聞いたかな。まだですよ。財源についてはどのようになっ

ているのか、それについてまたお聞かせ願いたいと思います。

○企画課長（西坂 直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。財源についてということで、今回のこの復興住宅につきましては、公営住宅法に基づき、一応整備をするというふうになっております。事業における町の負担割合でございますが、通常の場合ということと、それと一般災害の場合、それと今回、町が指定を受けております激甚災害という3つの方法がありまして、今回はあの、通常の場合と激甚災害の場合で一応御説明をしたいと思っております。通常の公営住宅整備の場合は、国からの補助が2分の1となりまして、残りの2分の1は町の負担というふうになります。で、今回、甲佐町が指定を受けております激甚災害の場合、これにつきましては4分の3に補助が引き上げをされまして、町の負担は4分の1というふうになります。で、町の負担につきましては、地方債を起すことができるというふうになりますが、この地方債につきましては、現在のところは交付税措置のない単純な地方債というふうになります。それと、町の負担ということでございますが、今申し上げましたのは、建設等にかかる負担割合ということで、建設後には入居をされます。入居をされたあとに家賃等が発生しますので、その家賃で収入になると。それと、その他に、家賃低廉化事業というような措置もございまして、これは、本来公営住宅が低所得者向けの住宅ということで、民間の公営住宅との家賃差額がありまして、公営住宅のほうが家賃を低く設定をされているということで、この差額を補てんをするというふうな措置でございます。で、この家賃低廉化につきましては、民間家賃との差額の3分の2から4分の3が補てんをされるというふうになります。で、この家賃低廉化それと入居者の方の家賃、それ合わせますと10年程度では、その、町の負担分4分の1あたりは回収できるというようなことで考えております。以上でございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。まあ、本来ですね、町営住宅と申しますとですね、デメリットとかこう、いうか、非常に考えさせられる点というのはいくつかあると思うんですよ。やっぱり家賃収入が少ない。また、古くなってくるとこの補修費がかさんでくる。そしていちばんのデメリットはこの、「はい、やめます。そこでやめます。」というのがなかなかできない。というか、なかなかできないというか、まずできないというふうに、ことですね、やっぱり。町がやることですから、そんなあの、無責任なことができません。そういう点から私はまあ、デメリットとしてあげられるんじゃないかなと思いますけども、まあ、今回の場合はこの復興住宅につきましてはですね、やはり国の補助がかなりあると。ありますし、家賃の補填もあるというようなことでありますので、これは積極的にですね、これはこう、取り組んでいただきたいなというふうに思いがあります。そして、まあ、近い将来、高齢者向けのかですね、いう方々の入所というんですかね、そういう受け入れもなっていくんじゃないかなという思いがあります。で、そこでひとつこう、もうひとつ問題になっているのが、では、その復興住宅をどこにつくるのか、いわゆるその地域コミュニティという観点を

ですね、私は大事にしてほしいなというふうな思いがありますし、またせっかく復興住宅で大きなその補助がある、利点がありますので、その、どういったこのレイアウトというかな、どれぐらいのものをつくるのかと、いうことが、こう、ひとつこう、問題にというか、あげられるんじゃないかなと思いますけれども、まずそういったあの、どこにつくられるのか、そのレイアウトはどうするのかということについてこう、質問させていただきたいと思います。

○企画課長（西坂 直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。復興住宅の建設場所とか、レイアウトについてというふうなことでございますが、先月にですね、8月中に、8月の頭からですね、その復興住宅に入居は可能であるというような方、つまり仮設住宅への入居者、それとみなし仮設への入居者、それと現在、家屋解体を申請をされている方々、この方合計いたしますと320人ちょっとでございます。この方々に対しまして、一応アンケート調査を実施をしております、8月末現在で200名ほどの回答を得ております。で、現在のところ、その集計作業を行っているところでございます。で、その中でその、アンケート調査でありますとか、被災者の方々の御意向でありますとか、そういったことを踏まえた上で建設場所とか、建設戸数等については決定をしたいというふうに考えておりました、現在のところでは、まだその建設戸数も建設場所につきましても、まだ具体的には決定をしていないというふうなところでございます。それと、レイアウトにつきましても、全て同じ間取りにするのか、今、町営住宅を建設しておりますが、同じ間取りにしておりますけど、そういうような方法にするのか、それとも仮設住宅で取り入れております入居世帯数、1DK、2DK、3DKですかね、そういうような間取りに、変えるのか、それにつきましても建設戸数等との合わせたところで決定をしていきたいというふうに考えております。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。あの、分かりました。で、どこにするかまだこれからということでございますので、今回、災害をみてみますと、下白旗と乙女のほうというようなことでありますので、できれば、できればそういったところにですね、復興住宅をつくっていただいでですね、そこに多分需要があるだろうと思いますので、是非ともそういったことを考慮に入れられて、先ほど申しましたとおり、その、地域コミュニティが壊れないと。非常にこう、そういったのがひとつ、何か新聞等々あたりでもよく、そういったのが非常に問題になっているというようなことも聞きますので、そういった地域コミュニティを守るというようなこともひとつ考えていただいでですね、やっていただけるならばと思いますし、また、レイアウトにつきましてもね、どんなものをつくるのかということでございます。それにつきましてもですね、まあ、我々議会はこのあと、新潟のほうに、いわゆる行って、あそこの中越地震だったですか、中越地震て言うんですかね、あそこのあります、あそこの先進地事例が、を見に行きますので、是非ともそういった例、復興住宅をつくられておると思います

ので、そういったのを非常にこう、勉強するならばというふうな思いを持って、思っておりますので、できるならばと。その点は議長の方にですね、いろいろお願いをしたいなというふうに思っております。それに続きまして、あの、次の質問にいかせていただきますけど、まあ、これまでこう、国の支援とか、町の負担がっております。で、町の負担がどんどん増えております。そこについて財政の見通しということで、質問させていただきたいと思えます。まずはその、今年の3月議会において、まあ、あの27年度12億あった財調基金をですね、4億取り崩したところの新年度予算が策定されました。それからちょっとこの間あの、話だと補正の臨時議会では、それがまた4億減ったような、ちょっと、私の記憶違いならあれですけども、今のところ財調が4億になってきているというふうなことも聞いております。で、そこも含めてですね、詳しくと言うと失礼ですけども、この基金の動向というか、これからの財政の見通しについてですね、お聞きしたいと思います。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） それではあの、財政調整基金につきまして、御説明申し上げたいと思えますが、財政調整基金の残高につきましては、これまであの、25年度、26年度、27年度末ということで、だいたい12億から11億程度の財源が確保されてまいってきております。これにつきましては、あの、地方消費税等の伸び、それと地方交付税も若干伸びたというところで、まあ事業費の財源をさらに補助金や過疎債等で賄ったことで、確保できてきておるということでございますけども、今年度になりまして、熊本地震、豪雨災害ということで、多額の財政調整金の取り崩しを余儀なくされたというような状況でございます。今9月定例会の補正段階で予算上の財政調整基金の残高でございますけれども、4億6,324万8,000円ということで、かなり厳しい状況になってきておるというようなことでございます。まあ、今後の見通しということでございますけども、なかなかあの、現時点では見通しがたっておりません。例年ですと中期財政見通しということで、作成をすることにしておりましたけれども、現時点では作成ができないというような状況になってきておるところでございます。今後ですね、来年度に向けて新年度の予算編成をする必要があるということで、12月にはまあそのへんの予算編成が必要になってきてまいりますけれども、その時点で今後、震災による特別交付税、国県、補助金、及び町債の借り入れ額等の歳入とそれと震災以外の通常分の歳出を精査いたしまして、財政担当課としてはですね、これは、財政担当課としての希望でございますけども、財政調整基金を少なくとも7億円程度は確保できればなというふうに、まあ思っておるところでございます。あくまでも現時点での希望という状況でございます。以上でございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。分かりました。あの、まあ、7億程度とかですね、7億、8億ないとなかなか来年度、この12月になかなか組みにくいのではないかなというふうな思いがあります。まあ、多分国のほうからいろいろやってくれるんじゃないかなという思いが、

私は思っておりますけれども、まあ、それはそれとして、その交付税ですね、交付税の今後の見通しについてはどのように。これは見通しで申し訳ない、本当、まだ地震があつて、5ヶ月しか経っておらんのですけれども、まあ、今こういう質問をですね、私自身もこう、するのはあれかなと思っておりますけれども、やはりあの、見通しはある程度もったうえでですね、じゃあその、対する対策をどうだという、対策の方向性を私はこの質問でこう、できればなという思いをしておりますので、まあ、交付税の見通しについては、もう簡単で結構でございます。

もう、つかないとおっしゃれば、つかないで結構でございますけれども。まあできるなら何かあるならば交付税の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） 交付税の見通しでございますけれども、あの、平成28年度の普通交付税の決定額といいますのが、21億4,233万6,000円という状況でございます。今後、若干の調整額の追加交付がある場合もございます。まあそこはまだ未定でございますが。また、あの、特別交付税につきましては、通常分の他、今回の震災関係での経営体育成支援事業の町負担額の7割、中長期の災害派遣職員の人件費の8割、またあの、被害家屋等の戸数により計算されますルール分などの交付が行われる見込みではございます。ただ、現時点で試算しますと、3億4,000万円ほどというふうに見込んでおりますけれども、実際の交付額がどの程度になるかというのは、なかなか今の時点でははっきりした見通しがたっていないというような状況でございます。以上でございます。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。分かりました。そのとおりでろうなというような思いもあります。今あの、財政の見通しについてありました。で、ここからが今回私の質問のこう、あれなんですけれども、町長にこう、これからじゃあ町の指針はどうするんだというふうな思いがあつて、この質問をさせていただきますけれども、町はこの後期の総合策定を今年の3月に、また、戦略、あの地方創生版ですか、総合戦略が昨年からでた、また、町長も今回の3期目で、まあ、マニフェストも出しておられる。そういったいろんな町の計画、町の方針があつております。で、これが今度の災害震災で、ある意味変化が生じたんではないかなと。計画が狂ったというのがあるんじゃないかなということがあると思っておりますけれども、その、その町の総合計画ならびにそういった計画に変化はあるのか、どのように考えておられるのか、町長のお考えを聞きたいと思ひます。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の熊本地震等を受けまして、昨年度において策定をいたしました甲佐町総合計画の後期計画、それから総合戦略、そして、マニフェスト関連の各事業について見直しがあるかというような御質問であります。結論から申し上げますと、復興計画

が、後期基本計画或いは総合戦略などとまあ、重なる部分はあるかと思いますが、計画自体の見直しは全然考えておりません。後期基本計画につきましては、自然環境を生かし、文化と交流が育む暮らしやすい安心・安全な町づくりをつくと。そういう基本理念のもとに4つの将来像を掲げておまして、今後の甲佐町の町づくりの方向性を示したものであります。それから、まあ、総合戦略につきましては、最近の地方での少子高齢化や人口減少社会への対応としての将来に向けての持続可能な地域づくりを進める地方創生の観点を入れたところの政策でありますし、さらにはマニフェストについては、私の任期4年のうちで達成を目指した政策目標ということになります。また、あの、今回の震災を受けての復興に向けた震災復興計画の策定も今年度行うことといたしております。この震災復興計画につきましては、被災者の生活再建に向けた取り組みと同時に将来にわたって、安心・安全な生活環境を確保し、よりよい甲佐町を築くための復興対策を、これを強力に推進することといたしまして、早期に面的な整備方針、或いは将来への道筋を示して、町民と一体となった復興計画となることを策定趣旨といたしております。それから、あの、基本方針といたしましては、単なる復興にとどまらずに、長期的視点に立ち、創生を見据えた甲佐町のさらなる発展を視野に入れた計画となるよう、総合計画や総合戦略、マニフェストなど、そういった関連する諸計画ととの関係も考慮して策定をすることといたしております。以上、申し上げましたように、現行の各種計画等そのものは、見直しは行わずとも、今回の震災復興計画の中で、現行の計画の考え方や方向性を生かしながら、長期的視点にたち、地方創生も見据えた計画となるようやっけていきたいというような思いであります。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。分かりました。あの、まあ、町長のお考えは分かりました。で、私も今回この質問をするにあたってですね、まああの、財政に詳しいOBの方であるとか、まあこの、ここにはおられませんけども、ちょっと財政に詳しい職員の方からちょっと意見を聞くとやっぱり、今回の地震でこう、被害額がだいたい、だいたいどれくらいになるのだろうか、国のあれも、いろいろあるかもしれんけど、まあ人によっては3億と言う方もおられたし、多い方は7億から8億という方もおられました。で、それくらいの町はダメージを今回受けたんじゃないかなということも思っております。復興に向けてそれくらいの金が必要だなというふうなことなんじゃないかなというふうに思います。で、今あの、町長のほうでは、この復興計画のほうでいろいろと考えておられますけども、やはりそういったあの、財源の裏付けて言うんですかね、財源がそのなかで不足するというふうについては、どのように対処していこうと考えておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今年度、それから、来年度の財政的なことは先ほどからいろいろお話出ておりますけれども、若干はあの、来年度の予算編成をするにあたって、今年度計画

されている事業あるいは来年度の計画される事業の中で、若干の見直して言いますかね、あの、精査が必要だとは思いますが。ただあの、考え方としては、基本方針、それにマニフェスト、それから総合計画の中で、考え方としてはですね、それを踏襲していくんだということは何も御理解をいただきたいと思っております。で、まあ、いろんな要望活動もこれまでも、各省庁或いは国会議員の先生方等にも、いろんな団体を通じてですね、町村会もそうですし、またあの、先だっては、激甚の指定を受けた山都、御船、甲佐、美里のほうでですね、九州農政局のほうにも、このままだと非常に農家を離れる方がおられるとか、それから費用負担の問題等もありますので、是非、補助率のかさ上げをお願いしたいというような要望も行ったところでもございます。ですからまあ、その、要望活動はですね、要望活動として、さらにいろんなことでお願いをしたいと思っておりますけれども、合わせたところで、まあ、事業のそういったところでのまあ、見直しをしながらなんとか対応していきたいというような考えでおります。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。あの、町長おっしゃるとおり、私もね、この次の質問で考えておるのは、やっぱりこの、今回のあの、オリンピックだとか、中国の今いろいろやっておりますけども。そういったロビー活動で言うんですかね。やっぱりそういったあの、要望活動が私たち非常にこう、必要だなと思えますし、あの、議会のほうでも国会陳情を考えておられます。また、先進地視察の新潟も考えておられる。また、町長におかれましてはですね、今後一層ですね、そういったあの、要望活動をやって、あの、確かにこう、新聞によるとですね、甲佐町はこの、復興に向けて非常にこう、先行している印象が確かにあるかと思えます。まあ、一時的には先行しているのかもしれないけれども、本格的な復興についてはですね、今後さらにこう、国県あたりのですね、やっぱり大いに支援を受けながらやってほしいなと思えますし、また、あの、せつかく、せつかくという言い方はあれかもしれませんが、復興するんですから、復興をするんだったらもう少しこう、新たな戦略を練ってですね、よりより町が発展するようにですね、そういった戦略を練っていただきたいなという思いがあります。そしてもうひとつこう、それではこう、質問させていただきたいんですけども、今回こう、財政が難しい、計画は続行するんだと町長はおっしゃられた。それでやっぱりこう、必要になってくるのがやっぱり私は、行財政改革じゃないかなというふうに思います。やっぱり削るところは削ろうというのが思いが必要なんじゃないかなと思えますし、この度のこの、決算監査のですね、監査の意見書のですね、やはり最後の結びのところにですね、やっぱりこう、町の受けたダメージ、行財政改革の必要性が謳われております。これについてどう取り組んでいこうという決意をもっておられるのか、それについてお聞かせねがいたいというふうに思います。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** あの、まあ、行財政改革については、やっぱり地震の、今回被害

を相当受けましたけれども、それとは関係なく当然やっていくべきものだというふうに考えておりますので、そういう基本的なスタンスにたって、今後も進めてまいります。以上です。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。分かりました。今、・・・しよっとはですね、やっぱりあの、監査の意見と私、本当におなじ思いで甲佐町を見ておりました。削られるところは削ったらどうかというふうに思います。それともうひとつですね、今回あの、震災の復興計画をつくっていかれるて思いますけども、ぜひともですね、議会の意見とか、そういったものあたりもですね、聴取をお願いをしたいというふうに思っております。そして、また行財政改革ですけども、削られるところは削ったらどうかというふうに思いがあります。西原村ではですね、議員定数をひとつ削減をしたということで、昨日選挙があっております。我が町もですね、議会議員定数削減に向けた動きもですね、私はあっていいのではないかなというふうに思います。議員1人当たりの年間経費がまあ、400万から500万というふうなあります。そういった動きともですね、削減をされてはどうなのかなという思いがあります。これはまあ、私が言って何ともなりません。是非ともですね、議長をしてですね、これについてもですね、やっぱり真剣に取り組んでいただきたいと。先だっても言っておるみたいですけども、ひとつ取り組んでいただければなというふうに思います。行財政改革の進めのひとつとしてひとつ提案をさせていただきたいというふうに思っております。最後になります。この道路5ヶ年計画が、まあ、これ別に道路5ヶ年計画をですね、別にこう、ターゲットとして絞ったわけではありません。これがいちばん分かりやすいからですね、ちょっとさせていただきました。で、今回こう、震災をみてみますと、まず震災によって壊れた道路とか河川だとかそういったものからまあ、順番にですね、あの、どういう順番でこう、町は道路あたりに考えていかれるのかなと思っておったんですけども、まずはその、壊れた道路をまず復旧すると。また、現在作りかけているというか、つくっているというようなものから進んでいかれるのかなとか、また、新規のまだ、これから未着手の計画についてはまた後回しになるのかなとか。まあ、私的にはいろいろこう、考えるんですけども、町の考え方としてはですね、この道路5ヶ年計画については、今回の震災を受けたことからして、そこに何か変化があるのか、どういうことで進めていこうとされているのか、その方針をお聞きしたいと思います。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘美君）** はい。今後の道路整備計画の進め方ということでお答えいたします。今回の震災や水害により、被災しました道路、河川等の公共施設の災害復旧工事がまずは、第一に早急に着手し、早期の復旧を図ることが必要だと考えております。道路整備計画により、現在着手しております6路線につきましても、事業は継続する方向になると思いますが、その実施年度や、実施期間につきましては、今後協議していくことが必要になると思います。それと、まだ事業に着手していない4路線につきましても、若干の着手がず



れ込んでいくことも予想されます。今回の震災関連の様々な面で、国の助成の考え方が未だ定まってないところもありますし、今後、国の助成が新たに創設されることも考えられます。そういったことから、今後の道路整備計画の進め方としましては、事業実施期間の延長なども考えられ、町、財政部局との調整も図りながら、事業実施に向けて考えていきたいと思えます。以上でございます。

**○11番（本田 新君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 本田議員。

**○11番（本田 新君）** はい。分かりました。財源との問題もあろうかと思えますけども、着実に進めていただくなればなというふうに思っております。で、まあ、やっぱりこれはひとつのまたあれですけど、やっぱり安全とかですね、安心を守るということを考えるとですね、やはり早急の復旧や、なるべくこう、工事中でというのがいつまでもですね、年度またいでこう、何年も続かないようにですね、早くこう、完成を目指していただければなというふうに思います。また、これはあの、私は今回あの、震災で思ったことは、集落内の道ですね、あの、今度特にこう、下白旗だとか乙女のほうでは、かなりの家が今度の災害で建て替えを考えておられます。そこにあってですね、集落内、本当に道が狭いですよね。あの、ところどころ、なかにはまあ4年にいっぺんしか行かんようなところもありますけども、本当に車1台しか通らないようなところが本当にあってですね、やっぱりこの際、この際ということはありませんけども、こういったときにですよ、やはりこう、熊本市あたりは都市計画ですか、あって、4メートルより広げないとか、家はつくられないとか、なんかそういった話しもちよっとちらっと聞いたような思いがありますけども。ひとつこう、30センチでもいいからですよ、町民の皆さん方をお願いですよ、こう、広げてもらってですね、ひいてもらってですね、こう、するならば、道、あの、よくなるんじゃないかなと思えますけども。そういった、まあ、個人の資産に対することでございますので、まあ、なかなか町のほうから言うというのは、なかなか難しいかもしれんけども、この際、ひくというようなことをですね、呼びかけあたりを、町のほうからやってみられてはどうかという思いがありますけども。町長はこう、そういったことはお考えになられませんかでしょうか。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まあ、震災が発生いたしまして、まあ、ある集落についてはまあ何とかなんかそういう考え、今議員がおっしゃるようなことですね、できないだろうかというような御相談が実際のところあったところでもありますけれども、やはりあの、まずは地域内の集落のですね、ご議決を計っていただくということがいちばん大事なことになるかと思えます。で、その結果、規定の幅員が取れるような、道路構造令に見合うような、そういう見通しがつくのであればですね、是非町のほうにも要望していただいて、それを道路整備策定委員会のほうにかけてですね、結論を出すというようなことになるかと思えます。で、おそらく、そういった事例は今後考えられることも予想されますので、そういったこと

も担当課とですね、協議しながら今後の考え方等もですね、整理していきたいと思います。以上です。

○11番（本田 新君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） はい。是非ともですね、やはりあの、震災はものすごいダメージ、マイナスでしたけども、まあ、このマイナスをですね、なんとかこう、少しでも克服してプラスの方向にこう、戻すようなことがあればなというふうに私は願っております。先ほど、最初に途中で言いましたけども、特にこう、農家の皆さん方とかですね、町民の皆さん方、また商工業の皆さん方、非常にこう、苦しい思いをされておりますけども、しかし、国、県、また町、また金融機関等の支援策を大いに活用していただいてですね、なんとか復興につなげて、皆で協力し合って、そういったことが興ることをですね願ってやみません。まあ、そういうことを願ってですね、私の質問を終わりたいと思います。どうも失礼しました。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで11番 本田新議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に12番中村幸男議員の質問を許します。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 12番。中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番、中村幸男でございます。一般質問をですね、通告書に基づいて、質問をさせていただきます。質問に入る前にですね、4月の14日、16日の熊本大震災、また、6月20日、21日の気象庁始まって以来4番目というような、150ミリの大雨、これについてですね、被害を受けられた方、また亡くなられた方に対してですね、心よりお見舞いと哀悼の意を表したいと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。まず最初にふるさと納税についてということですね、このふるさと納税についてはですね、昨年27年の3月議会また、12月議会でもですね、甲佐町の財政、少しでもまあ、役立つならという思いの中で質問をさせていただいて、昨年12月議会の答弁でですね、町はプロジェクトチームをつくってですね、検討するというようなことの答弁をいただいております。これについてですね、どのような取り組みをされたか、まずはお聞きしたいと思います。

○総務課長（内山洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山洋君） はい。それではお答えいたします。ふるさと納税につきましては、

昨年度、町の重点戦略事業に位置づけをいたしまして、議員おっしゃられるとおりプロジェクト会議を立ち上げて検討を行いまして、その結果を町長へ報告をいたしまして、今年度から取り組み方針の決定をいたしたというところでございます。その取り組み方針の内容につきましては、まずポータルサイトの加入およびクレジット決済の導入ということでございます。インターネット上で返礼品を選んでいただいて、そして寄付をいただく。その寄付金額につきましては、クレジットによって決済をするというふうなシステムでございます。それと2番目に、返礼品の品揃えの充実ということで、今現在、産業振興課のほうで、町内の30業者の方を目標にお話をさせていただいておるといような状況でございます。次に、3番目に、ホームページでの申し込みということで、先ほどのポータルサイトおよびクレジット決済を利用されない方につきましては、ホームページ上で申し込みをしていただきまして、町のほうから納付書等をお送りするというかたちでございます。それと4番目が、返礼品の金額およびその段階基準の見直しということで、現在、3万円以上の寄付で返礼品をお送りいたしておりましたけれども、金額の段階ごとに返礼品の数を増やしていくというかたちで、新たに方針を決定いたしまして、実施をしたいというふうに考えております。ただ、あの、これらの取り組みにつきましては、平成28年度から準備を開始したいというふうに当初考えておりましたけれども、今回の熊本地震や豪雨災害によりまして、取り組みが若干遅れておりまして、今の時点では、平成29年度から開始できればというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** はい。今、ただいまですね、総務課長のふるさと寄付金検討されると。チームのですね、報告をいただきました。4項目にわたってですね、いろいろ取り組むというようなことでございます。ただですね、私が特にあの、思っておりましたクレジットの決済、これを今から先はですね、やっていかんことにはですね、やはり面倒なことは嫌がるというのは、今の社会ではないかと思えます。ということでですね、是非まあ、これを、熊本地震あってですね、取り組みができないのは十分理解するなかでですね、私としてですね、まあいろいろ、まあ今までも言ってきたなかでですね、やはりこの、ふるさと甲佐にですね、ふるさと納税をやろうというような思いのなかにですね、やはりあゆ祭りに招待したり、夜の花火、じゃあ昼はあゆ築に招待したりとか、そういうですね、アイデアあたりも入れたらいいんじゃないかというような思いを持っております。ふるさと納税についてはですね、あの、金曜日の代表監査委員のむすびにもあの、書いてありましたとおりですね、私も平成27年度の代表監査委員とともに、まあ、決算監査をさせていただいたなかではございますがですね、その中で、財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるとされているが、本町は0.28となっているので、自主財源確保に向けた取り組みが必要というようなこともですね、むすびで載っておりますのでですね、是非役場のこの、プロジェクト委員の皆さん方はもちろんですね、やはりあの、役場職員以外にもですね、いろいろアイデアのある方がおられるかもしれませんので、そういう方も入れたですね、プロジェクトもつくって、是非まあ

検討していただきたいと思います。今後ですね、甲佐町を、まあ熊本地震あたりから復興させるためにはですね、やはり自主財源確保がいちばんでございます。ふるさと納税だけではございませんがですね、先ほどの11番本田議員の、財政の見通しとも考えますと、是非そういう、プロジェクトチームに新しいメンバー等も入れてですね、取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。その点について。

**○総務課長（内山洋君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山洋君）** プロジェクトチームにつきましては、27年度の編成ということで検討いたしまして、その結果をまあ、町長に報告をいたしたというところでございます、まあ、あの、プロジェクトとしては今、そのときに一応終了はしております。まあ、今後このふるさと納税、いろんな返礼品の等を考えるにあたっては、まあ、多くの方々いろんな多方面の方々から意見を聞きながら、実施していきたいというふうに考えております。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** はい。そういうことでまあ、ふるさと納税については終わらせていただきます。続きましてですね、熊本地震についてということを出しております。本町の地震マップのですね、整備状況についてという、これについてはですね、平成19年、まあ、奥名町長が就任された年にですね制作し、平成20年に全戸に配布をしてあるわけですね。これのまだ、あの、これは縮小したやつですけど、大きいやつです。各家庭、全戸に配布をされております。ただ、意外とですね、まあ、私の家もそうですけど、ないわけですね。家内に聞いてもないというような状況でですね、やはりあの、ほとんどの現代の人はですね、まさかその、熊本が甲佐がこういう地震があると思った人もいないというような状況の中ですね、この地震マップを見るとですね、もう本当にこのとおりの、やっぱり被害が出ております。だからこのマップていうのはもう本当にあの、もう、やっぱり資料をつくられたなというような、感心をしとるところでございます。そういう流れの中ですね、マップです、被害状況、これについてです、全戸配布した中で、くらし安全室長、これについてです、いろいろまあ、調査とか、地震が起きたあと、マップあたりがまあ、どれだけためになったかとかいうようなことを調査されましたか。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** はい。地震マップにつきましてはの調査ということでございますけども、震災後数人からですね、このマップにつきまして、効果はどうだったろうかという話を聞いております。その、お聞きした範囲内でお答えしてまいりたいと思います。ようございますか。この防災マップにつきましてはですね、まあ、私事から入りますけど、防災研修会では必ずこの地震防災マップとですね、洪水ハザードマップとふたつあります。このふたつを携行しましてですね、必ず研修会でお示しして、お集まりの方にですね、このマップについて御存じですかとお聞きします。そうしますとですね、多くの方が、ほとんどの方が知っておられます。そういうことからですね、このマップはですね、震災のその、

数人からお聞きしましたけれども、具体的なですね、効果等はあの、回答ございませんでしたけど、こういうマップで震度が7までなるという、このことを知っていただだけでもですね、それなりの効果はあったのではないかというふうなですね、回答を得ております。私もそういう話聞きましてですね、具体的な効果は聞いておりませんが、そういう意識があったことだけはですね、非常に効果があったものというふうに取り扱っております。以上です。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** まあ、そこですよね、まあ、我が町はあの、自主防災組織、37部落だったですかね、が、まあ自主防災組織を組織してですね、それぞれ、それぞれの地域ですね防災、災害についてですね、取り組みをされております。この自主防災組織がですね、今回の熊本地震および150ミリの大雨等にですね、自主防災組織の活動状況あたりのですね、まあどのようなことに取り組みられたかというような調査等についてはされたでしょうか。私はですね、この自主防災組織がまあ、室長が答弁の中に言われるか分かりませんが、十分に機能したかというような心配がありますので、お尋ねしたいと思います。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** はい。お答えしたいと思います。まずはじめにですね、自主防の組織率についてお答えしたいと思います。平成27年度末の自主防の組織率は、議員御発言のとおり37地区でございまして、組織率は83.3%でございます。同年の末のですね、目標値が80%でございましたので、まあその目標値はどうかクリアできたところでございます。次に今回の震災でですね、はたしてその自主防災組織が機能したのかというような御質問でございますけども、これにつきましてはですね、自主防災組織へのアンケートを現在お願いしておりますので、御回答があった範囲内でお答えしたいと思います。これまで回答いただきました中でですね、自主防組織がですね、すべて活動されております。回答の中ではですね。活動しなかった支部はございません。で、その自主防のですね、活動内容でございますけども、ひとつ目が地域住民への避難の呼びかけ、或いは避難用車両の準備、地震直後にですね、炊き出し、おにぎりをつくって1人暮らしの老人宅のほか、食事の用意ができない家庭への配布、次に、地元消防団と合同でのですね、集落内のパトロールの実施、救援物資の各家庭への配布等々ですね、自主防はですね、それなりの地区においてですね、活動されております。ただですね、その中のひとつの回答でですね、このような大震災はですね、もう誰もがはじめての経験であったと。これはもう間違いないことでしょう。ですからですね、当初戸惑いを感じたと。しかしその自主防をつくった組織の連絡系等ですね、そういう系等をつかってですね、スムーズにですね連絡ができたというような話もっております。まああの、今回の回答を得た範囲内ではですね、自主防はですね、地元の地区の方々にですね、いろんな活動の支援をされて、その活動の機能はあったものというふうに私は思っております。次に、今後の、失礼しました。以上でございます。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） まあですね、私がある、充分機能したかとおたずねするのはですね、7月8日のですね、まあこれは読売新聞ですけど、自主防災充分機能せずと書いてあつてですね、いろいろまあ、例が載つとるわけですよ。で、まあ甲佐町はですね、ある程度まあ機能したというように、私はまあ、室長の答弁で捉えるわけでございますけどですね。これもですね、やはりあの、防災行政無線、これの役割はかなり大きいんじゃないかと思うわけですよ。この防災行政無線のですね、個別受信機設置率はどのくらいですか。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい。個別受信機の設置率は約89.5%程度というふうに思っております。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） まあそういうことですよ、あとまあ10%ちょっとですね、が未設置というような状況ですよ。やはり自主防災組織がですね、充分やっぱり機能するにはですね、やはりこの防災無線それぞれの家庭にですね、設置してこそ機能するんじゃないかと私は思っておりますけど、その点いかがでしょうか。その設置できないという、また理由あたりも。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい。あの、防災行政無線のあの個別受信機につきましてはですね、前回の嘱託員会議の席におきましてもですね、各区長様方に、設置率の向上のためにですね、是非、つけて欲しいというふうにですねお願いをしております。ただ、この受信、失礼しました。個別受信機につきましては、御本人の希望でございましてですね、御本人がつける希望がなければつけられないということがございますので、まあ今後ともですね、まあ、あらゆる機会を通じて個別受信機の設置促進に向けてですね、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、この地震、まあ大雨による被害洪水ですね、またあの、台風あたりですよ、やはりあの、テレビラジオ等もですね、そのいつも連絡は聞くわけですけど。情報はですね、ただやはり町としてのですよ、いちばん身近な情報というのはですね、やっぱりこの防災行政無線と私はまあ捉えております。そういうことですね、これはもうやっぱり組織率を32年だったかな、100%にもっていくというようなことになっておったかと思っておりますけどですね、これについて、その、まあ極端な話ですよ、町としてのですよ、あの、防災行政無線は各家庭につけなければならないというような、その条例あたりは作れんのですかね。極端な話なんですけど。その点いかがですかね。それぞれ町

民の安心・安全のためにですよ、やっぱりその夕方テレビとか見とってですよ、うるさいとか思われる方もあると思うわけですよ。でないと今後やっぱりその100%、平成32年に達成は私はできんと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 条例化ということでございますけども、まあ、他市町村とのですね、そういう条例等の制定等を参考にしながらですね、担当課として、そういう条例ができればですね、条例の制定に検討を進めてまいりたいと思います。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことであの、町長あのですね、組織率32年100%はおそらく今の状況じゃ無理と思います。そういうことですね、じゃああの、今の自主防災、まあその設置率が89.5、最悪でも95%ぐらいになってですね、まああの、いやいや100%になった場合を想定した場合でもですね、やはりこの自主防災組織自体がですね、まあ、甲佐、五つの地区があります。宮内、甲佐、白旗、竜野、乙女と。その地区ごとのですね、やはり自主防災のやっぱりその勉強会、訓練あたりをですね、やはり専門家を招いてですね、やるのか。そういう点は考えられませんか。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まあ、訓練等についてはあの、実はですねあの、今年度震災があるまではあの、やろうということでまあ、くらし安全推進室を中心としてですね、検討を重ねよったわけですけども、その検討を重ねる前に地震、豪雨が発生したということで、今年度は自主防災組織、組織してあるところも、それからないところも行政区の区長さんあたりに、それから関係機関の方々に来ていただいて、あの、研修会をやるようなことを今考えております。当然あの、今後も組織をつくったが、あと機能しないじゃですね、これはあのつくった、組織した意味が薄れますので、そのへんはじゅうぶん考えながら対応させていただきたいと思います。まああの、今後の、今回の熊本地震を受けまして非常に、いかに情報を町民の方に伝えることが大事かということをつくづく感じました。個別受信機を設置してあるところはそれで情報が得られるわけなんですけれども、特にあの、車中泊をされている方の場合は、まあ屋外のそういう無線のほうの放送が聞きづらい、届きにくいところもありましたし、車中泊の方々に聞いていただけるように、次なる手段として臨時のFMの放送局を設置して、そちらのほうを聞いていただいて、町の情報を伝えようということの、ことでもですね、対応させていただいたところでもあります。ただあの、これもやっぱり受信の範囲が非常に狭いというデメリットもありますので、まあ、やはりいちばんいいのは議員がおっしゃるとおり、それぞれに個別受信機を設置していただくことがやっぱりいちばん大事なというふうには考えてたところでもあります。ただ、まあ、それぞれの家庭の事情もありますし、そのへんはどうやっていくかというような問題もありますけれども、議員御指摘の点は

ですね、じゅうぶん考えながら対応させていただきたいと思います。以上です。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** まあ、そういうことですね、5地区にわけてて私がもう、敢えてふれたのはですね、やはり宮内地区、山間部なんですよ、棚田あたりもいっぱいある。もう甲佐地区については平たん。それと乙女だったらですね、乙女、白旗、日奈久断層あたりがおとって、通つとるわけですよ。だからその、やっぱり地区、地区ですね、あの、勉強会、訓練すること自体も変わってくるんじゃないかという思いの中で、まあそういう質問をしたわけでございますので、あの、是非、まあそういうあの、研修をしたり、される先生あたりを、専門家がおられたらですね、取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

続きましてですね、熊本地震をですね、やはり後世にですね、伝える取り組みは是非もう必要というような思いをもちしております。特にですね、あの、小中学生あたりのですね、やはり熊本地震、この揺れですね、心身あたりの異変はまずなかったか、そういう点をまあ、教育長、地震後。

**○教育長（蔵田勇治君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** はい。熊本地震発生直後からいちばん心配したのは、議員おっしゃるとおり、子どもたちの心のケアでございました。それで本町教育委員会では、前震のあとだったでしょうか、本震のあとだったでしょうか、もう、直後だったと記憶していますが、県の教育委員会のほうにですね、お願いをいたしまして特別にあの、カウンセラーを派遣してほしいということでお願いをいたしましたら、すぐ派遣をしていただきまして、またそれに加えてあの、ボランティアの方もですね、カウンセラーのボランティアの方も本町においでいただきまして、各学校まわっていただきました。またあの、全部の学校の養護教諭を直後集めまして、専門家の指導に、どのような、子どもたちの心のケアをしていったらいいかということで、あの研修をですね、短時間ではございましたけれども、半日ぐらいでいたしましてすぐ学校に通っていただいて、今度は全職員に、その養護教員から研修内容をですね、伝えて、毎日子どもたちを心のケアにあたると。ただあの、臨時休業をいたしておりましたので、それぞれの学校であの、担任を中心に家庭訪問をいたしました。複数回いたしまして、特にあの、心配になるような子どもには専門家のカウンセラーに行っていただいて、親子共々のカウンセリングを行ったと。まああの、アンケートも実施をいたしました。全部の学校で2回ですね、すべての児童、生徒にアンケートをいたしましたけど、深刻なですね、あのその、アンケートの結果の中には出はまいませんが、2階が怖くてのぼれないとかですね、なかなかあの、夜眠れないとかいうような相談があったようでございます。そのような子どもさん、それから御家庭、まあ保護者の方もですね、自分の子のそういう姿に心配されてるといこともありましたので、スクールカウンセラーの方に対応していただいたところでございます。今後ともあの、まだまだ子どもたちの心はケアが必要だというふうに思っておりますので、こういう活動を続けてまいりたいというふうに思っております。



○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） まあ、そういうことですね、やはりあの、今後まあ小中学生についてですよ、やはりこのマップ、教育長、このマップをですね、まあ本当にあのこれのひとつひとつ読んでいくとですね、まあ地震のとき役に立ちます。まあないほうがいちばんいいんですけど。この甲佐町地震防災マップですね、危険度あたりがずっと書いてありますのでですね、このマップをもとにですよ、やはり年に1回か2回、学校教育の中にですね、入れていただけるのだろうかという私があるんですけど、その点いかがでしょうか。

○教育長（蔵田勇治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい。あの、今回の震災そして豪雨災害、これを経験したということは非常にあの、子どもたちにとって、そして保護者の方にとってまあ過酷なですね、経験ではございましたけども、この経験をただもう忘れ去るということではなくてですね、やはり後世に伝えていくと。そしてこの経験から学んで防災、減災教育をしていくということは非常に大事なことだというふうに考えております。本県ではあのもう江戸時代になりすけども、約220年前、寛政4年といわれますけども、あの島原大変肥後迷惑という大変、津波災害がですね、ありました。このときは津波が到達したいちばん高いところにあの、波先石というですね、波の先、先頭の石という、石を設置してですね、ここまで津波がきたんだというようなことを後世に知らせようというようなですね、ことがされております。またあの、東日本大震災のときには、やっぱり津波の到達点のところに桜をですね、ずっと植えていこうという、桜ライン311未来への伝言運動というようなこともされてます。このような、後世に伝えていくということは非常にあの大変大事なことで、まあ今の私たちのこれを伝えていく責務でもあろうというふうに考えております。まあそのようなことを踏まえてですね、実はあの、各学校にまずあの、記録をですね、まあ写真沢山撮ってありますので、それを時系列にまとめた記録集を今作成をさせて、しているところでございます。またあの、上益城教育事務所におかれましては、その上益城地区の記録集もまとめるということをお伺いしております。この記録集は議員おっしゃるとおりですね、あの今回の震災、豪雨災害を教材にしていこうという取り組みでございまして、そういうものを使いながら、そして防災マップ、ハザードマップ等もですね使って、これはあの防災教育、減災教育は本当に、力を入れて進めていかなければならないというふうに考えております。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 是非、教育長よろしくお願ひ申し上げます。

続いてですね、幼児ですね、まあ保育園に行っておる幼児あたり、まあ1歳からですか、6歳までの子どもたちですよ、これあの熊日あたり見るとですね、やはり幼児の半数は心身の異変とかですね、夜泣きしたりとか、音に過敏になったりとかいうようなことが載っております。甲佐町ではどのような状況だったのでしょうか。

○福祉課長（北野 太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） はい。それではあの、震災後における就学前児童の心身の状況についての御質問でございますけども、熊本地震におきまして、まああの就学前児童を持つ子育て世帯についても、あの車中泊とか避難所とかですね、厳しい状況での生活を強いられていらっしゃるというような状況でございます。震災発生後においては、町内の保育園では4月20日までを休園とし、その後は一部、自主登園というかたちで開園されておりました。で、4月22日から乙女保育園を除き開園。そして4月27日からすべて通常開園となっております。で、園児の心身の状況につきましては、震災直後においてはまあ夜泣きするとか、夜眠れない、それと1人になるとトイレが怖いなどの相談があったと園のほうからは聞いております。で、保育園につきましては、比較的早期に再開できたことによりまして、園児にとっては心身のケアという面ではよかったかというふうに感じております。それとまた保健福祉センターでは地震の直後において、保健師等の災害派遣の協力により乙女地区、白旗地区の全戸訪問が行われております。その中で、子育て世帯についても調査を実施しております。その結果、特にカウンセリング等、医療を必要とするケースはなかったという状況でございます。で、心配なケースについてはですね、現在も保健師が訪問により経過をみているというような状況でございます。で、さらに5月から再開した乳幼児健診で、地震による精神的影響がないかについてもまた、問診を実施しておりまして、早めの対応ができるよう取り組んでいるというような状況です。また、乙女、白旗以外の地区についても、民生児童委員さんによる調査を行っておりましたが、該当者はなかったというような状況です。以上でございます。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） はい。私がですね、まあ教育長、福祉課長あたりに敢えてまああの、小中学生また幼児あたりのもですね、心身の異変等まあお尋ねしたわけでございます。これ、お尋ねしたわけはですね、やはりあの後世にですね、やっぱり伝えるためにはですね、やはりただいま教育長、福祉課長あたりが答弁されたことをですよ、やっぱり記録に残してですね、残し、またあの写真等があったら写真等もつけてですね、そういうことは町は今まとめて総務課長かな、どのようなことでまあ、残す方向であの取り組んでおられますか。

○くらし安全推進室長（清水 明君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（清水 明君） はい。今回の震災の記録化についてでございますけども、現在まあ取り組んでおりませんけどもですね、今後、各課で持っておられます地震関係資料の提供を受けながらですね、資料のデータを収集・集積しまして記録化を図って、今後の災害対応の教訓資料としてですね、残していきたいようなそういう作業をですね、進めていきたいと思っております。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） これはですね、やはり記録、まあ写真等も必要です。よかったですね、やはり動画。動画あたりでですね、やっぱり子々孫々にこれはですね、伝えていかんとですね、やはり年が経つにつれて、まあ薄れていく。これはもう現実ではないかと思えますけど。この、やはり後世に伝えるためのですね、まあ、チームというか、プロジェクトあたりをですね、町長、是非まあつくっていただきたいんですけどいかがでしょうか。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） あの、おっしゃってる趣旨はじゅうぶん分かりますので、どういう方策がいちばん有効的なのか、くらし安全推進室等ともですね、協議しながら進めていきたいと、考えていきたいというふうに思います。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） はい。よろしくお願ひしときます。あと、2点質問がございますので、次に移らせてさせていただきます。

つぎはですね、まあ水害、常襲地帯に対する解決策と今後の取り組みについてはというような質問を出しております。これについてですね、まあ毎年ですね、南谷川、湯田川による大雨時のですね、水害に対する稲の被害が出ております。これについてのまあ、取り組みはどのような取り組みを今後考えておられるか、建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。市街地の越水対策の取り組みということでお答えいたします。市街地の越水対策につきましては、平成23年度にですね、あの、内水調査ということで、そのなかで対策を検討し、対策案をいくつか出しております。各河川ごとに調整池をつくったり、強制排水施設をつくることを計画しております。しかし、事業をするにあたっては、まあ事業用地が必要でありますし、地域の方の御理解等も必要になってきます。で、また多額の事業費が必要になりますので、これまでに国土交通省への要望活動ですとか、町が事業主体で行う場合、有利な方向で事業ができるような事業制度の検討、また、こういった整備を行ったあとの整備効果の算定を現在行っているところでございます。具体的な対策といたしましては、通常の湯田川、南谷川のですね、浚渫をですね、あの、行いまして維持管理に努めております。で、今回の被災の原因となりました、市街地にかかる大井手川の鮎緑前の橋、橋梁、木橋の橋げたの低下による河川断面を阻害しての越水をおこす原因となっております、これらの橋をですね、今後、今年、木橋につきましてはですね、あの、取り換えを行うという計画がなされております。現在の具体的な取り組みといたしましては以上でございます。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** はい。あのまあ、毎年ですよ、大雨の度にですよ、もう市街地およびその周辺まあ、床上床下浸水ですね、の被害が発生しとるわけですよ。そういうことでまあ平成23年、第六次の甲佐町総合計画、前期だったかな、これにもふれてある中でですよ、第六次の甲佐町総合計画、後期基本計画の中でですね、第5章安心・安全というところですね、近年多発する極地豪雨等による洪水で緑川（外水）ですね、の水位が上昇し、消火栓、水路等の堤防外への排水能力が低下することで、道路冠水や住宅への浸水被害が発生していることから、河川環境に配慮しながら、引き続き、河川の整備を進めるとともに、内水対策の早期実施を図る必要がある。と、まあ書いてあります。これはですね、前期のときも確か私、書いてあると覚えとるわけですよ。で、その前期、平成23年から27年の間、まあ、取り組んであったかというのと、取り組んで、私はないと。じゃあ、今後六次計画の基本計画の後期ですよ、まあ、考えられるとしてもですよ、もう本当にあの、毎年て言っているほどですよ、まあ今年も台風が来たら大雨が降ってですよ、あの、市街地浸かるという可能性あります。その原因はですね、やはりあの、荒瀬病院の前の橋とかですね、あの木橋の橋、これじゃないと思うんですよ。南谷川がああ、三本松甲佐線の横を通過して、北里石材店のところから国道443ですね、あの下を通過して、給食センターそして甲佐小学校の正門ですね、今の新しい正門、あそこで雑木が引っかかるわけですよ。で、あの橋を高くしてもですね、次の暗渠があります。そこで引っかかるわけですよ。これがまず原因なんですよ。だからこの原因をですよ、じゃあ解決するために建設課長はどのようなことを考えておられますか。私、じゃあ私が言いますか。まあ、私の案ですよ。先だってですね、岩下1区の区長さんといろいろお話ししました。解決策についてですね、私たちがこれはもう、素人がまあ、いろいろ相談したわけですけどですね、やはりこの南谷川はですね、やはり今のままの流れでは解決はできないというのが、まあ私たちの見解なんですよ。だから上豊内と下豊内の間を南谷川は流れてきとるでしょ。それとやな場からあの、農業用としてまた流れてきとる。これをですね、やはり1本、それは用地交渉、大変なことだろうと思います。200メートルぐらいあるかと思いますがですね、あの日和瀬橋のところに1本引っ込まんことにはですね、市街地のあの、洪水対策はですね、解決せんと私はみておるんですけど、いかがでしょうか。先だっても一緒に現地を見ましたよね。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。

**○12番（中村幸男君）** その点はいかがでしょうかね。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** ただいまのあの、中村議員さんからの御提案のまあ、南谷川を緑川に排出するならばという案はですね、大井手川の水量をかなり低下させることにおおいな効果があると思います。しかしあの、実際にですね、あの緑川への排出ができるかどうかも含めて改めて検討させていただきたいと思います。以上でございます。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** あの、検討してもらうのはいいわけですよ。大雨時はやな場も止めるでしょ。そうするとその南谷川の水はですよ、日和瀬橋のところに流せばですよ、あの、平野さんのところの樋門で緑川に流れるわけですか。でしょ。で、私それを言うとするわけですよ。だからその、200メートル近くをですよ、1本河川を通すというのは、それは大変なまあ予算もかかろうがですよ、まあ毎年その、洪水あたりにあっておられる人のことを考えればですね、是非何らかのですね、解決策を取り組んでいただきたいと。もう23年からこれは計画には載つとるわけですよ。前期計画、5年間。で、また今度は後期。おそらく今のままではですね、解決しないから敢えて私がまあ、くどくお尋ねしとするわけですけど。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 中村議員のほうから大井手川のまあ、越水等に対するお話が出ております。あの、実はあのこれまでも町として何もやっていなかったということではなくて、まあ、内水の対策に関する調査をこれまでもやっております。で、あの、まあ大井手川だけじゃなくて、あと竜野川にかかるところとかですね、あの馬門川等についても調査をなされているところであります。で、単純に大井手川だけの効果を図るための対策を施した場合の、これは概算の事業費ですけども、当時の概算費ですからおそらくそれよりもかなりの金額が上がっているかと思えますけれども、おおよそ45億5、6、000万ぐらいの試算がでていところあります。それと、町の単独の判断だけでできるかということ、おそらく河川管理者であります国交省あたりとも協議が必要でありましょうし、県との協議も必要になるかと思えます。で、いろんなあの、大井手川の越水対策としての効果としては、いろんな対策は考えられると思えますけれども、まあその中のひとつとして、今提案された案件についても、ひとつ効果的な方法であろうというふうに思います。ただあの、ちょっと私が気がかりだったのが、じゃあ緑川の水位が上がったときに、果たしてその、緑川じゃない、南谷川からくる水をはけるような状況ができるのかなというようなこともありましてですね、町としてはこれまでは調整池を上流のほうにつくってやったらどうかというような考えもですね、まあ調査の結果あの、コンサルのほうからはいただいているようなところもあります。そういうようなことでまあ、あのまあ、抜本的な解決にはなりませんけれども、まずはあのできることから町をはじめようということで、今年度についてはあの、大井手川の木橋の架け替え、2橋をですね、予算化させていただいたということでもあります。いずれにしてもあの、地域住民の方が梅雨時期或いは台風時期を迎えられるにあたって非常にあの心配をなされておりますし、今回の地震後の豪雨においてもですね、床上浸水等の多くの被害もされておりますので、まあ町としてこれはやっぱりあの、本当にあの真剣に考えていくべき問題ということではですね、じゅうぶん理解をしております。またあの、やっぱり町をあげての全庁的な取り組みもですね、今後必要になってこようかと思えますので、まあいろんな関係団体の方々とも協議を進めながら、この問題についての根本的解決を、解決策を見出していきたいというような思いでおります。以上です。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 町長、是非ですね、やはり解決策、やはりあの、示していただいでですね、やはりあの、今回の水害でもですね、やはりもう、家をよそに引っ越したいとか言われる方もおられました。もう、度々昼は変えたりとかですね、まあそういうことも聞いておりますので、やはりあの、大井手川、まあ逆に観光面とかそういうとのね、やな場を基点に観光面とかも利用する川でございますので、その点もじゅうぶん私も理解するなかでですね、是非このやはり水害常襲地帯と、まあ言葉は悪いと思いましたが敢えてまあ、そういうかたちで質問をさせていただいたわけでございますのでですね。町長、この調査費とつけるにあたってですよ、やはり何らかの財源が伴うてこそ調査費はまあつけられんのですかね。これについてですよ、この市街地のあの床上床下浸水についてですよ、調査費、何らかのかたちの調査費ていうのはつけられないんですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） あの、通常ですね、調査費に係る経費ていうのは、まあ町があので単独事業として行う場合が多いかと思えます。で、先ほど申し上げた調査については、以前あの、自民党から民主党政権に移る自民党政権の最後のときに経済対策がありましたので、その予算を2,000万円ほど活用させていただいて、調査をまとめたというようなことであります。で、まあ、今手元にもありますけども、この調査資料はですね、有効に活用したいと思っておりますので、そのことを含めてまあ、議員がおっしゃるようなことをまずは考えてみる必要があるかと。かなり先ほどから出ておりますとおり、地震の対応等で復旧等にも莫大な金額がかかりますし、また、町が基金を取り崩して一般財源として取り組む事業も多いかと思えますので。ただあの、だからといってどうこうということじゃありませんので、議員がおっしゃっている趣旨についてはじゅうぶん理解しますので、そのへんも含めて今後検討させてください。以上です。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） まあそういうことですね、まあ町長の本当にあの、心強い答弁をもらいました。是非ですね、調査費がつけんことにはやっぱりその、担当課あたりも動けんというような思いをしておりますので、よろしく願い申し上げます。もうあんまり時間もございませんがですね。それとですね、6月の20日、21日の大雨、150ミリのときですね、町民はまあ避難しましたよね。それぞれの地区ごとに。甲佐地区については甲佐小学校

の体育館あたりにまあ避難をしたわけですよ。そのときにまあ副町長におたずねしますが、担当でよかです。あの、避難してまたその、甲佐小学校の体育館から避難指示がまた出たわけですよ。あそこが大水が浸かって。そのときにですよ、車が、まあ名前は出しませんが、1台、水に浸かったことがありましたね。これについてはですよ、解決はしたんですかね。

○総務課長（内山 洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 議員おっしゃいますとおり、あの、6月20日から21日にかけての豪雨の災害の時に、甲佐小学校体育館に避難された方、車で避難された方のうちですね、今あの、当日の避難者受付名簿で確認しましたところ、2世帯の方が、今の現時点でわかっているのは2世帯の方が駐車場に車を止められて、そのあと越水してきたために、車が水没したという被害に遭っておられるというような状況でございます。こちらにつきましては、今後でもですね、さらに詳しい調査を行いまして、そしてまあ被害に遭われた方々とまあ話し合いにより解決を図りたいというふうに考えております。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 是非ですね、この件は解決、いい方向で解決していただくようお願い申し上げます。それとあの、建設課長、日和瀬橋上流、国交省があの、堤防の調査やったわけですよ。あの結果について何か結果が出てますかね。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。あの、豊内地区の堤防のあの、土質調査については、まあ漏水等がですね、心配されておりましたので、国交省においてあの、土質調査を行ってもらっております。で、現在の進捗状況は、ボーリング調査を完了いたしまして現在室内試験も完了し、あの、結果をですね、現在あの、分析中ということで11月には町のほうへ報告があると伺っております。以上でございます。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） これについてはですね、あの日和瀬橋のあの堤防、あの大井手川のほうに、だいぶ緑川の水がですね、あの下から流れてきとるわけですよ。そういう状況の中にやはりあの堤防が切れた場合ですね、これ市街地のあの、洪水どころじゃないわけですよ。かなりのまあ、その被害が上豊内、下豊内から有安までですね、もう全町、またあの浅井、下横田か、あの流域までですね、被害を受けるというようなあの、堤防でございますのでですね、あの、常総市の鬼怒川か、ああいう状況がですね起こらん、今後そういうこと、もう想定外のことが起きるのが今の現状でございますのでですね、じゅうぶん国交省あたりとその調査の結果あたりを聞いてですね、その対策あたりをやっていただくよう、お願いしときたいんですけれどいかがでしょうか。今後、その11月頃分かるかな。正式に。それに

についてはまた教えてくださいね。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。

○12番（中村幸男君） はい。もう時間がないので、次にいきます。それとですね、まあ、最後にですね、熊本地震および時間雨量150ミリ等に対するですね、まあ風評被害についてですね、「にぎやかで活気あふれる甲佐町」を取り戻すための復興事業の予定はありますかというふうなおたずねでございます。特にその、町としてですよ、何かその、鮎祭りが中止なら、まあスポーツフェスタも中止になり、まあスポーツフェスタについてはですね、まあ年が明けて3月に実施するというようなことが決定しております。ただ、鮎祭りもですね、まああの時点でするわけにはいきません。まあ中止というふうなことでですね、何らかのかたちですね、やはりあの、復興事業あたりもですね、甲佐町、やっぴいかなきゃならないと思っておりますけど、町として何かまあ考えがございますかね。復興事業。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。町としての復興事業というのは予定はあるかということでおたずねでございますが、新たなイベントということについては、現在のところ計画はいたしておりません。ただ、産業振興課としましては、産業文化祭、また、先ほど議員のほうからありました緑川スポーツフェスタを今年度中に開催を行うという予定としておりますので、まあ通常の、例年行っております行事じゃございますが、それらのイベントにおきまして、復興というふうな、復興イベントというふうな位置づけができないかなということ検討をしているところです。以上です。

○12番（中村幸男君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） まあ、風評被害についてはですね、先だってもあの商工会より町長にですね、まあ要望書を提出したところでございます。あの、飲食関係ならびにですね、それぞれのお店、かなりのやっぴい被害を受けております。そういうことでですね、役場、町長はじめ職員の皆さん方にですね、是非甲佐町を利用していただくように、お願いをしておるわけでございます。そういう中においてですね、やはり私がいちばんその復興に、役に立つのがですね、確かに産業文化祭、スポーツフェスタ等がまあ担当課長が今答弁の中でおっしゃいましたがですね、この、甲佐蚤の市、10月2日第一日曜ですね、これが去年がですね、あの87店舗、本年はですね、125店舗ぐらいの店舗が出てくるわけでございます。そういうことでですね、まあもちろん、町もですね、2分の1の補助かな、があつてこれは実施するわけでございます。そういうことでですね、これを第一弾の復興事業としてやっていただけないかなというふうな思いをもっております。これについてはですね、1月の、10月の1日、2日か土曜日曜にはですね、全国的な有名な蚤の市の方がですね、福岡よりグランドゴルフ場の駐車場を利用してですね、実施されます。熊本、甲佐の復興という目的のもとにですね、どのようなことをされるかという、要するに福岡県をはじめですね、お客はですね、県外の方を呼ぶというふうなことでございますのでですね、かなりあの、甲佐のPRに



も繋がるというような思いもございますので、その点はいかがでしょう。この蚤の市を甲佐町復興の第一弾というようなことについては。あの、担当課長はですよ、あの、この蚤の市の実行委員会あたりもまあ、部下を出しておられると思いますので。いかがでしょうかね。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** 蚤の市につきましては、今議員のほうからもありましたとおり、商工会青年部が主催して実施をされておりますが、その実行委員会のメンバーとして、産業振興課の職員も参画をしているところでございます。また、蚤の市につきましては、会を増すごとに出店数、入込客数ともに大きく伸びており、議員言われましたとおり、甲佐町のPRに大きく貢献をしているイベントだというふうに考えております。また、町としましても、援助ができる部分については検討を行い、積極的に実施をしていきたいというふうに考えておりますし、震災後の大きなイベントとしまして最初のイベントということにもなりますので、商工会の協力を得て、復興イベントとして位置づけることについては町としては異存はないというふうに考えております。以上です。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** まあそういうことですね、あの、おそらくあの、福岡の方まで入れるとですね、やはり2万5,000か3万ぐらいの来客があるというような想定をしております。甲佐町民が1万1,000ですか。2倍から3倍あたりがですよ、まあ特に福岡の方はですよ、福岡の首都の人間を呼ぶという自信を持っておられますのでですね、そういういい甲佐のPRにも繋がると思いますので、復興事業の第一弾にできればという思いでおたずねしたわけでございます。最後にですね、これはもうやはり財政、大変なことと分かっておりますけど、プレミアム券の発行、これについてですね、どうか平成28年度、特にあの歳末商戦あたりに合わせてですね、プレミアム券あたりの発行は考えていただけないでしょうか。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 今回の地震それから豪雨の影響によりまして、町民の中には自然とですね、自粛ムードが漂いまして、商店街の方々にも売り上げ等で多くの影響があっているようなお話も聞いております。そういう中で先ほどもお話がありましたとおり、商工会さんのほうから、自粛ムードを解消してほしいというような旨の趣旨の要望もあがってきたところであります。実はあの、震災から約5ヶ月ということでありまして、避難所のほうも本町の場合は早めに閉鎖ができたということと、それから仮設住宅についても228戸もう全てほぼ完成したということでもありますので、今月の16日をもって震災の災害対策本部のほうを解散をいたしまして、災害復興対策本部のほうに切り替えをしたいというふうな考えを持っております。そういうことですね、役場内の自粛ムードについては、これはもう自然に解消していくものだろうというふうに考えているところです。そういうなかでの議員からのプレミアム商品券の発行についての検討ということでもあります。実施するとすると、まあ財源

確保という問題が、これは必ず出てまいります。早急を実施すべき復興事業への手立てを、ある程度優先しなくちゃならないということはまあ、これまでも申し上げておるところでありますけれども、まあ、やるとなったときにですね、やはりこの経費面をどうするかというようなことを、当然これは過去の経緯から考えますと、商工会のほうとの協議が必要になるかと思えます。人的な経費、それからまあ財政的な経費をどう、お互いが持ち合うのかという問題もあろうかと思えますし、金額の問題もあります。まあ、これがまあ被災を受けておられるところに対しても、それから商工業者ともにカンフル剂的な効果もあろうかと思えますので、またあの、一部損壊を受けておられる方に対しての支援がなかなかあの、今の状況では難しいところもありますので、そういった対応といった観点からもですね、まあ考えられないことはないのですが、これは持ち帰りましてですね、議会終了後に検討させていただくならというふうに思います。以上です。

**○12番（中村幸男君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 議長、すみません。時間がきましたけど、最後、まあそういうことですね、町長、是非取り組んでいただいてですね、1日も早いまあ、甲佐町の復興をですね、願いたいと思います。あの、ひとつ例をあげますとですね、ごみ袋、今年の4月からですね、甲佐町だけしか甲佐のごみ袋は買えないわけですよ。今までは御船と同じごみ袋ですね、その結果、まああの、御船の商工会の場合はクリアにも置いてありました。ところが一切、もう甲佐町のごみ袋は甲佐町の店舗でしか買えないというような状況になってですね、かなりの売り上げが、ごみ袋の売り上げが伸びております。そういうことですね、御船は逆に減ってきたというような状況ですね、やはりあの、お買い物は地元で、甲佐にあるものについては甲佐を利用しましょうという考えのもとですね、まあプレミアム券も町長に無理な相談と思いますが、あの、お願いしたわけでございます。もちろん商工会もですね、そういうお願いをする以上はですね、それなりの覚悟は持ってお願ひしておりますので、是非よろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで12番中村幸男議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前12時13分

再開 午後01時09分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 引き続き、会議を開きます。

次に6番西坂和洋議員の質問を許します。

**○6番（西坂和洋君）** はい。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番、西坂和洋議員。

**○6番（西坂和洋君）** はい。西坂です。6番西坂です。6番、西坂和洋。通告書に従い

順次質問をしたいと思います。質問に移ります前に、私も前の2人同様、今回の地震、豪雨災害においては、大変住民の方にも被害を受けられた方おられると思います。そういった方の今後の復興への道を応援していきたいと思います。

それでは早速ですが、いちばんめからいきます。第一番目に、大規模災害の件でということでおたずねいたします。緊急避難時の避難勧告および避難指示の発令の基準はどのようになっているのか、また、勧告、指示の発令を出すのに要した時間はどれくらいかかったか、また、住民の避難状況、避難場所は何カ所設けられて、4月の16日避難の宮内地区の状況はどのようになっていたかをよろしくお願ひします。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** はい。お答えします。まずはじめに、避難勧告および避難指示の判断基準についてお答えします。一つ目が土砂災害に伴う避難勧告等の判断基準でございますけれども、熊本県および熊本气象台によります土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準としております。二つ目が河川等の氾濫に伴う避難勧告等の判断基準についてでございますけれども、これにつきましては、緑川の中甲橋の観測所の水位を基準としておりまして、中甲橋の水位が氾濫危険水位の4.1メートルを越え、さらに水位上昇が認められる場合を避難勧告の判断基準としております。また、堤防からの越水や決壊等を確認した場合には、避難指示の判断基準といたしております。なお、この基準の水位につきましては、先般の今回の震災によります緑川の被災状況を踏まえた暫定運用でございまして、従来までの判断の危険水位が4.6メートルでございました。50センチほど下がったということでございます。次に、今回の震災で避難勧告指示、避難所開設に要した時間についての御質問でございますけれども、地震発生に伴っての避難勧告指示は今回いたしておりません。避難勧告につきましては、4月16日の本震後の土砂災害警戒情報の発表に伴って、直ちに同日の午後4時50分に町内全域に発令をいたしてしております。次に避難指示につきましては、地震により被災されました宮内地区のですね、堂ノ原の2世帯5人に、4月18日の午後6時10分に発令をいたしてしております。避難所の開設につきましては、前震が4月14日の午後9時26分に発生しておりますけれども、避難所の12カ所をですね、午後10時30分に開設してしております。このことから前震発生ですね、約1時間後に避難所を開設したことになります。次の質問でございますけれども、4月16日の避難勧告の発令時における宮内地区からの避難者数についての御質問でございますけれども、当日の避難者数はですね、総計で1,824人と。今回の震災によります最大の避難者数でございました。当日は。宮内地区からはですね、甲佐小学校と総合保健福祉センター鮎緑にですね、避難されたものと思われまふ。当日は甲佐小学校に699人、それと甲佐小学校の校舎に48人、鮎緑に321人で、この3カ所にですね、合計の1,038の方が避難されております。避難所の職員の配置につきましてはですね、鮎緑に2名、甲佐小学校に4名という職員を配置してございましたけれども、当日のですね、1,038人という多くの方が避難された甲佐小学校と鮎緑ですね、避難された人数を把握するのが精いっぱいございましてですね、宮内地区からの避難された何名の方が避難されたかというよう

なですね、避難者名簿の作成までは至っておりませんでした。従いましてですね、宮内地区からの避難者数につきましては、大変申し訳ございませんけども、その実数については把握できていない状況でございます。今後ですね、避難者名簿の作成の方法などをですね、今回のことを教訓として検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○6番（西坂和洋君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 私がここに持っています資料は4月の18日の資料ですけど、これは地震時の資料だと思います。そのときは、甲佐体育館には1,056人。それから他のところはもうけっこうおられますが、いちばん多かったところは体育館です。私も一応、1日だけ体育館に泊まりましたというより、いっぺん10時ぐらいまでおって、結局いろいろ、向こうでも地震の後片付けとか、あとのことがありましたので、私は娘たちが、「お父さん、泊まるとつとがよかつじゃなかね。」で。「俺は晩にさろかにやいかんけん、でけん。」て言うてからまた黙って帰りました。そのあとまた水害とかのときも、豪雨水害のときも、いっぺん体育館まで来て、やっぱり宮内のことが心配でしたので、方々水害でくえたり、豪雨でくえたりしましたので、そのときも泊まらずに帰ったわけですが、まあ、そして宮内からここまで避難するには、私の家から急いで10分。遠いところでは15分か20分はかかります。途中で崖くえ、地震が度々発生しておりましたので、地震があつて上から落石とかを考えた場合、やっぱりこれは宮内にもどこか適当なところが欲しいなとも思いましたが、まあ、宮内はほとんどどこも危険地域で、避難する場所といえれば、畑の真ん中あたりにしか避難できません。残念なことに甲佐岳をかかえていますので、崖くえ、それから、水害と山津波がありますので、もう自分の家に水害に遭うなり、それから落石に遭うなりしたがいいかなと判断しました。町に避難所を開設してくれと言っても結局そのあとの緊急物資とか搬入するのにヘリコプターなどを使わんと搬入できません。また、宮内も地震のあとは各部落と行き来するのに孤立状態が続きましたので、地震のあと3日間ぐらいは、各部落に赴くこともできませんでした。それから、今後町に避難所を適当なところをと言っても難しいところがあります。平地のほうでは開設してもどっちか回り道などありますが、もう宮内の場合は1カ所崖くえがあつたら、回り道というのありません。だからこれは町に願ひするよりもう自分たちは自分たちで公民館なり、小鹿あたりでは公民館を利用してそして、年よりの人はそこに寝泊まりしたとか話も聞きます。まあ自分たちは、自分たちで守らなしょんなかばいてというような感じですね。私もいちばん困ったのは、隣の村に行くのにもう、地震のあと、私も地震のあと、1回目の地震のときは分かりませんでした。16日の地震のときには、うちの母ちゃんたちとか娘が止めましたのを振って、ざっとパトロール隊ていうのを形成し、隊員1名、隊長1名、計1名で、パトロールに行きましたが、谷内側を沿って登りましたが、落石の、考えもつかんような落石が起こっております。議長、町長はもう御覧になったかと思いますが。私がもう少し元気がよかつたら、腰が曲がつたら、軽のトラックに積んで帰ろうかなとも思いました。また、下住ではああいった大きな落石があるていうことは、まず考えられないと思います。しかし、まず、道を開けないかん、生活道路を開けないかんてい

うことで、ほかの人より先に、そして町営バスも通ってもらわんと困ると思いましたが、もう、あの状態ではもう道はどこもかしこも寸断されて、もう、これはもう、夜が明けてから役場の総務課のほうに電話して、どうにか3日間ぐらいで、各部落を行き来することができました。これも、今度の地震は震度7、甲佐町で震度6ぐらいだったと思いますが、こういった災害はもう100歳近くの人にたずねても、こういったことは初めてというようなことで、自然災害の恐ろしさをまざまざと知った状態です。これからは、先の2人の質問にもありましたが、安心・安全で、安心して住める甲佐町、宮内を。しかしなかなか、宮内の場合は、もう皆さんも知っておられると思いますが、吊り橋から上流のほうは山自体が垂直どころか、岩肌が雨宿りのできるように上が出っ張っているところも数カ所あります。ですので、しかし我々地区のものは精一杯そこでへばりついてでも頑張っております。今後はこういった震災が地震がないことを祈るだけです。一応、地震関係で一言申し上げましたが、今後は地域住民がまとまって、体を寄せ合って部落を守り、宮内を守り、そして甲佐町を守っていかねばならないと思います。以上で私の、私事を、これで終わります。

次の質問にいきます。今度の熊本地震、甲佐豪雨のことで被害状況はということで、おたずねいたします。生活道路それから里道等の被害状況、また復旧、仮復旧も含むということで、見通しはどのくらいかかるのかおたずねいたします。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。それではあの今回の地震その後の豪雨により被害状況はということですが、今回の被災箇所は、河川、道路に甚大な被害を受けました。被害の箇所数といたしましては、災害復旧事業に申請しています件数で申し上げます。地震災で118カ所、豪雨災で167件の合計285件を災害査定申請件数でございます。そのうち道路が186カ所、河川が99カ所となっております。被災直後は各所で道路の通行不能により、集落が孤立するような状況になりましたが、応急復旧により特に生活道路である町道につきましては、崩土の除去や路肩の復旧を行うことで孤立は解消されましたが、まだまだ仮復旧の状態でございます。早急な早期復旧を目指していきたくと思います。また、町道以外の集落道の里道についても被災を受けておりますが、これにつきましては、集落内で、重機借り上げなどで復旧をお願いしているところでございます。今後の復旧についても原材料支給ですとか、重機借り上げ等で対応していきたく思っております。それとまたあの、復旧の見通しにつきましては、現在、災害申請を行うための調査測量を行っておりますが、調査後は被災箇所も増える可能性がございます。現在114件の災害査定を受けており、順次工事を発注しているところでございます。災害復旧事業は、災害発生年を含めて3ヶ年で施工することとなっておりますので、3年を目処に災害復旧を終えられるようにやっていきたく思っております。なかでも、幹線道路や、生活道路につきましては、町民の方の生活に非常に影響がありますので、早期の復旧を心がけていきたく思います。以上で終わります。

**○6番（西坂和洋君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今、災害復旧工事は3年で完了するよというのですが、それは激甚災害にかかった関係でそうなっていると思いますが、普通だったら普通の予算で進めねばならないと思いますので、まだ工期が遅れるかと思いますが、しかし、私の、ここに持っています資料によると、これは宮内地区の状況ですけど、橋梁とか三本松甲佐線の場合は3カ所ぐらいあります。そして、三本松甲佐線の場合はもう皆さん御存じのとおり井戸江峡キャンプ場にわたる吊り橋の上が、かろうじて新しい橋には直撃せずにちょっと吊り橋、昔の吊り橋と新しい橋の中間どころに落石があり、今、請負さんが工事を進められておりますが、あそこは県道まで崩落しておりますので、県道の復旧工事をもとのように、幅を広くとって、そして今度は、道が復旧したら上部からきています高さが約30メートルぐらいのところからあの、落石があつておりますので、今度はあと落石防止の作業がされると思いますが、あそこはたぶん、H鋼あたりを上流、上部側にはめてされるのではないかと思います。それでないとまだ上から落石寸前の石がありますので、上だけ落とすわけにはいかないと思いますので、そういった工法になるかと思いますが、そこはもう県の仕事ですので、県のほうがほどよく処理されると思います。それから、宮内小学校の下流200メートルぐらいのところは、もう現在やがて竣工になると思いますが、あと1週間か10日ぐらいだと思います。しかし、打出と川平キャンプ場の中間どころが川からでしたら、100メートルは超すと思います。川から県道まで4、50メートル。それから上が100メートルぐらい。県道から上が100メートルぐらい。もと、あそこは広瀬の辻部落と言いましたが、崖崩えの高さが150メートルはありやせんのかなて。目測ですけど。あそこがやっとなんさんから「西坂さん、なんさん泥捨て場のなかけん、困るとるて言うちか、だけん泥捨て場ばどっかに探してはいよ。」ということで、私も探して応援しましたが、あそこももうやがて開通すると思います。それでないと広瀬の本村ていうところは、川平キャンプ場から左へ曲がって、上流、甲佐岳登山道を上のほうに登っていきますと、今4件ほど住んでおられます。それと、元町会議員の境君あそこに2件あります。6件は半孤立状態と一緒にです。ですので、私もなるだけ早く孤立状態を解消せんともうやがて正月もすぐそこまで来るとだけん、どぎゃんかせにやいかんて思て請負さんと相談しながら、どぎゃんしたがよかるかて言うちか、相談しながら、したら一応土木事務所に連絡を入れてくださいと。そうすると土木事務所からうちに連絡が入ると思いますのでということで、やっとなんさん状態も解消できるような状態です。しかし、今ちょうどここに資料として持っておりますが、坂谷線、坂谷線が、坂谷、本坂谷のすぐ手前、あそこがもう谷川自体は2メートルぐらいか3メートル弱だろうて思います。そこが氾濫して、あそこから今度は六谷線がありますが、あそこまでの距離が約200メートルぐらい。もう、これは道路だろうかていうような現状です。ですが、これは、私の資料によりますと、9月に発注する予定て書いてありますが、ああいったところから順次推し進められると思います。また、道路だけでなく、谷川自体も今後改修の必要が出てくると思います。47年の豪雨水害のときも、ほとんど打出から上流、本坂谷の間、あそこはもっとひどかったそうです。そのときには、河川改修とかしてなかったのて、そのまま兩岸を洗い、道も完全になくなったようなところばかりだったという話も聞きます。現在はそのおかげで、車はどうにか通つてい

きます。まだ完全ではありませんが、地震の災害で落石除去、それから舗装面がもうえぐれてもう、波打っております。そういったところをこの資料によると、これは宮内だけというように書いてありますが、宮内の場合は地震災害は大してと言えませんが、瓦が落ちたぐらいで、その後、地震の後これは梅雨が来るけん、油断したらでけんねって思ってたところが、20日、21日に豪雨があつて、時間、甲佐町で時間雨量150ミリ、私はその150ミリというのは、宮内では1割ぐらいは余計降っておるような感じがします。いつも甲佐町のほうではいみらんでも谷川、谷川いくつもあります。安平の谷川、それから一の谷、それから坂谷川、それにキャンプ場から上流に登つとります黒木谷という、もう、谷というより川です。ですので、これは私の想像ではありますが、宮内は160ミリから170ミリぐらい降ったのではないかという話を、住民の間で話しておりますが、こういったことは、豪雨だけならまあまあ、崖くえとか最小限だったと思いますが、今度の場合は、震災で、地割れしたり、石に亀裂が入ってそこに雨水が入り、崩落したところがもう宮内には何カ所もあります。ですので、まず、第一に生活道路が安心して通れる状態にしてもらいたい。そういったところを建設課長、どのように考えておられるか。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。あの、先ほども申しましたように、まあ住民の方の生活に影響のある生活道路を第一に考えて、早期の復旧を目指していきたいと思っております。以上でございます。

**○6番（西坂和洋君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** ということですので、私も前に西原から名越谷に抜ける道ということで、産業振興課にお願いしたかと思いますが、地域の人が、やっぱり西原から名越谷に抜け道をつくって、今度の場合のようなことがないとも限らるので、是非あれを出来るごてせにゃんなという話も聞きます。まあ、それはもう、今後のことですので、また新規事業でありますので、県の山林道の計画には載っておりませんので、今後はそういった道も検討していきたいと思えます。また、こういった新しい道をつくってくれというような、こういう災害のとき町も大変だと思いますが、この件に関して、町長の意見を聞きたいと思えます。

**○議長（緒方哲哉君）** よかですか。奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まあ西原から名越谷への、まあ林道といいますか、道路の開設については、地元とされては希望があるというようなお話はですね、あの、聞いておりますし、以前西坂議員のほうからもそういった質問をなされたことも覚えております。ただあの、そのとき多分担当課長のほうからお答申し上げると思えますけれども、その、県の採択事業に見合うだけの、まあ受益者免責でありますとか、まあいろんな様々な諸問題もあるようでございますので、やはりその辺を、問題をですね、やはりクリアする必要があるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

**○6番（西坂和洋君）** はい。ありがとうございました。今後とも私がまたあと2年ちょ

っところやって議席におりますので、また適当な時期に一般質問なりにかけていきたいと思  
います。次に、仮設住宅の入居者の件で、ちょっと待ってください。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい。

○議長（緒方哲哉君） 指名してから質問してください。

○6番（西坂和洋君） はい。議長。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい。次に、仮設住宅の入居者の件でおたずねいたします。いち  
ばん目に入居者世帯数はどれだけか。また、1人世帯はどのくらいおられるか、各仮設住宅  
別に確認します。また、二つ目として復興支援住宅の計画は考えておられるか。先ほど、町  
長のほうからも、中村議員だったですか、復興住宅について答弁がありました。11月に今  
度、何かを立ち上げてするということですが、ちなみにそこまでよろしく願います。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。それではあの、仮設住宅への入居状況について御説明  
を申し上げます。現在あの、甲佐町におきましては、六団地228戸の仮設住宅が完成して  
おります。団地名ごとにあの、住宅の戸数、入居戸数、それと1人世帯を読みあげていき  
たいと思います。まず、白旗仮設団地、白旗グラウンドに90戸の仮設住宅をつくって  
おります。入居戸数が90戸、1人世帯が18戸でございます。次に、白旗第二仮設団地、  
これは白旗グラウンドの駐車場に設置しております。19戸の団地でございます。入居戸  
数が現在18戸、1人世帯の世帯が3戸となっております。それと白旗第三団地、これは  
糸田に建設中で現在もう、今週中には完成しておりますが、入居は14戸の予定でござ  
います。で、入居者予定も決まっておりますので、そちらへの1人世帯は2世帯とい  
うことになっております。それと、乙女仮設団地、これは宇城鉄筋事務所の横にあり  
ます団地ですけれども、こちらが48戸でございます。現在の入居数が47戸、その  
うち1人世帯が9世帯でございます。それと、乙女第二仮設団地、これは、森川健  
康堂の敷地に建てております。26戸の団地となっております。入居戸数が26戸  
で、現在の1人世帯が5世帯ということになっております。それと、乙女第三仮設  
団地、これはグリーンセンターの、に建てております。31戸の団地で現在の入居  
戸数が31戸ですね、1人世帯がそのうち6世帯となっております。現在の合計の1  
人世帯が43世帯となり、全体で言いますと43世帯の1人世帯となっております。  
以上でございます。

○企画課長（西坂直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） はい。復興支援住宅の計画はあるのかというような御質問  
でございますが、今回の震災によりまして被災をされた方々は現在、仮設住宅のほう  
に入居をされておりますけれども、本議会の初日に町長の行政報告がありましたように、  
被災をされた方々のうち、自力での住宅再建が困難、または難しい被災者の方々の  
住環境の確保を図るため、仮設住宅の入居期間であります2年の間に復興住宅の建  
設を進めるということとしてお



ります。現在、建設戸数や建設場所などの、検討するためのアンケート調査を先月実施し、現在、集計作業を行っておりますので、詳細につきましては、まあ、これからになります。で、一応11月末を目処に建設の基本計画を策定をしたいというふうに考えております。以上です。

**○6番（西坂和洋君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** はい。復興住宅に関しては、今後から検討するということになりますが、おそらく独居老人とか夫婦世帯であっても、老人世帯とかが家を仮設住宅に入っても、家を建てることができない。そういった人がおられると思いますが、まだ戸数とかなんとか今後のアンケート結果だと思います。しかし、先ほども質問でありましたが、甲佐町は1週間ぐらいの新聞だったですか、あの、東北震災のときの研修というか、応援に行かれた職員が即、対応されて、よそより早く罹災証明とか、そういったのが手早くされたということで新聞に載っていましたが、やっぱりよその、そういった応援に駆けつけて、その状況を頭に入れて来られ、もし災害があった場合は、即対応できたということは、よその不幸中のことですが、甲佐町にも不幸でもありますが、そういったのは勉強になって、そして即対応ができたということは、喜ばしいことと思います。今後とも甲佐町復興のために頑張ってください。それから私どもも精いっぱい応援していきます。議長、このまま質問よかですか。

**○議長（緒方哲哉君）** どうぞ。

**○6番（西坂和洋君）** それでは、この仮設住宅に入居しておられることについておたずねいたします。東日本大震災では、孤独死や認知症が多くなったということを目にします。本町の仮設住宅においても同じ行政区の皆様だけでなく、他の行政区の方々と、入居されていると思います。これらの問題の解決には、近所との支え合いが重要になると思います。この点について、町の取り組みをお願いいたします。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** はい。お答えいたします。本センターでは6カ所の仮設住宅入居にあたり、対象となられる方の健康や運動機能状態について把握するため、専門職による訪問を行い、入居する前に手すりや、スロープ設置等についての調整や助言を行っております。入居後は、このデータと震災直後に行いました乙女、白旗地区の全戸訪問健康調査の結果をもとに要フォロー者への保健師の訪問や、介護保険サービス利用者へケアマネジャーの訪問等を重ねてきました。これからは、高級住宅移行期における被災者生活支援活動の課題として、仮設入居者の健康の保持・増進や、地域で安心して暮らせるコミュニティの再構築等の支援活動について、県、町、NPO団体等、保健福祉分野に関わる関係者をはじめ、様々な部署との課題を共有し、連携して取り組むことが必要になります。そこでまず、熊本県復興リハビリテーションセンターの活用を図りたいと思います。これは、熊本県医師会、地区医師会、熊本リハビリテーション研究所など、21団体で組織をされ、仮

設住宅での高齢者等の生活不活発病予防および介護予防事業への御協力をいただけるものです。具体的には、仮設住宅に特化したかたちで集会所等での介護予防活動として、リハビリ専門職などによる運動の指導や、運動の機能の評価を行うことで、介護予防活動のリーダーを担う人材が育成され、住民主体の自主グループの育成を図ることが可能となります。仮設入居者の同一行政区の枠を取り払い、近所の人との関わりができることで、健康を維持しつつ、コミュニティの構築もできるものと考えます。また、仮設住宅等で安心して暮らすことができるように地域支え合いセンターを設置予定です。地域支え合いセンターとは、仮設住宅などにおける高齢者等が、安心した日常生活を過ごしていくことを支えるため、見守り、相談支援、住民による地域活動の推進、地域交流等の総合的な支援を行うところです。甲佐町では、甲佐町社会福祉協議会に委託予定です。専任の主任生活指導員や、複数の生活支援相談員が仮設住宅等の巡回による個別支援やコミュニティづくりを行っていきます。支援の対象となられる方は、仮設住宅やみなし仮設住宅、在宅の高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世代の方々です。民生児童員や熊本県復興リハビリテーションセンター、上益城広域リハビリテーションセンター、福祉課、総合福祉センター等が連携して協力しながら、支援をしていきたいと思っております。以上でございます。

○6番（西坂和洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 次に、今年のように、あまり日中、日が強いときには、仮設住宅もけっこう温度が上がるかと思いますが、あの、熱中症はおきていないと思いますが、熱中症対策についてはどのように考えておられるかお願いします。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい。お答えいたします。残暑が厳しいこの時期、生活環境の変化や、心身の疲労による体調不良が懸念されます。仮設住宅での熱中症予防の支援も重要と考えます。熱中症とは、予防が大切です。予防法として、部屋の温度を計る、水分をこまめに取る、熱いときは無理をしない、涼しい服装をして外出時には日傘や帽子をかぶる、汗をかいたときには塩分補給をするなどがあります。急に熱くなった日や活動の初日などは特に注意が必要と思われます。今後は仮設住宅での健康づくりに関する情報提供として、甲佐広報の8月号にも掲載しておりましたが、各戸への健康づくりに関するチラシの配布や談話室を活用しての健康管理や体力づくり、コミュニティづくりの推進を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○6番（西坂和洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私はこの熱中症対策にということ、これは今年も相当暑くて、35度近い日が、毎日のように猛暑が続きましたが、たまたま宮内地区の社会福祉協議会で研修会をいたしましたところ、私が役員の方に、今年は熱中症対策について講師を招いて喋ってもらうらおうかと言うてから、話したところ、その講師を依頼したのは健康福祉センターの

保健師の方をお願いしました。そのとき、時間が限られている中に、熱中症対策について短時間ではありましたが、よい勉強になりました。私もいつも熱中症にかかっていますが、普通の人は、これは環境省の熱中症の関係なのですが、こうやって文章でもらうのは、口ではきくばってん、文章でもらうのは、はじめてだけん、わあ、これは文章がよかったなていうちから、これにも結局、上中下であつとですよね。結局、これには軽傷、中、それから重症というのがありますが、これを読むと、ああ、これは俺はもう熱中症たいていうような感じも受ける文章になっております。また、仮設住宅の方に、私も塔の木の14戸だったですか、あそこだけは、あんまり暑かったけん、そしてまだ入居しておられないようでしたので、私もほかの仮設住宅は全場所をまわりましたが、たまたまグリーンセンターにおられる方が4、5名出ておられて、よそでは全然、誰も出ておられなかったばってんです、そして、井戸端、井戸はなかばってん、井戸端会議ばいたて言うちから、話したところ、そして、中は涼しかなくて言うたところ、あそこはわりと木の木陰がだいぶあるけんです、わりとよかて思うばってん、白旗グラウンド第一、第二、それから第三、それと宇城地区の鉄工団地ですか、それと森川さんの、あそこあたりはもう太陽さんが沈まっさんと陰にならんというような状態、場所的にですので、ああいったところはやおいかな、天井懐も30センチあるなしぐらいだけん、もう、屋根裏部屋ていうのはもう、だいぶ温度が上がってんていうのを感じました。しかし、健康管理センターの努力で今後はまあ、2年間そのうち出ていかれる方もおるてと思いますが、1人暮らしの方とかは特に今後、寒くなると家の中で引きこもりがちになりますので、そういった指導はおおいにやっていただきたいというふうに考えます。また、あの、これから寒くなると脳卒中とかそういったものにもなりがちですので、例えばトイレに行ってそのままお迎えが来たという話もよく聞きます。また、風呂に、熱い風呂に入って、外に、脱衣場から今度外に出たつと一緒にばたつと倒れるような、そういった、それはもう誰にも、若いから年寄りだからというふうなことではありません。そういった点も今後、健康指導のほうも福祉課あたりと一緒に、そういった犠牲者を出さないようにしていただきたいと思っております。最後に町長にこの件に関してひと言お願いします。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） あのまあ、仮設住宅に入居されている方々、特にやっぱりお一人とかですね、また、高齢者の方々の入居ていうのもけっこういらっしゃると思っておりますので、先ほどからあの、担当の課長のほうも説明しておりますとおおり、今後地域支え合いセンターをですね設立しながら、そういったケアあたりも社会福祉協議会とともにやっていくこととなっておりますので、議員の御心配されるような状況が発生しないように、町としても充分対応していきたいというふうに思います。以上です。

○6番（西坂和洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい。この問題は、私が、テレビのインタビューで答えておられた、これは益城町の方だったと思っておりますが、東日本大震災のときの仮設住宅なりに入居して

おられる方がひとり暮らしで、そのまま眠っていかれた、永遠に眠っていかれたという、そういうことが考えられるのは分かりますということで言われました。今後、この前甲佐町でも死亡者、あれは確か豪雨災害のときだったと思いますが、死亡者が出ましたが、後に今度、仮設住宅なり復興住宅ができて、そういった見守りは、執行部また我々地域の住民が見守っていかなければならないと思います。私の質問時間、あと数分になりましたが、もう少し早くやめるつもりでしたが、今になりました。これで私の一般質問を終わります。

**○議長（緒方哲哉君）** これで6番西坂和洋議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後02時04分

再開 午後02時14分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に4番宮本修治議員の質問を許します。

**○4番（宮本修治君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** はい。4番。あの質問事項に沿ってですね、一般質問をしてまいりたいと思います。その前にあの、今度ですね、地震またあの水害にですね、被災にあわれた方に心よりお見舞い申し上げます。でまたあの、町長はじめ職員の方々にはですね、あの、24時間体制でいろんな対応をしていただいたことにですね、感謝と御礼を申し上げたいと思います。

あの、質問事項の一番目に入りたいと思います。教育問題についてということで、あの以前に質問しましたICT導入ということで、まあ教職員ですね、研修ということでお答をさせていただいておるわけですが、あの、教育課長がですね、また変わられたということで、再度お聞きしたいと思います。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** はい。前回の質問ということで、教職員の研修の実施についてお答させていただきたいと思います。前回、3月の定例会で宮本議員の一般質問にて回答させていただきました、教職員の研修の実施状況ですが、本年に入りまして8月18日に県内で、先進地であります山江村の山田小学校に教職員17名と学校教育課職員2名で、電子黒板の活用法につきまして研修に行っております。また、8月の23日におかれまして教職員の全員研修会にて、山田小学校で研修をしました内容につきまして、報告を行いまして、全教職員へのICTへの活用の促進を図っております。今後は各学校におきましては、2学期、3学期の校内での研修ですね、電子黒板の活用をした研修を実施していただき、児童生徒の学力向上につながるよう、電子黒板の活力、活用方法につきまして全教職員に共通理解をはかり、授業で活用できる能力を身につけていただくこととしております。以上になります。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、電子黒板に対してはですね、あの教職員も職員も対応されたということでもありますけども、その、以前にもお聞きしましたけれども、そのICT機器のですね、メリット、デメリットで、また再度あの、お聞きしたいと思いますけども、あのいろいろなあの、使えるところがあられるかと思えますけども、それで構わん、あの対応はですね、メリット的、デメリット的にはですね。はい。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。ICT導入につきましてのメリット、デメリットということで、まあ使用状況等について説明をさせていただきたいと思えます。今回は、今計画をしております電子黒板のメリット、デメリットについてお答えさせていただければと思えます。よろしくお願いたします。まず、メリットといたしましては、電子黒板を活用することで、視覚にうったえることができ、児童生徒の興味また、感心をひくことで学力、学習意欲の向上につながっていくものと考えております。また、画面に直接書き込むことや、消去も容易にできること、書いたものをデジタルデータとして残すことができ、あとで、そのデータをですね、活用しながら授業の時間を有効に活用できるものといった点があります。次にデメリットでございますけども、電子黒板の導入費用が1台あたり70万円と高額であるとともに、電子機器ということでバージョンの更新等が必要になっていくことが予想されます。また、現段階では、電子黒板が各学校に1台しか設置していませんので、全教職員が活用することについての動作や操作についてといった不安点が残っております。使用する場合に、教室等への移動、設置や設定に時間がかかるなどの点もございます。以上になります。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、まあデメリット的にはまああの、費用が高額ということではありますけども、まああの、以前に導入をされとったところから課長、お聞きしますけれども、今どのくらいの学校で、分かる範囲で構わんです。あの、小学校、中学校ですね、どのくらいの範囲でありますか。あの、熊本で構わんです。県内で。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。すみません。ちょっと県内で、今ちょっと手持ちの資料がありませんので、郡内で申し上げたいと思えますがよろしいでしょうか。

○4番（宮本修治君） はい。。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。郡内におきまして昨年の12月に調査をしておりますけども、御船町が各校1台、タブレットが滝尾小学校で24台、七滝中央小学校で20台ということで、なっております。嘉島町につきましても、電子黒板の状況につきましては、各校

1台が入っております。山都町につきましても各校1台電子黒板が入っております。益城町におきましては、7校に対しまして、電子黒板が13台導入をされております。タブレットにつきましては、飯野小学校で26台ということで、今年度そういうかたちで各郡内では、まあうちの学校とほぼ同等なかたちで導入はされております。以上になります。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、この郡内ではですね、まあ多少なりとも使っておられるということではありますけども、まああの、甲佐の場合はですね、あの、電子黒板の研修をされたと。しかしその、いろんな賛否両論がありまして、あの、これ導入にあたってはまああの、アンケート、保護者の方かなんかアンケート調査かなんかされたですか。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。アンケート調査に対しましてはまだ行っておりません。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、自分、以前に質問をさせていただいたわけですが、まああの、先ほども申しましたように賛否両論で、その電子化になった場合ですね、子どもさん達が自分で書くのを、まず漢字とかもう書ききらんごつなっとじゃなかろうか、そすと、計算あたりもですね、その機械化になってもう、機会に頼ってしまうとじゃなかろうかという、その懸念もあります。ただ、その、先生によっては違います。あのまあ、使い勝手がいいという先生もおられれば、まあその、ないならないで構いませんという方もおられます。それにまあ、私ど素人で分かりませんが、まあ、そのスペシャリストとしてまあ、課長のほうにもちょっとお聞きしますけども、まあ教育長もですね、あの、教育長は学校関係におられましたので、個人的にはですね、その導入した方がいいのか、まあ、そのへんをちょっとお聞きできればと思いますけども。まずあの課長のほうからお願いします。まああの言える範囲で構いませんので。はい。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。すみません。今宮本議員がおっしゃいました、個人的な意見ということで、まあ自分の答られる範囲でお答をさせていただければと思います。まあ、私4月から学校教育課にきましてICTを勉強させていただいてるところでございます。先進地視察にも行かせていただきましたので、ICTの活用につきましては、将来、児童生徒がですね、未来ある社会でICTを使った情報収集や、その活用する能力が求められるものと考えておるところであります。そのことから、児童生徒がですね、ICTの機器に触れ、その活用能力を学んでいくことは重要なことと思っております。その活用、電子黒板の導入後はですね、またタブレット等の端末を導入を計画していかなければならないと思

っておりますが、しかし、タブレット導入にあたりましては、導入台数や費用、対象の学年、費用面の問題等もあり、学校をはじめ関係者との協議が必要になると、自分的には思っております。また、ICT機器ではありませんが、今、携帯電話を中学生は多くの生徒が持っていると思いますし、小学生でも持っている児童が少なからずもいると思っております。その中でタブレットの活用方法につきましては、教職員をはじめ児童生徒へのじゅうぶんな説明と保護者への理解も必要になっていくのではと思っております。以上、自分の思いを述べさせていただきます。以上です。

**○教育長（蔵田勇治君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 蔵田教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** はい。ICT教育の推進につきましては、3月に本議会でお答をいたしましたとおり、児童生徒の学習への興味関心を極めてあの、高く引き出すという、学力の向上という面では効果が大きいものというふうに考えております。このことについては、先ほど課長が説明いたしました山江村山田小学校の学力の向上状況をみましても、非常にあの、推進後は学力の向上につながっているという結果をお聞きしたところで、意を強くしたところでございます。また、今の子どもたちが生きる未来社会を待つまでもなく、わが国、そして今の国際社会は既にICT社会になってきております。このことから、児童生徒がICT教育で、学力をしっかりと身につけながら、ICT機器に触れ、親しんでいくことは、未来に生きる子どもたちに、私たちが保障してやらなければならないと、そういうふうに私は考えております。ただ、すべての教職員がICT教育に精通をしていくということは、これはあの欠くべからざることでございますので、その能力を育成していくこと、そして積極的にですね、ICTを活用した授業の研究を積んでいくという、そういうふうに、先生たちにもあの、意識の改革をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。そのために、先ほどから説明をしておりますように、全員の先生に研修をしていただくように、今年進めておりますし、各学校で研究授業をですねしていただいて、研究授業のあとに、全ての先生が参加する授業研究会、これをICT教育を中心とした内容で進めていただき、ICT機器を導入できる人的な施術能力を備えた教職員集団をつくってまいりたいというふうに考えております。どうぞあの、深い御理解と御支援をお願いを申し上げたいと思います。以上です。

**○4番（宮本修治君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** はい。まああの、ICT機器に関してはですね、あの、推進のほうは学力向上にもつながると。ただその、まあ機器に関しては、かなりの高額な金額となるということで、まああの、一部ですね、保護者さんからあの、うちはまだあの、中学校まではあの、携帯も持たせないという家庭もございますので、まあ今後はですね、あのまあ推進にあたってはいろんなあの、全家庭にですね、あのアンケート調査、いろいろその環境もございますので、いろんなあのそれを行政側も把握してですね、アンケート調査を行っていると思います。

での、2番目にですね、職員採用と職員研修についてということで、職員採用のですね、状況等についてということで、おたずねします。まああの、現在ですね、職員採用の状況はどうなっているかということで、資料はいただいておりますけれどもお聞きしたいと思います。はい。

○総務課長（内山 洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、職員採用の状況についてということでございますけれども、甲佐町ではもう以前から、町村会の共同採用試験を実施しております。県内各自治体が参加する共同試験ということでございまして、1次試験をこの共同採用試験ということなんです。これまで高校卒業程度試験と民間企業等の職務経験者、まあ社会人枠というところで採用試験を実施しておりますけれども、過去3年間での合計で申しますと、高卒程度試験で15名、社会人枠で10名の採用を行っておるという状況でございます。この採用者数につきましては、退職者分の補充や組織体制の見直し、事務事業の実施見込みなどによりまして、必要数を採用しておるという状況でございます。またあの、共同採用試験だけではなくて、現在では職員の再任用や専門的な職務経験のある任期付き職員の採用もあわせて行っておるというような状況でございます。以上でございます。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、過去3年間で受けた方よりも結構あの、人数的には、入れ替えということで、分かりますけれども、まああの、その職員ですね、あの研修ですね、まあ以前もあの、何だったですかね、宮崎の青年開発隊だったですかね、そこはあの把握しておりますけれども、ここにもあの資料をいただいておりますけれども、かなりその、研修先は結構あるみたいですが、その説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○総務課長（内山 洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。職員採用、職員研修につきましては、甲佐町で平成27年度から職員採用研修計画を策定をいたしております。毎年度、新規採用職員、先ほど議員おっしゃいましたとおり、宮崎のほうに新採用職員の研修を行っておりますのをはじめといたしまして、全体研修それと課内研修、そして熊本県の研修協議会というのがございますけれども、こちらのほうに階層別の研修や、専門研修に派遣をしております。またあの、市町村アカデミーというところのほか、国際文化研究所などの研修なども計画的に実施をしておるというような状況でございます。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、この資料を見てますとですね、市町村アカデミーですかね、千葉県、これにだいたいどういう、研修内容はどのようとかとされますか。アカデミーとか国際文化研究所ですか、これ。研究所。市町村アカデミー等の研修とい



うところですね、資料の中に。それをまあ、分かる範囲で構わんです。どういう研修をされるのか。

○総務課長（内山 洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） こちらはあの、だいたい1週間とか10日、わりとあの、普通の研修でしたらまあ1日2日程度の研修でございますけれども、千葉県にございます市町村アカデミーそれと、滋賀県にございます国際文化研究所あたりにまあ1週間とか10日程度の、わりと長めの研修を、専門的な研修を実施をしております。それぞれあの現在職員が希望する、まあコース内容によって受講をさせておるといことで、まあいろいろ女性が受けるような女性のリーダーを育てる研修と。いろいろなあの法制執務の研修と。いろいろなあの専門分野の研修を実施をしておる状況でございます。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まあそれによりそのリーダー研修ですか、そのまあその、女性でも構いませんけれども、これはあの管理職の方が行かれるわけですか。それとも若手の方が行かれるわけですか。

○総務課長（内山 洋君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） この研修内容につきましては、いろいろ階層別の研修がございまして、まああの主事クラス、参事クラス、係長クラス、課長クラスそれぞれ受講する専門的な項目がございますので、それぞれの階層から派遣をしておるところです。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まああの、非常に自分があの、前にですね質問したときは、まああの、宮崎の青年開発隊は1週間だったですかね、3日だったですかね。1週間程度だったですかね、若手、新人のですね、1週間。そのときはあの、自衛隊に3ヶ月ぐらいやったがいいんじゃないですかという質問はしましたけれども、そのあの、この職員採用、職員研修についてのこの質問内容はですね、あのちょっとあとでお聞きしますけれども、あの、今の制度的には年功序列でまあ役職付けの方がなっておられるて思いますけれども、まああの今の若手の方がですね、課々ごとに若手の方が配属されておられると思います。ただそれに関して適材適所なのか、まあその町長権限でありますけれども、まあここにおられる方、役職付きの方、以前にはですね、そのやっぱり、そのときの課長まあ上司あたりからもまれて、また次の日ももまれて、次の日ももまれてやっぱりあの、いろいろなあの工面をされたかと思えます。で、今があるように思いますけれども、その役職付けの方がやっぱりその、我が部下を抜いきらんとじゃどうなのかなという意見で質問してるわけですが、あの、ちょっと事業課の方にお聞きします。あの、以前、自分は苦勞されてきたと思いますけれども、今後はですね、部下に対してどういう指導を行っていきたいのかというのをちょっとお聞きします。

事業課の方だけで結構です。産業振興課、建設課、環境衛生課、あとはどこかな、3人で構いません。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後02時34分

再開 午後02時34分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） はい。それでは産業振興課のほうから先にお答えさせていただきます。部下職員の管理指導ということですが、先ほど総務課長のほうからありました採用状況をみていただきますと分かりますとおり、非常に甲佐町役場につきましては、職員が若返っております。産業振興課におきましても、長い職員もおりますけども、5年程度の職員も非常に多いということで、まあ仕事は当然覚えていただかなければなりません、来客者に対する接遇であったり、基礎的な部分も指導の対象というようなことで考えております。担当職につきましては、当然責任持って処理をするというようなことで指導を行っているところです。以上です。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。部下の指導ということですが、技術的にはですね、あの取得することはまあ研修等を通じてもちろんですけども、社会人といたしまして、仕事をするうえで、目標をですね持って、情報を共有化しながら困ったときには相談、連絡等をですね、充分に行いながら、課としてのですね、共通な課題に向かって目標を達成していきたいように、するように指導を心がけております。以上でございます。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。お答えします。うちの部署では今何が問題なのか、例えばどのような事務が今残っているのかというような問題の洗い出し、それに対して解決方法、どのような段取りで仕事を進めていくか、いつまでにするかというようなことを常に係の中で話し合っていくということを指導としては心がけておるところでございます。以上です。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。なかなか言いにくい部分もあろうかと思いますが、あのこれなんで申すかと言うとですね、いろんな今のあの、事業課さんですね、震災以降いろ

んな対応がおそらくまずいです。対応等々がですね。それに伴いその、できないのはできない。できるのはできる。まあ、なかなか言いにくいことだろうと思いますけども、職員のですね、各部署の若手の職員さんがですね、その場しのぎで、そういう方にはできるとか、待ってくださいとか、できない品物までできるといったいろんな、語弊があるようで、それに伴いですね、課長はそれに逃げずにですね、自分自らですね、できないものはできないと対応したいと思います。いろんな誤解を招いてですね、なかなかやりにくいんじゃないかと思います。若手指導によりますけども、もう課長あたりあともう何年、まあ何年かありますけども、ここ何人かの方はもう退職、辞めていかれます。さよならバイバイじゃ若手職員は全然育たんと思います。とあと町長があと何期されるか知りませんが、その中でもかなり難しいと思います。これは。課長の下は係長ですね、係長がそれだけ人材で下ば使いきる人は、まあ何人かの方と思います。半分は多分おそらく使いきらんと思います。若手職員も自分たちの時代が絶対きますので、まあ町長に申したいのは、今までずっと年功序列で行政あたりきておりますけども、まあその出来高じゃありませんけど、出来高て言うとなかなか難しいですけども、そういう若手をですね、ちょっととつぱ抜けたと言うと失礼ですけども、そういう方をですね起用して、あの、適材適所に入れ込んだがいいんじゃないかろうかと。まあ自分のですよ、分かりませんが。まあそういう方向で今後いかれたほうが、部下も使いきらん、何もしきらん、外も行っても挨拶もしきらんじゃ今後はお先真っ暗ということだと思います。町長の、最後に町長に聞きます。年功序列じゃなくて、そういう起用をしたらどうかという意見です。自分の。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まああの議員から先ほどからですね、適材適所の職員配置といった御意見もいただいているところであります。岡本課長のほうから現在の職員の構成状況ということですね説明もありましたけれども、ここ数年、新規採用職員のまあ割合が高くなっているところは、これはもう事実であります。言うならば職員の世代交代が行われている状況下にあります。そこでですね、今後採用した職員の育成、それと中堅以上の職員の管理職への登用に向けた資質の向上を、これ図っていかなくちゃならないと思っております。そういうなかで、現在まあ国や県との人事交流制度を設けるなかで、今、うちの女性職員を県の市町村総室のほうに派遣をしておりますし、県のほうからは企画のほうに課長補佐としてですね、1名女性職員が本町の役場の職員として今活躍をいただいている。それと若手の中では国土交通省の九州地方整備局、現在、熊本河川事務所のほうに一人若手の職員を派遣しております、まあ代わりにうちの建設課の課長補佐のほうにお一人男性の職員がうちのほうに入ってきていただいているということでもあります。やっぱりあの、そういう人事交流を図ることによっていろんなあの、学ぶところが多いと思いますし、今後もこの制度はできる限り続けていきたいという思いを強く持っているところでもあります。今後ですね、やはりあの、中堅以上の職員にあっては、部下や後輩の職員を指導する立場として、やはり自覚を持って職務にあたってもらうために、各種研修の受講それから業務経験は、これ当然積み重

ねて行ってほしいと考えております。昇給昇格にあつては、まあ年功序列とか、それからまあ能力主義とかいろいろ考え方はありますけども、やはりあの、これまでの経験値、これは非常に大事なことだろうとも思います。それと、年齢にとらわれずに、その取り組む姿勢等についても、これはあのやはり今後甲佐町の役場を担っていく以上、そういうことをですね、常に頭に入れたところでの行動が、これは必要というふうにも考えております。それでまあ、今後あの、新たなあの人事評価制度のほうもスタートすることになっておりますし、これについてはまあ能力評価それから実績評価によって職員を評価するようなシステムとなっております。これすべて生かせるかどうかについてはまだあの、取り組んでおりませんので、未知数のところもありますけれども、少しでもこういった評価の在りかたをですね生かしながら、昇給昇格に対応していくなればというような思いを持っているところでもあります。以上です。

○4番（宮本修治君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） はい。まあまあいろんなですね、あの人事評価制度という、まあスタートして、いろんなあの評価制度になるということ。まあ年功序列には変わりはないという町長の判断ですけども。あのまあ、今後ですね、今からあの、こういう言い方はいけませんけども、あったつはもうしよんなかっただけん、あった以降にどぎゃんするかていうとば甲佐町は、これは今から先を考えていかんと思います。ただその、まあ、以前のようにですね、職員さんも人間ですので、いつどうなるか分かりませんので、これは。であの、いっぱいそのメンタル面とかですね、精神面いろいろまあ病気がちな方もいらっしゃるのですね、今から先いろんなあの不平不満、町民の方からのその語弊があるかと思えます。それに対応していくべきはですね、まあ課長自らですね、あの原点に戻っていただいて、部下のですね育成指導にですね、もうちょっとあの熱を注いでいただければと考えて、今後の復興に向けてですね、町民一体となったですね、甲佐町の復興につながればと思ひまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで4番宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。5分ほど休憩します。

---

休憩 午後02時44分

再開 午後02時50分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に3番荒田博議員の質問を許します。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 3番。荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。3番。質問に入ります前に、度重なりますけれども、今回の災害に遭われました町民の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。それとともに、早期の

復興、復旧を願うとともに、それに向けて町、執行部の皆さんには大変御苦勞をおかけするかと思っておりますけれどもよろしくお願いたします。

それでは一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。まずはじめに豪雨災害について、竜野川、内田川の越水対策についてということでございますけれども、6月20日ならびに21日の未明に降りました150ミリ、まあ考えられない量ということでございました。ちょうどまあ時間的に言いますと10時ごろ、私は竜野川のほうを、よく雨が降っておりましたものですから、見に行ったところまだ川の半分ぐらいのところでありましたものですから、まあ区長さんとまあ電話を、連携をとって、まあ大丈夫だろうということで、そういう話をしておりましたが、11時すぎぐらいですかね、避難指示とともに外に出てみますと、やはり竜野川のほうが越しておいてですね、そこからまあ竜野小学校のほうに登ろうかということで、消防小屋のほうに、私が消防団員でございますものですから、避難活動をしようということで、登りましたところ、竜野小学校にも登れないような状況であったということでございます。そういった中で竜野川、内田川およびこの関連沿線のまあ被害状況をまずはじめに聞きたいと思っております。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。それではあの竜野川と内田川に対する沿線の被害状況について御説明を申し上げます。まず、竜野川につきましては、竜野川と合流いたしております宮の尾川の合流地点に架かります橋梁に流木等がつまり、河川断面を阻害し、そこから越水を起こしまして下流の護岸決壊を起こしております。この被害のまあ要因といたしましては、熊本地震による亀裂等が生じて、地盤等が揺らいでる中にあの上流部の斜面の地盤が緩んでいたことから今回の豪雨により、土石流等が発生したものとされます。で、多くの雑木が流されたことにより、竜野川の堤防、浅井地区、中早川地区の堤防から越水の現象を起こし、浸水被害を起こしております。竜野川の沿線では、浸水被害は床上浸水が14件、床下浸水が32件の被害が起きております。内田川につきましては、下流域の緑川の水位が上昇したこともありますが、今回の時間雨量150ミリの豪雨では下横田一帯が浸水被害を受け、内田川においても流木等が詰まり、流れを阻害し、越水を起こしたことが考えられます。近隣には緑川団地の調整池等もあり、調整池から排出できず溢れて、団地内の浸水被害ももたらしたところがございます。内田川の沿線では床上浸水2件と床下浸水24件の浸水被害を起こしております。被害件数につきましては、現在把握しております数字となります。以上でございます。

**○3番（荒田 博君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** はい。ありがとうございます。まあそういうことでまあ、想定しないような量が降ったということで、今回の壮大な被害があったと思っておりますけれども、ちょうどまあ昨年の6月にもですね、あのときに関してみれば時間雨量とすると、だいたい50ミリぐらいでありましたけれども、度重なる梅雨の時期で雨が降っており、基本的には河川の

水の量が多かったのかなとは思いますが、昨年もですね、あともう少しのところまで竜野川が氾濫といますか、越えるところまでございました。そういったところでまああの、本年の3月議会の中でも内田川の氾濫についてどうしたら、どうするのかという一般質問もしたところでございますけれども、まあ今後考えられることとしてはですね、毎年梅雨の時期になるともうそのような状況が出てくるのではないのかなというのが予想されます。それで、その中で3月の議会の中ではですね、町長の答弁の中では強制排出しか、部分的改良をしていての抜本的な、見直しには強制排出しかないというようなお話でございました。そういったところで、強制排水しかないというのはじゅうぶん分かりますが、あの我々その沿線沿いに住むものとしてはですね、何かしら少しずつでもその対策等をしていただけないと、要はずっと我慢しないといけないのかということところが懸念されるわけでございます。あの、当然、何もしてないということを言っているわけじゃなくて、毎年毎年要望活動、まあ国にのぼられたり、国交省あたりにはじゅうぶんされていると思いますが、今の状況をみますとですね、何かしらまあ対策を早急にしてもらわないと今後また毎年毎年同じようなことが起こるのではないのかなというのが私の見解でございます。そのあたりは町長、どうお考えでしょうか。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** まああの今回、時間150ミリの豪雨ということで、非常に対応には手こずった部分があるかと思えます。なかでも内田川については、議員御指摘のとおり越流等もあっておりますし。ただあの、今回その梅雨時期を想定したところで、まあ担当課のほうもですね、あの橋梁の部分の取り付け等、箇所等については、擁壁を設けましてまあ言うならば堤防の左岸側のほうに嵩上げと言いますか、を図ったような状況であります。それと雨の降り具合をみましてですね、国交省のほうにも排水ポンプ車の手立てをやっていただいたというようなことであります。で、抜本的な解決と言いますと、おっしゃっているとおり、私が申し上げているような強制排水の対応がいちばん効果的かなとは思いますが、まあなかなかこれも多額の費用を伴いますし、先ほどの中村議員の質問の際の大井手川の越流による市街地対策といったことにも繋がってくる部分もあろうかと思えます。でありますので、あの、調査等の、基本的な調査についてはこれまでもやってきておりますので、国県等への要望はさらに強化しながら、町として、町単独でできる部分についてのですね、研究を重ねたいというふうに思います。以上です。

**○3番（荒田 博君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** はい。そういうことでですね、長年の活動はされておりますけれども、なかなかそれが身を結んでない状況ではないのかなと。特に費用もかなり掛かりますことですから、そういったことでですね度重なる強い要望、また、何かしらですねその甲佐町でですね、できる対応に関してはですね、早急に手立てを進めていただきたいと思えます。それを担当課長に、ならどういった対策があるかということをお聞きしても大丈夫ですか。今のところ現状で何かできることというのはありますでしょうか。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。あの日頃の対策、まあ現状の対策といたしましては、日常管理におけます河川のですね、堆積土の掘削ですとか、頻繁に越水する護岸工事、護岸のですね、あの、土嚢あたりをですね置いてそういった事前に備えることは、現時点では可能だと思っております。以上でございます。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。まあそういうことで、できる部分に関してはですね、していただきたいなと思っております。まああの、内田川に関してはですね、緑川団地の調整池のほうに逆流してからですね、緑川団地のほう、先ほど町長の回答のなかでも国交省よりポンプで排水してもらったというような経緯もありますけれども。まああのそのあたりもですね、じゅうぶん考えていただければなと思います。まああの、この問題に関してはですね、甲佐町全域にですね、やっぱりより河川に沿っておりますので、いろんな内水の対策についてはですね、費用がかなり、中村議員の答弁でもですね、45億というふうなお話もありましたけれども。費用は掛かりますけれども、あの、私の考えとしては、地震に対しての予知、起きてからの動きに対してはですね、訓練等でできるかと思えますけれども、水害に対してはできるかぎりの予防はできるのではないかというのが私の考えでございますので、そのあたりはどうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、地震および水害での道路復旧についてにうつりますが、道路の復旧に関しては、前の議員さん方の質問で御説明があったかと思えますけれども、特に私がお聞きしたいのはまず農道等の整備状況ならびに整備状況といえますか、被害状況で復旧の目処はというふうに聞きたいなと思うんですが、よその嘉島町に聞いてみますと、農道等に関しては、まあ部落の農地水の、要はそういったあれで、部落で直すというようなお話をお聞きしております。そういった部分で、本町においてはこういったことを考えられてるのかなという部分でまず御質問いたします。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 今回の災害によります農道の復旧についてということでお答えいたします。災害申請につきましては、午前中もお答えいたしましたとおり、1カ所あたり40万以上の復旧費用が掛かる部分が国庫の補助対象になると。嘉島町で農地水でされているということでございますが、本町におきましても、小規模災害については、地元で農地水を利用してされたり、また、重機等があれば各地域でできるよというような御相談があったところにつきましては、重機等については町のほうで負担して復旧作業をお願いをいたしております。災害復旧の目処に関しましては、これも午前中、本田議員の質問と重なる部分がありますが、現在コンサル会社のほうに委託をしまして、町内全域の被害状況の把握を行っております。で、そのうえで40万を超える部分につきましては、超える箇所につきましては、

災害申請を行いたいと。災害申請が査定が終わりましたあとに、発注等になりますが、災害復旧については早期に行う必要がありますが、農道だけでなく、農道水路、ため池、農地についても被災をいたしておりますので、最悪3年ほど、最後の復旧は3年ほどかかるのではないかなというふうに思っております。まあ早期に工事発注ができる部分等については、早期に発注を行いたいというふうに考えております。以上です。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。まああの、災害認定というか災害復旧の、40万以上という部分でございますけども、ちょっとここでおたずねしたいんですけども、その40万合計の範囲と言いますかですね、まあ地区なのか、その、どういった範囲が、個人じゃ今回は多分ない、個人だけではないと思うんで。そのあたりを教えてくださいませんか。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、農道を例にとりますと、例えば50メートル地割れをして、そこは災害で修理したいなど。で、その50万を設計したら、50メートルを設計したら30万しかありませんでしたと。ただ、そこから50メートル離れた同じ路線に、20万の被災箇所がありますということであると、150メートルルールというのがありますので、150メートル以内に隣接しているところは、1カ所として計上していいよという考えがありますので、工区をわけて、その被災箇所の合計、まあ3工区、仮にあった場合でも3工区で40万を超えればいいと。で、農地の場合ですと、これも1枚の田んなかで40万円を超えなければならないということではなくて、隣接してる、まあ例えば3枚ぐらい陥没している水田がありますと。で、それぞれ20万ずつかかりますということになりますと、20万の3枚で60万という金額になりますので、災害の、災害復旧の対象になるということでございます。これも150メートルというルールがあります。間とんでも150メートル以内に隣接していれば、一緒にカウントしていいという考え方でございます。以上でございます。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。まあそういうことですね、まあそれを聞いて安心したところでございますけれども、その災害査定とかがまあまだ今終わってない状況でございますので、またそれがですね分かって、またどういう目安になるのかというのはまたあとから聞いていきたいなと思っております。

続きまして、通学路の安全確保のための点検等ということですが、まああの、地震および水害ですね、特に道路、通行止めだったりですね、故障、地割れ、ひび割れ、まあ陥没した等の影響が出ておりますけども、まず、そういった骨格道路、生活道路の早期復旧をされていると思いますけれども、まず通学路の安全確保の点検等はまず学校教育課におたずねいたしますけれども、確認されているのでしょうか。

○学校教育課長（荒田慎一君） 議長。



○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。熊本地震および水害発生時の通学路の安全確保のための点検についての質問についてお答します。熊本地震および豪雨災害時の通学路の点検につきましては、学校が再開する前に、各学校で各地区の担当教職員等にて通学路の点検が実施をされております。安全が確保できない通学路につきましては、通学路の変更がなされ、児童生徒および保護者には安心・安全メールや電話連絡等により周知がなされております。また5月9日の学校再開時にあたり当面しばらくの間は、登校時に通学路の各所において教職員を配置され通学の安全確認また、登校指導を実施をされております。以上になります。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。まあ確認はされたということでございますけれども、まあ特に道路に関してはですね、確認されてるのかなというのが思いますが、カーブミラーとかガードレールとか、そういったのがですね、地震等でゆがんでたりする部分がけっこうあると思うんですよね。それがいまだに直ってない所が見受けられるのではないのかなと思います。まあそういった部分でですね、特にこの通学路に関する部分に関しては、早急に直していただきたいというふうに思いますけれども、そういったカーブミラーとかガードレールとかですね、そういった部分のものが倒れたりしてたら、すぐ直したりするというのができるかと思うんですけれど。まあ曲がってたりとかですね、ゆがんでてちょっと見た目ではわからないような部分もあるかと思いますが、そういった部分の道路の管理者として建設課は確認はされてますでしょうか。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。カーブミラー等の点検についてでございますけれども、通学路に限らず、道路のカーブミラー等の安全施設の破損ですとか、向きが悪いなどの把握につきましては、パトロールやですね、あの住民の方の通報などにより把握を行っております。それと修繕等につきましては、危険な箇所につきましては、その都度その都度対応をしていきますけれども、今後もまた、点検等をですね、あの重ねて、把握を図り早急な対応を図っていきたいと考えます。以上でございます。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。まあそういうことですね、例を言おうかなと思っておりましたけれども、ちょうど先週の土曜日になおしていただいたものですからですね、ちょうど先ほど前の竜野川と宮ノ尾川が合流したところの橋梁にですね、カーブミラーがありましたけれども、それがまあつい先日までずっと壊れたままでなっておりましたけれども。あの、先日直していただきました。またあの、塔の木からですね、セブンイレブンがありますけれども、そちらのほうから早川のほうに入っていきますと、あそこのカーブミラーも少し曲がってて、自分、塔の木から曲がって来られる車が写るというような状況でございます。まあそ

ういったところですね、微妙にまあまだ地震で揺れてまあ、曲がってると言いますか、ずれてるところもございますので、まあ早急に直していただければと思います。

続きまして、中山間総合整備事業第三期の取り組みはという質問に移りさせていただきます。本来ならば、中山間総合整備事業三期への取り組みは、本来なら28年度でございましたけれども、それが延期になって29年度ということで御説明を受けておりました。しかしながら、この度の地震ならびに水害に遭いましてまああの、これも国・県の事業でございますけれども、熊本県内全体が被害を受けているような状況で、この事業自体が取り組みがなされないのではないかとというような、私は懸念を感じましたので、この質問を入れさせていただきました。そのあたりで中山間総合整備事業第三期の取り組みはどういった方向で今動いていますでしょうか。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 中山間総合整備事業第三期への取り組みということでお答えいたします。当初の計画につきましては、議員からありましたとおり第二期が27年度で終了しておりますので、引き続き28年度から実施ができるならばということで計画が進められてきたところです。ただ、これにつきましては、もう昨年の時点で28年度採択は非常に難しいということで29年度採択に向けて、事務仕事を進めようということになっておりましたが、本年4月、6月に発生しました地震ならびに集中豪雨で、年度当初から行う予定としておりました事務についてが、ほぼ手つかずの状態ということになっております。また、御船町におきましては、事業を予定されておりました箇所が被災をしており、中山間の事業採択を待つのか、災害復旧を行うのか、まあどちらか選択をする必要があると。で、関係者の意思統一を図るのが現時点ではちょっと難しいというようなお話を聞いております。また本町におきましても、災害復旧を第一に行うということが必要ということで、国・県の審査を本年度中に受けて、来年採択申請を行うことは事実上、難しいというふうに考えております。これまで計画どおり進むのであれば1年遅れというのも可能ですが、事業箇所の再設定、また計画の変更、経済効果の再算定等を考慮しますと、事業採択年度を平成31年度、さらに2年先延ばしになりますが、31年度としなければ、事務を進めるのは難しいというふうに考えております。正式には協議会がありますので、協議会のなかで決定をしなければなりません。協議会につきましては、議会終了後できるだけ早い時期に協議会を開催したうえで正式な決定をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。まあ御説明いただきまして、まあ非常に厳しい、まあ来年度ですね、採択というのは厳しいということで、平成31年度ぐらい、中身自体もですね、見直しが必要ではないかと。当然ですね、災害復旧が優先でございますけれども、この中身がですね、約10億ぐらい本町でも中身の予算が計上されてたかと思うんですよね。だいたい簡単でいいんですけど、その中身を教えてくださいませんか。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時14分

再開 午後 3 時15分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） お時間取らせまして申し訳ありませんでした。第三期で計画しておりますのが、用水路の整備、農道整備、圃場整備、それとため池の整備、農業集落道整備、農業集落排水施設整備、営農雑用飲雑用水施設整備、集落防災安全施設整備を予定いたしております。すみません。お待たせしました。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。そういうことですね、そういった中身の事業がまあまた再度認定されるかどうかまあ、そのあたりも再度検討されてですね、実施されるというふうに変っていくわけでございますけれども、まあ当然このまあ事業の採択に向けたその地区地区にはですね、必要なことであったと思います。そういったことで、平成31年度ということではございますけれども、町長、この事業がですね、早急にできるような取り組みを、これはですね、我が町だけではなくて、益城と御船とまあ共同でまあ採択できるような部分でございまして、特にまあ益城、御船が今回のまあ災害ではですね、我が町以上に被害を受けておりますので、まあそのあたりには難しいかもしれませんが、まあこの事業をですね、待ち望まれている町民の皆様というのは当然いらっしゃると思いますので、そのあたりをどうかよろしく願いいたします。一応、答弁をお願いします。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員もお話されましたとおり、中山間の三期の事業についてはですね、益城、御船、甲佐の3町での連携型による取り組みを考えております。まあそういったことで、地震の影響もあっておりますし、ただあの、本町として進めるべき事務についてはですね、これ当然やっていかないと、仮に31年ということに採択になってもその準備ができていないと何事もどうにもなりませんので。事業自体の中止等については考えておりませんので、今後も積極的に進めていくと。一応協議会のほうを9月中に開催をする予定というふうに、担当課のほうから聞いておりますので、協議会の中でもそのへんの3町の確認はちゃんとしておきたいというふうに思います。以上です。

○3番（荒田 博君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい。3番。以上ですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで3番荒田博議員の質問は終わりました。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時18分

再開 午後3時28分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に2番、佐野安春議員の質問を許します。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 2番。佐野議員。

○2番（佐野安春君） 質問の冒頭ではありますが、熊本地震において被災された町民の皆さんまた6月豪雨において被害を受けられた町民の皆さんに心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧・復興が実現できますよう祈念申し上げます。また、水害においてお亡くなりになりましたご遺族様に改めましてお悔やみを申し上げます。また、地震発生以来、奮闘いただいた町長をはじめ町職員の皆さん、御支援をいただいています他自治体職員の皆さん、ボランティアの皆さんに心より感謝を申し上げ、これからも町民の立場にたった職務に最善を尽くされますよう御期待申し上げますと同時に体調管理にはしっかりした御留意をいただきますようお願いを申し上げます。

一般質問通告書に従いまして質問を行います。私が6番目で、私の質問内容もかなりですね、重複してる部分もあるかと思いますが御了承いただきたいというふうに思います。

まずはじめに、熊本地震からの復旧・復興について、被災者への支援ということで一部損壊の被災者へも支援をとということで質問に移らせていただきたいと思います。甲佐町における熊本地震の被災の状況と被災者に対する義援金の配布状況について説明をお願いいたします。

○住民生活課長（古閑 敦君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） はい。それでは義援金につきまして御説明申し上げます。まず、義援金につきましては、配布しております資料によりまして御説明をさせていただきますと思います。義援金につきましては、国・県、日本赤十字社また共同募金等に寄せられました義援金を県を通じて配分されます義援金と、あと町のほうに直接寄せられました義援金がございます。まず、県を通じて配分されました義援金につきましては、現在3次配分までされておりまして、県の配分委員会のほうで全壊の世帯80万円、また大規模半壊を含みます半壊世帯につきましては40万円、それと重傷者、これは地震により負傷し、医師の治療を受け、また受ける必要がある方のうち、ひと月以上の治療を要した方ということになりますが、その方、重傷者で10万円、本町におきましては、全壊で121棟、半壊で910棟、重傷者16

名分ということで、合計で今4億6,240万円が配分されているような状況でございます。また、町に直接寄せられました義援金につきましては、現金書留また口座振り込みのほうでお願いをしております。8月31日現在で合わせまして1,957万7,487円が寄せられているような状況でございます。国県からの義援金につきましては、県の配分委員会で決定されています金額をそれぞれ申請に基づきまして、8月16日申請受付分までを今、8月29日に振り込みを行っているところです。今後も申請に基づきまして配分を行っていくということにしております。また、町へいただいております義援金につきましては、被害調査、また罹災証明書等の発行が現在継続中ございまして、今後被害状況が固まったところで、まあ、他町の動向も考慮して決定するというので、現在は委員会のほうで留保しているような状況でございます。以上です。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。ただいま説明がありましたように、町内においてはですね、かつてない大きな被害があり、半壊以上の認定を受けられました世帯には、公的な義援金が送られております。一部損壊世帯については、甲佐町においては現在のところ公的な支援は行われておりません。ところで、県内における一部損壊被災者に対する支援状況ですが、いくつかの自治体において、独自のうえ、具体的な支援が行われ、また、各自治体においては支援が広がっております。いくつか紹介します。玉名市においては、被災住宅等復旧事業補助金を創設し、被災住宅や倉庫等の復旧工事費が10万を超えるものに対して補助金が支払われています。補助金の、補助金は20万円が上限となってきております。合志市においては、災害復旧商品券助成事業が行われ、被災住宅、店舗等に対して1棟の復旧工事費が50万以上の場合、市内の事業者を利用する場合は5万円、市外の業者の場合は2万5千円を商品券で助成をしております。宇城市では宇城市復興券、市内で使える商品券、一般財源、市の独自事業で地震・豪雨災害で住宅や宅地被災があった場合、復旧費用が税込みで30万以上かかった世帯に復興券を交付しております。それとまあ最近の熊日新聞からの情報であります。氷川町でも9月定例議会に、町から一部損壊に対する住家に対する支援ということで提案がされております。菊池市においても、一部損壊家屋に独自支援を検討というふうに報じられております。宇土市も何らかの有効的な支援を早期に検討するというので、9月9日熊日新聞で報じられております。県民、町民の支援を求める声もたくさんあがっております。8月1日「熊日読者のひろば」では、一部損壊へも公的な支援をと題して、家を修理し住み続けるには数百万円の工事費がかかる場合がほとんどです。一部損壊の家庭に支援が届かなければ、熊本地震の復旧はできないのではないのでしょうか。8月4日「熊日ハイこちら編集局」には、一部損壊にも支援制度必要という声が載せられております。8月30日「熊日読者のひろば」では、一部損壊にも行政の支援をと題して、一部損壊でも修理費用は200万円、ごく普通の話であると。年金暮らしの高齢者世帯や低所得者世帯には、そんなお金はない。修理さえ頼めない。一部損壊でも世帯収入や修理費の額によって、公的支援を策定することが喫緊の行政課題ではなかろうかと。地方議会での熊本の生活再建に必要な具体的策が決定

されることを切に願うと。同じく9月2日「熊日ハイこちら編集局」にも全半壊以外にも行政の支援をとという声がかせられております。町民の声として、一部損壊にも支援をしてほしいと、集落でも一部損壊で修理見積もりが400万円や800万円を超えるところもあると。100万以上はたくさんあると。まだ修理、見積もりも出せないところが多いのではないかと。支援は誰しもの必要と感じてると。是非とも支援をする町の姿勢を見せてほしいなど、支援を求める多くの町民の願いがあります。町に送られた義援金は、この一部損壊と認定された世帯への義援金としたらどうでしょうか。半壊までにしか公的な支援がないために、一部損壊世帯町民は、修復費の捻出に大変苦悩しております。また、一部損壊の被害を受けられた方々も、全壊、大規模半壊、半壊の被災に遭われた方々と同じ被災者です。被災を受けているわけですので、被災認定の証としても何らかの公的支援を求めています。町財政調整基金は27年度末において12億1,200万円ありました。今回の災害対策で4億円ほど取り崩されたとありましたが、町政はじまって以来の大災害で、ほとんどの町民が住家や職場、農地や山林などに被害を受け、仕事をなくした方もいます。こういうときこそ、財政調整基金の一部から、一部損壊世帯町民を救うのが町の役目ではないでしょうか。町長の英断を望むのですが、町長の答弁をお願いいたします。

**○町長（奥名克美君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 一部損壊の被災者に対する支援をとというような趣旨での御質問だろうというふうに思っております。本町においての一部損壊家屋への支援については、先の臨時会の中でも説明したとおりでありますけれども、現在の県内の各被災地に届く義援金の額は、これ大小さまざまございまして、自治体によっては数億円ということでもありますけれども、本町においては先ほど課長から説明したと思いますけれども、1,957万円ほどの義援金が届けられているところであります。義援金をいただいた各団体の方々には、もう本当に心からの御礼と感謝を申し上げるところでもございます。ただあの、一部損壊家屋の戸数が、現在までの速報値によりますと、約1,000戸ほどございますし、またあの家屋の被害の判定に応じた支援を考えたときに、一部損壊家屋の配分がまあどれだけ期待に見合う分の配分ができるか、非常にあの微妙なところではないかというような問題でもあります。そういうことですね、現在、益城町を除く上益城平たんの町では、まあ同じような状況かというふうにも考えられますので、郡内の他町の動向それから配分委員会の御意見等も参考にさせていただきながら最終決定をしたいというような思いを持っているところであります。まあ確かに、自治体によっては修理費の一部を助成したりとか、そういうものもありますけれども、このやはり絶対数がどれくらいあるのかによってですね、やはり状況はまた変わってきますので、そのへんについてやっぱり慎重なる対応が必要じゃないかというふうに考えておるところです。以上です。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。あの町長のことですね、答弁もありましたが、やはり郡内のそ

ういった点で是非リードをされてですね、一部損壊でも支援をしようというようなことで、前向きな検討をですね、是非お願いしたいということです。

次の質問に移らせていただきます。次に、地震被害対策として公的支援の状況にあわないところへの対策をとということで、地震被害復旧を自力で行った方、自力で行った方また、国の制度において補償対象にならないところへの支援をとということで質問をいたします。災害関連緊急斜地崩壊対策事業要件緩和、6月13日国交省の通達が出されましたが、通達が出される前に工事を行った方、また通達で示された条件に合わない箇所の対策支援を是非ともお願いしたいと。この条件緩和の内容については、資料にありますので省きますが、4月14日から16日にかけて発生した大地震により、町内各地においても大きな被害が起りましたが、今述べました対策事業は、通達以降のものが対象とされています。国交省が対策事業の要件緩和を、地震発生2ヶ月後に行った要因は、この要件緩和で対象となる事案が多くあることからされたものと考えます。従って、熊本地震によって起きた被害ですし、これ以上被害の拡大を防ぐことが目的ですので、やむを得ず自力でされたとしても、地震発生時までさかのぼって対策事業の対象とすべきであると考えます。町民のある方は、自宅の擁壁が地震によって崩壊し、途方に暮れたそうですが、擁壁の下には里道があり民家も数件あるため、一刻も早く対策をしなければと、町にも援助はできないかたずねられています。6月13日の通達前には被害の要件にあう対策事業がなかったために、泣く泣く自力で工事をされたものです。1,000万円の費用がかかったそうです。この方はこれから自宅の再建もしなければならぬし、これから必要とされる費用のことを考えると途方に暮れると話されています。町は是非とも、国に対してこうした方々に対策事業の対象となるよう、働きかけをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まああのがけ崩れ、私有地の法面崩壊とか、崖崩れに対する問題への指摘だと思いますけれども、現在までのところ、その私有地の法面復旧に関しましては、もう議員も御承知のとおり、一定の条件に該当する場合を除いて、支援制度は現在までのところございません。またあの、これを町の単独事業でやりますと非常に、これ、財源的には考えてですね、もう現実的には不可能というふうなことで考えております。ただあの、過去の災害の事例を調べてみますと、中越地震のときにおきましては、県のほうで復興基金を創設されて、熊本県の場合も今回510億円の基金創設がなされております。その中越地震の際のですね、支援メニューの中にそういった制度が組み込まれているというようなお話も聞いております。それと先般、熊日新聞だったと思いますけれども、熊本地震において擁壁の崩壊等による危険宅地が東日本大震災と比較しても多いというのを踏まえて、国土交通省が来年度の政府予算要求のなかに、概算要求のなかに盛り込んだというような情報も目にしておりますので、そのへんの推移もですね、見守りながら対応できるべきところについてはですね、考えていきたいというふうにも考えます。以上です。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。あの町長のですね答弁の中にもありましたように、あの8月30日付熊日において、民家擁壁崩壊宅地陥没についてはですね、支援をするというようなニュースが載っておりました。こういったことも考えてですね、やはりあの、何と言いますか、これまでの議員のですね、質問の中にもありましたけども、やはりこう、粘り強く行政行動と言いますか、そういったことがですね、是非とも必要になるかと思っておりますので、そういったところはですね、町長の力がですね、是非とも必要かと思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに考えます。続きまして、関連であります、災害関連の二つの対策事業においても要件がいくつかあります。まあこれは、議論にもなりましたが、高さが3メートルに満たないとか、保全対象の人家が1戸しかないとか。まあそれらのところもですね、先ほどの質問とも同じようになりませんが、救済できないだろうかという思いがあります。で、8月31日現在のですね、町調査は自然法面および擁壁の亀裂や崩壊が92カ所というふうになってます。で、県が各地の自治体においてはですね、国の制度において、補助対象にならないところについて、自治体独自で支援しているところもあります。熊本市では市単独災害復旧事業として、農地・農業用施設の復旧工事への支援、玉名市では農地復旧、復興農地、災害復旧のうち、国の補助採択とならない小規模な災害復旧に要する経費に対しては、補助金の支給制度を設けています。宇土市においては、住宅地への土砂災害、土砂崩落等に対する補助金制度、合志市や美里町においても補助制度を設けております。大きな被害も小さな被害もですね、対象になったりならないというような場合がありますが、甲佐町においてもですね、国に対して制度の充実や拡充をですね、求めると同時にまあ町独自の支援策をですね設けていただけないかというふうに思いますがいかがでしょうか。担当課長でもいいと思いますが。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） まず、災害にかからない農業関係施設について御説明申し上げます。一般質問の中で何度か繰り返しておりますが、現在、町内全域を調査行っておりますので、被害の全容というのがまだ確定をいたしておりません。基本的に災害復旧にかかりますものは40万円以上と、先ほど御説明したとおりでございますが、40万未満、国の災害復旧事業にかからない被災箇所が何カ所あるのかという、何カ所、また、どれくらいの事業規模になるのかというのが現在把握できておりませんので、それについては調査が済み次第また町長と相談をするという予定にはいたしております。ただ、具体的にこういうふうにするよとか、もうそのぶんはやらないよとかという方針は、現時点では決定をいたしていないところでございます。また、先ほども申し上げましたが、共同、地域で共同作業で小規模災害でまあ区役等で災害復旧をされるということであれば、重機の借り上げ、原材料の支給等については現在も対応を行っているところでございます。以上です。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。



**○2番（佐野安春君）** まああの調査がですね、まだ全体的に終わってないということでのお話でしたので、まあ調査が済み次第ですね、やはり今申し上げましたようにまあ町で自分で支援ができるものについてはですね、是非こう検討をいただきたいというふうに思います。

続きまして、仮設住宅の居住環境について質問をいたします。プレハブ仮設住宅については、まあ暑いことが当初から予測されていましたが、今年の夏はですね、予想をこえる大変な猛暑になり、私も偶然であります、仮設住宅の知り合いをたずねましたところ、入り口付近の板の間に横になり動けなくなっている知人を発見した。おう吐を繰り返しですね、足の痙攣があり、これは熱中症に違いないと思い、まあすぐにかかりつけの医院に駆け込み、点滴を受けられましたが、まあすぐには回復されず3日間の入院とられました。今は退院をされてですね、お元気ではありますが、仮設住宅入居者の健康状態や居住環境については大変重要であるというふうに思いました。そこで、いくつかのことについておたずねをいたします。ひとつは猛暑対策。日陰をつくるのか、熱中症の対策はされたのか、ふたつはコミュニティ対策。自治会の組織化、入居者の孤独化を生まない対策、集会所を談話室としての、みんなの家の活用法はどうか。3ばんに医療、福祉、精神的な対策。まあ高齢者世帯への保健師の定期的訪問、健康相談会、全壊・大規模半壊などの大きな被災を受けられ、また、仮設住宅での生活という生活環境の激変など、精神的なショックなどへの対応はどうか。4ばん暮らしやすい対策として外灯設置については、ゼロではありませんが、入居者からはまあ駐車場周辺にも明かりがほしい、暗いという声があります。農家の方は手足の洗い場があれば助かると言ってます。部屋の中にもものを置く棚がほしいという声があります。自転車、バイクを持ってる方は、雨などが防げる置き場があれば助かるという声があります。高齢者にとっては、風呂、浴槽が高くて浴槽に入るのに苦労してるとか、シャワーの取っ手の位置が高いとか、台所関係のスイッチ紐に届かない、そういった声があります。まあそういった点で居住環境について質問を行いますので、担当課それぞれお答えいただきたいというふうに思います。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。あの仮設住宅での引き渡し後のですね、仮設住宅施設のいろんな要望等についての対応についてお答したいと思います。まずあの、県からのですね、引き渡しがあった後の仮設住宅のいろんな対応につきましては、町で対応していくことになっております。で、そのなかで先ほどお話にありました日陰対策につきましては、まず日陰対策につきましては、現在町のほうでは何の対策も行っておりません。ハード的な対策につきましては。これは入居者の方に負担をおかけしますが、個人での対応をお願いしているところでございます。また、駐輪場につきましても、すべての仮設住宅への設置はちょっと難しいと思われまして、今のところそういった要望の声があがっておりませんので、駐輪場の設置などもまあ現在のところ、個人での対応をお願いしております。それと、外灯の設置等につきましては、外灯の設置等につきましてもですね、まあそういった入居者

からのですね、いろんな要望があればですね、現地あたりを調査いたしまして、応えられる部分につきましては、応えていきたいと考えております。あと、いろんな手すりとかシャワー室の不具合とか手直しあたりにつきましてもですね、県と相談をいたしまして、県が行うところ、町が行うところを協議をいたしまして対応できる部分につきましては対応を考えていきたいと思っております。以上でございます。

**○福祉課長（北野太君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野太君）** はい。仮設住宅における今後の福祉関係対策ということでお答えさせていただきます。今後の仮設住宅入居者に対する支援対策として、甲佐町社会福祉協議会への委託による地域支え合いセンター事業を予定しております。概要としましては、支え合いセンター事務所をいこいの家の敷地内にプレハブにより設置しまして、主任支援員を1名、支援相談員を8名、事務員1名の10名程度を雇用しまして、仮設住宅のほか、地域において生活されておられる高齢者等に対する相談や情報提供を行うなどの活動を行うほか、ニーズ調査やみんなの家などを活用します子育て支援や高齢者のサロンなどの事業も行いまして、被災された方の心身のケアを図っていくこととしております。実施時期等につきましては、熊本県と現在打ち合わせを行っているところでございまして、できる限り早急な事業開始を目指しているところでございます。なお、財源につきましては先ほどの議会で専決予算を承認いただいております。所要見込み額2,592万4,356円までの全額国補助で実施することとしております。事業期間については一応、仮設住宅と同様で、2年間を予定しているというような状況でございます。以上でございます。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** はい。お答えいたします。先ほど西坂議員の際にもお答えいたしましたけれども、まず、仮設入居者への支援ということで、6カ所の仮設住宅入居にあたり、対象となられる方の健康や運動機能の状態について把握するための専門職による訪問を行い、入居前に手すりやスロープ等の設置等について調整や助言を行います。入居後はこのデータと震災直後の乙女、白旗地区の全戸訪問の結果をもとに要フォロー者への保健師の訪問や介護保険サービス利用者へのケアマネージャーの訪問等を重ねてきました。で、仮設住宅での高齢者等の生活不活発病予防および介護予防事業へは、熊本復興リハビリテーションセンターの活用を図りたいと思っております。また、地域交流等の総合的な支援につきましては、地域支え合いセンター、あの社協、社会福祉協議会に委託いたします地域支え合いセンターとの連携をとりたいと思っております。また、居住環境の変化による精神的ケアも必要となってきます。この取り組みについて説明をいたします。災害復興期における精神保健上の問題としては、心的外傷後ストレス障害、PTSDや悲嘆を主体とするトラウマ反応だけではなく、生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が指摘されております。環境の変化や将来への不安など被災者が抱える心の問題が、不安や眠れないといった症状のある方や、仮設住宅に入居される前から保健師やケアマネージャーがか

かっておられる入居者の方々もいらっしゃいますので、定期的に保健師が仮設を訪問し、話に耳を傾けているところがございます。さらに今後は専門的知識や経験をもつ精神科医などからなる指導が受けられる体制をつくっておくことも重要となります。そこで中長期的に被災者に心のケアを行うため、熊本県が心のケアセンターを10月に熊本市内に1カ所開設する予定です。スタッフは、精神科医師や保健師、精神福祉士、臨床心理士、電話相談員等で、仮設住宅への入居者への訪問相談や支援が必要な方の支援にあたっていただくことが可能となります。これからは個々の心のケアセンターとの連携も図りながら、心のケアが必要な方のサポートを行ってまいりたいと思います。以上でございます。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。いろんな面からのあの答弁ありがとうございます。建設課長にちょっと質問します。今私が、こういった入居者の声があるというようなことを紹介しましたが、建設課には届いてないということなんですけども、いわゆる町のほうから積極的にですね、やっぱり聞き取りを行ってやっぱりこう、居住環境をですね、良くしていくですね努力をする必要が、私はあると思いますがいかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** はい。奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 仮設住宅の生活環境の対応ということで、議員がおっしゃることはもっともだと思いますけれども、今回ですね、東日本震災の対応の経験あるいは反省点を踏まえられまして、窓については2重サッシとかあるいは暑さ寒さの対策等も行っているような状況であります。そこで、やはりあの、じゃああの、もちろん被災者に対しての行政はある程度手を差し伸べる部分は必要かと思っておりますけれども、じゃあどこまで手を差し伸べたらいいかというような問題も、これは現実的には私はあるかと思うんですよね。だからあの、やはり公的に対応しなくちゃならない部分と個人で対応お願いしなくちゃならない部分、こんへの整理はやはり必要だというふうに私は考えます。ですからそのへの整理を行ったうえで、例えばあの防犯等の整備が必要だとかそういった事柄については、これはあの担当課のほうも充分検討していくとは思いますが、やはりあの、その後の日陰の対策であるとかですね、そういうことについては、例えばボランティアの皆さん方をお願いするとか、それかやっぱりあの、個人的にやっぱり対応できるぶんについてはですね、やはりこれはやっていただくべき問題じゃないかと、私自身はそういう思いを持っているところであります。だからと言いまして見放したということではありませんけれども、基本的な考え方として申し上げたところがございます。以上です。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。あの私もですね、すべてのことがですね受け入れ可能かということではですね、難しい面もあるかと思っておりますが、私が紹介したですね、この事例はですねまあ直接お話を聞いたことですので、私がこう作り上げた話ではございませんので、そのところはですね、しっかりこう受け止めていただきたいというふうに思います。

続いてですね、復興住宅について質問をいたします。7月21日付熊日新聞一面トップにおいて「甲佐町復興住宅を整備」と題される記事がありました。災害公営住宅、復興住宅の整備に向けた住民意向調査を8月中旬に始めることや、整備計画を10月までに策定とあり、県内において初めてとありますが、進行状況はどうなっていますでしょうか。

○企画課長（西坂 直君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） はい。復興住宅についての現在の進捗状況ということでございますが、今回の復興住宅の建設を計画するにあたりましての建設戸数などの検討材料ということで、アンケート調査を実施をしております。8月1日付で郵送で、対象と、復興住宅への入居が可能というふうな可能性がある方、仮設住宅への入居者の方、みなし仮設への入居者の方、それと現在解体、家屋の解体を申請をされている方、326名の方に対しまして郵送でアンケートを実施をしております。で、8月末現在の回答数が202件ございます。現在その回答分につきまして集計作業を実施をしておりますので、今のところは集計作業中というようなところでございます。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。分かりました。復興住宅のですね、整備を図るうえで、町長3期目の政策目標の中でも空き家を定住促進に向けた利活用の更なる検討と述べられております。復興住宅を建設していくうえで、空き家も対象のひとつにされたいかがでしょうか。27年6月町調査の空き家の状況によれば、賃貸売買の対象となりそうな空き家等で58件の空き家が存在しております。すべてではなくても、件数の中から復興住宅とされて生かせるものがあるのではないのでしょうか。町長はこれからの復興住宅の在り方を検討されるため、新潟県旧山古志村を視察されたと思います。山古志の復興・公営住宅は集落単位に36戸建設されているそうです。基本的には集落の中の必要な場所に必要な数を建てる。用途がなくなったときには、都会の人が住めるようなハイレベルなものを建てたそうです。ときの村長は、集落ごとに公営住宅を建設し、もともと住んでいた場所に帰りたいたいという村民の願いを叶えたいという思いで建設されたそうです。町長はどのような思いで復興住宅をつくろうとされているのかお聞かせください。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） やはりあの、生活再建の第一歩は住まいの確保からという考え方は今も変わりはありません。まあ先だって御紹介にありましてとおりでですね、先だって県の町村会の役員の皆さん方10名ほどでしたか、新潟県の旧山古志村のほうを視察させていただきました。まあ当日あのいろいろ、報道のほうからですね取材等もあったようでございますけれども。私たちが見に行ったところがまあ水没したところのエリアの集落を集团的に山の高台のほうに移転をされたようなところでありました。まあ小規模改良住宅でありますとか、それから復興住宅、それも長屋形式のやつもありましたし、2世帯をひとつにした住宅、

さまざまな形式、形態で建設をされております。で、モデル住宅等もありましてですね、その2カ所については直接中に入って視察をさせていただきましたけれども、非常に機能的な住まいが、住まいと言うか、そういう住宅が建設されているなど」いうふうに感じました。で、今からあの、先ほどから企画課長のほうが答弁をしておりますように、アンケート調査にももう既に入っているような状況でありますし、また、復興住宅の計画の策定のほうもやっておりますので、その中で本町にとっていちばんベストな計画をやってですね、いちばん合う住宅を建設したいというような考えでおります。基本的な考え方は以上でございます。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。分かりました。続いての質問、豪雨対策について行っていきたくと思います。まず越水対策についてであります。この件に関しましては、昨年9月以下においても、私質問を行っております。そのときの町の考え方としては、まあ次のようにまとめられると思います。ひとつが、南谷川、湯田川については調整池の設置。二つ目に竜野川、内田川については、ひとつは配水場と大型ポンプの設置、二つ目には緑川と竜野川合流地点先の河川の掘削で、緑川が水域を下げて大井手川の流れをすすめること。三つ、大井手川橋梁の改善については、橋の強度や周辺の接続する道路の高さについて調査と検討が必要。四つ目、排水ポンプや河川掘削については国交省に要望中。五つ目、湯田川水路暗渠、断面不足解消については、国道445線歩道整備計画があり、県に要請中とあります。1年が過ぎましたが、以上の5点において具体的な進展はありましたでしょうか。建設課長お願いします。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。これまでの内水調査の結果、対策案を答弁してきてまいりましたけれども、南谷川、湯田川、大井手川、内田川それぞれの河川について対策工法を説明してまいりましたが、ハード対策を行う場合には用地を必要とする対策もあります。また、実施するには地域の理解も得ることが必要でありますし、莫大な費用も掛かることから財政的な協議も必要であります。そのようなことから、特に市街地の越水対策の強化を図ることに向けて戦略的な基本計画を立て、流域ごとに対策工法を実施した場合の効果の算定、また、町で行うときの対策、国・県におねがいをする対策に事業を分け、短期的にできる対策とかまあ中期的にできる対策とに分けることで今後計画的に取り組んでいけるような計画をつくっていきたくと思います。それと具体的な対策につきましては、そのような検討をしながらですね、具体的な対策につきましては、大井手川にかかる橋梁のですね、木橋をあの嵩上げするということが現実的には可能、今後対策を行っていくようなことになっております。で、まあ具体的に本当に目に見えるようなことの対策はまだできてはおりませんけれども、今後の進め方ですとか、やった場合の事業の効果をですね、現在算定をしているところでございます。以上でございます。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。いろいろあの御答弁いただいておりますが、なんかですね、やっぱりこう、町民が期待するものはですね、目に見えてああここが変わったと。ここを対策がされているなというところだと思うんですよ。そういうところがですね、なかなか見えてきませんし、木橋について改善をするということで私は町民はですね、それで対策になっているとは思わないんですね。やっぱりこう、あそこの、鮎緑からですね、町内にこう架かるあの橋がですね、まあ大きなあの、水を止める役割を果たしているというふうに私は思います。そういったところでですね、やっぱりこう町民が目に見えて改善が図れるようなですね、対策をですね是非やっていただきたいということと、やはりあの、県とか国交省にですね要請中というお話がありますが、県とか国交省はですね、どのような回答をされているのかということですねお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（志戸岡弘君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 県・国についてもですね、内田川の流域において、排水施設場あたりですね、設置要望を出しておりますけれども、これと行ってすぐできるとかそういった回答はいただいておりますけれども、まあ今後検討をしていくというふうな回答をいただいているようなところでございます。まあ私に言えることはそれくらいです。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 国土交通省のほうには、あの、この市街地の越水対策ももちろんですけども、船津の馬門川に関する、あれのほうについても今現在堤防もですね、延伸、延伸と言うか、延ばすようなかたちで現在実際のところ工事のほうも行われております。国土交通省のほうもやっぱり町が要望している何もかもすべてにおいて、簡単と言うか、短期でできるかということ、これ非常にですね、もう議員も御存じのとおり、そう簡単な並大抵のことじゃございません。ですから要望活動も以前はあっておりませんでしたけれども、現在は定期的に行っておりますし、昨年度は九州地方整備局の福岡のほうにもまいって、いろんな御相談なり要望もやっているような状況でございます。調査の結果の金額を先ほど中村議員のときも御説明いたしましたけれども、大井手川に関するいろんな改修、湯田川にしろ、それから南谷川から流れてくる部分の工事にしても、調整池の工法で考えてみても四十数億円かかるような試算も出ておりますし、これを実際やるとなると、現在の事業費からいくともっともっと金額は上がってくるんじゃないかと思っております。まあおっしゃることは充分あの分かります。ただ、町としてもそういった解決に向けてのいろんな方策を練りながら努力をしているということですね、ぜひ御理解をいただきたいと思います。それとあの、竜野川のところにはいろんな町が要望したことによって流量計のほうもすでに設置をされております。で、まあ今後はやっぱりあのやっぱり町全体、全町的な取り組みでですね、この問題を考えていきたいと思っておりますので、いろいろ御意見ある際はぜひ御指摘をいただきたいというふうに思います。以上です。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。分かりました。まあ全体としてですね、越水を解消するにはですね、時間と費用がかかるというようなお話で、私もその点については理解をしますが、やっぱりこう町民サイドから立てばですね、なかなかあの進展が見えないと、具体的にですね。そのことにですね、かなりこう不満と苛立ちをされているということですので、是非こう目に見えるかたちでですね、進展が行われるようにですねよろしくお願いしたいと。はい、どうぞ。

○町長（奥名克美君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それからあの荒瀬病院の前の鮎緑のところから大井手川わたっている橋の件での先ほど御指摘もあったかと思いますが、あのおそらく現在の状況で河川断面を阻害しているというような状況下にあります。その下のほうの木橋のほうもそういう状況でですね、もうひとつの木橋については、架け替えを今年度行いますけれども、本橋と言いますか、あの車道で渡っている今申し上げたような橋の部分については、おそらくそれを上げるためには、それぞれの縦断、道路の縦断勾配も変えなくちゃなりませんし、それを上げることによって逆に民家のほうに水が流れる、そういった状況にもですね陥る可能性がありますので、そのへんはやっぱりきちんと整理して、どういう計画で高さでやるかということを実際に、これは慎重にやらないと、その上げたことによって逆効果な部分も可能性があります。そのへんについてもですね、建設課と今後協議をしながら、おそらくやるとすれば数千万円の事業費が必要でありますし、これが補助事業にのるかどうかについても不明確なところもありますので、そういうところも考えながら対応していきたいというふうに思います。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。分かりました。是非あのしっかりとした検討をいただきたいというふうに思います。

続きまして、避難所についてであります。これは6月20日、21日の豪雨の際にですね、町は防災無線により避難勧告を出され、指定された避難所に避難するよう放送され、その指示に従ってですね、甲佐小学校体育館に避難された方々がいらっしゃいました。で、体育館にいちばん近い駐車場に車を停めてですね、体育館に避難されたわけです。しかし、南谷川を越えた大量の水がですね、体育館周辺の駐車場にも押し寄せ、車は水に冠水し、使えない状態になってしまいました。町の指示に従って避難所に避難したことで車が廃車になり、その方は大きな痛手を受けたことになりました。ところでこの駐車場は別の役割を果たしています。雨水調整池でもあることです。この駐車場入り口にはですね、注意の立て看板が立ててあり、次のような案内となっています。「この駐車場は洪水を防ぐために一時的に雨水を溜める雨水調整池でもあります。降雨時には雨水が溜まり車両を放置しておくとも水没します

のでご注意ください。また貯水時は危険ですので、駐車場内に入らないでください。なお車両等の水没盗難損傷事故に対しては町はいつさいの責任を負いません。」とあります。しかし、雨水調整池でもあることを町民はしっかり認識してるでしょうか。かなりの方は知らないのではないのでしょうか。町職員の認識はどうでしょうか。くらし安全室長答弁ください。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** お答します。先ほど中村議員からも御質問がありましたように、その駐車場におきましてですね、車両が水没する事案が発生しております。まああの、今後の対応としましてでございますけどですね、このような事案が二度と発生しないように駐車場の入り口へのですね、バリケードを設置し或いは避難所に職員を配置しましてですね、この体育館前の駐車場に物理的に入られないようにですね、そういう対応をとっていきたいと思っております。併せましてですね、この駐車場が雨水の調整池であるということもですね、町民の方々にですね周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

**○2番（佐野安春君）** 議長。

**○議長（緒方哲哉君）** 佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。答弁の中にもありましたが、やはりこの雨水調整池である、この駐車場でですね車が入れないようにゲートを設置していくという必要はあるかと思えます。またその被害を受けられた方に対しての対応もですね、大事だというふうに思えます。そしてまたこのときはですね、近隣の民家にも水が流入しています。これを防止する対策も必要になるかと思えます。それと、雨水調整池であることを示すですね、目立つ看板も必要かというふうに思えます。そういった対策をしてですね、是非こういったことが起こらないように対策を立てていただきたいというふうに考えます。

続きまして、3番、学童保育について質問をいたします。ひとつはですね、施設環境についてであります。甲佐町放課後児童健全育成クラブくるみクラブといわれますが、この施設は今年の7月3日からですが、できたばかりです。町条例9条にも定めてありますように、生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画を設けると。専用区画の面積は児童1人あたり1.65平方メートル以上でなければならないとあります。くるみクラブ専用面積は62.45平方メートルを児童1人当たり1.65平方メートルで割れば38人分となります。かたや白旗福祉ふれあいセンターにあるげんきクラブは専用面積86.63平方メートルで、1人当たりで割れば53人分となります。私はですね、この二つの施設をみてきましたが、くるみクラブの施設はとても余裕のない広さであると感じました。このことはですね、偶然でありますが決算審査意見書7ページ3その他の項でですね、指摘をされています。ちょっと読んでみます。「放課後児童育成クラブについて、旧甲佐幼稚園園舎の老朽化に伴い、放課後児童クラブ育成クラブ（くるみクラブ）の新たなプレハブ施設が甲佐小敷地内に2,531万4,000円で新築されている。くるみクラブは平成28年4月現在で59名、正会員28名、準会員31名の登録がある。現場確認時は夏休み中であり、児童30名、支援員3名で運営されていた



が、非常に狭く感じられ、健全な状態とは言い難い。平成26年の設計段階では児童数40名と試算されていたが、今後も増加することが予測されることから、施設の増設と見直しが必要と考えられる。先進地との比較も行うなど、よい環境でのクラブ運営を目指されたい。」とありました。私とまったく同意見であります。

この施設が40名と試算されていますが、現場確認時では30名で非常に狭く感じられたのですから、もしも40名の児童がいたらどんな感じを受けられたのでしょうか。非常に狭いぐらいではないかということは明らかです。監査委員からの指摘のとおり、施設の増設を急いで行う必要があると思います。また、この施設を建設するにあたって、40名の試算であれば66平方メートル以上の面積が必要となりますが、それを満たしていないのはどうしてでしょうか。答弁をお願いします。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） はい。それではくるみクラブの施設についてということでおたずねでございますけども、まず現状についてですね、施設と運営面、両面で説明させていただきます。まず、施設については昨年度国3分の1、県3分の1の補助を受けて新設したところでございます。実施設計を行った平成26年度時点では、正会員が16名、準会員が19名の合計35名であり、また、「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の第10条1の支援の単位を構成する児童数はおおむね40人以下とする。」との規定に基き設計しております。平成26年度の設計段階では、保護者会の要望を聞いたうえで当初、専用面積66平米で設計しておりましたが、二つトイレがございますけども、ひとつのトイレをバリアフリーの多目的用として少し広げまして1.02平米広めまして、結果的に設計時点で専用面積が64.98平米、まあ基準面積、先ほど議員が申されました1.65で割りますと39人分となっております。その後平成27年度の竣工後にくるみクラブ保護者会からのですね、また要望がございまして、専用の棚を設置してほしいということで、担当箱ですね、ランドセルを入れる担当箱を設置しました。これはもう竣工後に手直しということで設置しましたが、専用面積がそれで2.53平米減少しまして専用面積が現在のところ62.45平米となり、1人当たりの基準面積1.65平米で割ると約37.8名分となっております。続いて運営面で御説明申し上げます。今、くるみクラブの現在の会員数は8月現在で正会員の28名であります。くるみクラブにおいては特別に準会員を設けてありまして、その準会員が33名でありますので、合せて今61名というふうになっています。この準会員制度は他にないくるみクラブ独自の制度でございまして、以前会員が少なかった平成24年度に会則の変更を行われつくられたと承知しております。この準会員は、町の委託金および国県補助の算定の対象外となります。また現在くるみクラブでは損害保険もまだ加入されていないというような状況で、県の学童保育連絡協議会からも改善するよう助言があつてるといように聞いております。従いまして本来の会員は28名で、その他の利用者が33名という状況であるということで考えております。なお新施設は7月4日から稼働しておりまして、夏休み時期である8月中の実績報告による利用状況は、1日当たり平均約24人、うち正会員が平均で16人と、準会員がですね、

平均で8人利用されているというような状況で、いちばん多かった日が35人いたという状況でございます。以上でございます。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。状況についてはですね、分かりましたが、あの、監査員からもですね、指摘がありましたようにですね、これは増設は必要ですよ。増設は必要ですよ。基準を満たしてないから。それと今、課長のほうからお話がありました、その保険のほうもですね、実際毎日のように準会員といえどもですね、こちらのほうに施設に通っているわけですから、これも何かあってからではですね遅いですので、取り急ぎあの加入をいただくようにですね、やっぱりこうちゃんとアドバイスなり指導をですね、する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） はい、それでは今後の対策を御説明申し上げます。まず利用者は先ほど申しあげました正会員が28名です。そのうち竜野地区から3名来ていらっしゃいます。それと準会員が33名で、うち竜野地区から5名来ておられます。合計61名の状況ですけども、本来の放課後児童クラブは正会員のみで運営利用する組織でございます。また、郡内の他の放課後児童クラブにおいては、すべて正会員のみで運営されていることなどから、独自の準会員制度の在り方について運営主体である保護者会、正会員で構成される保護者会と協議を行う必要があるというふうに考えております。また平成29年度に新設予定の竜野地区放課後児童クラブにおいての利用も検討にいれながら、適正な利用体制となるように調整を行うというように考えております。なお、以上の結果、将来的に正会員の増加が見込まれる場合は、現施設の改修や新しいクラブの設立等をまた検討していく必要があると思っております。また、新しい施設の利用に係るそれぞれまあ不具合等がまたありますけども、それにつきましてはクラブ保護者会からの要望を書面で受けておりまして、本年度において収納棚や雨どいなどの追加工事を行っております。御指摘の事項についてもまあ状況をみながらですね、今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） あの施設の広さがちょっと問題になったわけですけども、施設の内容的な問題もですね、いくつもいろいろ問題があります。例えばですね、あの防音壁の問題、洗面所の鏡の問題、非常口階段の防護フェンスとかまあ施設周辺のもですね、フラット化とかまあ大井手川が流れてますが、一部小学校とつながってますので、そこにまあ児童が入りこんだら危険という問題もありますし、トイレ2カ所とありますが、やはりあの30名ぐらいの子どもさんがいらっしゃるわけですので、なかなかですね2カ所ではですね、足りないような状況もあるかと思っております。それとですね、やっぱりこう施設環境としてですね、今その床の部分が固い床なんですけども、クッション性のあるですね床にというのがですね、希

望でもありますので、そういった施設の改善もあわせてですね、是非こう検討してですね、いただきたいというふうに思います。それとですね、最後になりますが指導員人員はですね、じゅうぶんかということですね、まああの、くるみもげんきクラブも指導員数は5名で、稼働人員は3から4名というふうになってますが、児童はですね健常者だけではないと思います。身障者の児童も通われる場合があると思いますが、身障者の児童がいる場合にはですね職員配置とか施設や設備の改善等必要になるとは思います何が対策をされていますか。

○福祉課長（北野太君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） 指導員についてという御質問でございますけども、現在あの、放課後児童クラブで受け入れられている障がいのある子どもさんについては、くるみクラブが今6名いらっしゃるんですけども、実質上正会員が2名、準会員が4名という構成でございます。それとげんきクラブが2名と把握しています。放課後児童クラブにおいては、年度当初に委託契約を結んでおりまして、委託費のなかに障がい児受け入れによる加算を行っております。障がい児にかかる専門知識を有する支援員の人件費を、全額町の委託費のなかに盛り込んで補助しているというような状況でございます。障がい児保育に係る運営については、今後保護者会と協議を行いながら検討していきたいと思っておりますけども、くるみクラブの対象児対応支援員については、対象障がい児が5名以上については、障がい児受け入れ、その補助事業のですね名称が、障がい児受け入れ推進事業から強化推進事業となり、専門知識を有する支援員を複数雇用することになりますけども、現在くるみクラブの障がい児の会員数は2名という状況でございます。今後の対応については、現在の委託料内において人件費の執行状況をみながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○2番（佐野安春君） 議長。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。もう時間ですので最後になりますが、この質問でですね指摘しました施設の改善やですね、指導員の配置の在り方など、まあ最善を尽くしていただき、放課後児童健全育成事業者としてのですね、町の責任を果たしていただきたいというふうに思います。これで一般質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

---

散会 午後4時31分

9月13日（火曜日）

平成28年第3回甲佐町議会 定例会 議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成28年9月9日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月13日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月13日 午後4時18分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 本田克典	総務課長 内山洋
企画課長 西坂直	くらし安全推進室長 清水明
税務課長 北畑公孝	住民生活課長 古閑敦
総合保健福祉センター所長 井上美穂	福祉課長 北野太
産業振興課長 岡本幹春	建設課長 志戸岡弘
環境衛生課長 橋本良一	会計課長 本田克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 9月13日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 認定第1号 平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 平成27年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

日程第6 承認第13号 専決処分の報告及び承認について

日程第7 報告第2号 財政健全化判断比率等の報告について

日程第8 議案第42号 財産の無償譲渡について

日程第9 議案第43号 甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第44号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 認定第1号 平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、認定第1号「平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算

の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは、認定第1号について御説明申し上げます。

認定第1号、平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

平成27年度、歳入総括表、歳入です。この表の中で款と収入済額をもって説明をさせていただきます。

款1、町税、収入済額が8億8,358万6,359円です。款2、地方譲与税5,968万9,000円です。款3、利子割交付金102万3,000円です。款4、配当割交付金371万2,000円です。款5、株主等譲渡所得割交付金317万2,000円です。款6、ゴルフ場利用税交付金1,057万9,380円です。款7、地方消費税交付金2億845万1,000円です。次のページをお願いいたします。

款8、自動車取得税交付金803万8,000円です。款9、地方特例交付金637万8,000円です。款10、地方交付税23億4,949万3,000円です。款11、交通安全対策特別交付金107万6,000円です。款12、分担金および負担金9,990万5,735円です。款13、使用料および手数料4,822万7,770円です。款14、国庫支出金9億9,785万893円です。次のページをお願いいたします。

款15、県支出金6億6,107万538円です。款16、財産収入3,285万6,001円です。款17、寄付金99万1,000円です。款18、繰入金1億4,140万1,453円です。款19、繰越金1億9,724万7,348円です。款20、諸収入1億4,744万6,781円です。次のページをお願いいたします。

款21、町債4億8,834万1,000円です。歳入合計、収入済額が63億5,053万6,258円となっております。次のページをお願いいたします。

平成27年度歳出総括表、歳出です。歳出につきましても、款と支出済額をもって説明させていただきます。

款1、議会費、支出済額が8,715万9,497円です。款2、総務費8億2,731万1,265円です。款3、民生費18億2,994万8,121円です。款4、衛生費6億797万6,054円です。款5、農林水産業費3億1,987万7,388円です。次のページをお願いいたします。

款6、商工費6,241万7,927円です。款7、土木費6億3,364万5,191円です。款8、消防費2億3,774万6,319円です。款9、教育費4億1,060万9,411円です。款10、災害復旧費3,990万2,969円です。次のページをお願いいたします。

款11、公債費7億5,183万1,686円です。款12、諸支出金0円です。款13、予備費、同じく0円です。歳出合計、支出済額が58億842万5,828円です。歳入歳出差引残額です。5億4,211万430円、うち基金積立金が2億4,000万円です。平成28年9月9日提出、町長名でございませう。83ページをお願いいたします。

平成27年度実質収支に関する調書です。1、歳入総額63億5,053万6,258円から、2、歳出総額58億842万5,828円を差し引き、3、歳入歳出差引額が5億4,211万430円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源、（2）繰越明許費繰越額が7,614万1,000円です。5、実質収支額が4億6,596万9,430円となり、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基

金繰入額が2億4,000万円となります。実質収支額から地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額を差し引いた2億2,596万9,430円が次年度への繰越額となります。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。まず、歳入の款1、町税から款13、使用料及び手数料まで、8ページから14ページ中段までです。8ページから14ページ中段までです。何か質疑ありませんか。款1、町税から款13、使用料および手数料まで、8ページから14ページの中段までです。

質疑ありませんか。8ページから14ページの中段までです。

西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 8ページの町民税で、個人と法人に分けてありますが、滞納繰越分、個人のやつが458万7,395円、それから、法人の部が211万9,100円とありますが、これは繰越分とありますので、28年度へ繰り越してあるのですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** 今、町民税の個人、法人の滞納繰越分についての御質問ですが、これは過年度滞納繰越した分を徴収した金額です。翌年度へ繰り越す金額ではございません。今おっしゃられました町民税の個人滞納繰越分458万7,395円、これは過年度の滞納繰越分の徴収金額でありますし、法人の滞納繰越分211万9,100円、これは滞納分の徴収済額となっております。以上です。

**○6番（西坂和洋君）** はい、わかりました。

**○議長（緒方哲哉君）** 他にありませんか。8ページから14ページまでです。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、款14、国庫支出金から款15、県支出金までです。14ページから22ページ中段まで、何か質疑ありませんか。款14の国庫支出金から款15、県支出金まで、14ページから22ページの中段までです。14ページから22ページの中段までです。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。次に、款16、財産収入から款21、町債まで。款16、財産収入から款21、町債まで。22ページの中段から29ページまで。22ページの中段から29ページまでです。何か質疑ありませんか。22ページの中段から29ページまでです。歳入の款16、財産収入から款21、町債までです。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、歳出にいきます。まず初めに、款1、議会費、30ページです。まず、款1、議会費、30ページです。何か質疑ありませんか。議会費です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、款2、総務費、31ページから44ページ上段まで。款2、総務費の31ページから44ページの上段まで、何か質疑ありませんか。31ページから44ページです。31ページから44ページの上段まで、総務費です。総務費について何か質疑ありませんか。総務費の31ページから44ページの上段までです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということで。次に、款3、民生費、44ページの中段から51ページの上段までです。款3、民生費、44ページの中段から51ページの上段まで。民生費です。何か質疑ありませんか。44ページから51ページの上段までです。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 48ページの人権啓発活動補助金350万ということですが。

○議長（緒方哲哉君） 何ページですか。

○2番（佐野安春君） 48ページです。

○議長（緒方哲哉君） 48ページ。

○2番（佐野安春君） 人権啓発活動補助金350万とあります。この金額は昨年と同額だと思いますが、いつから補助金が交付されですね、金額の流れがどうなっているのかということでお尋ねしたいということと、町民センターの活動について、こちらのほうの主要施策成果一覧の中で述べられておりますが、町民センターとしては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の速やかな解決を目的とするということと、様々な活動を展開されておりますが、昨年1年間の活動を通して、同和問題をはじめとする人権問題の解決がどういう状況であったか、どう進んできたのかということについて、答弁をいただきたいというように思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時22分

再開 午前10時26分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） すみません、時間をとらせました。一応、この助成金を、昭和54年から交付をしているということとあります。現在は2団体にですね、2団体につきましては、平成17年から175万ということで交付をしているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 私の質問の一つにはお答えいただきましたが、その後の質問についてお答えがなかったと思うんですが、お分かりですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 失礼しました。部落解放、部落差別解消のためにですね、地区外はもちろん、地区内の方にもですね、勉強をしていただくということが必要であるということで、研修会等をやっておるところです。支部の方々も、差別をなくすためにこういう啓発活動を行っているということでもあります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） はい。町民センターの活動としてですね、相談事業だとか啓発・広報活動をされているということは、その活動の意味も分かるところはありますが、まず初めに社会調査研究ということですね、いろんな調査をされているというふうな目的が、私としてはちょっとしっかり理解できないところがありますが、ここには目的も書いてありますが、町民センター所長としてはどういうふうな考えをお持ちなのか、お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 目的としましては、地区の中でいろんなまだ差別事象が発生したりとか、婚姻関係とかそういうことを、今もいろんな問題があっております。それを解消していくということで地区内の調査を行ったり、いろんな相談事業を行いながら、こういう人権活動を推進していくということで考えております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。44ページから51ページです。51ページ上段です。ありませんね。

本田議員。

○11番（本田 新君） 45ページにふれあいセンターの太陽光のことが書いてあります。直接私はこのことについて、関連質問させていただきたいんですけども、27年度に白旗ふれあいセンターに太陽光が設置されております。できれば本年度、本年度はちょっといろいろありましたからあれでしょうけども、電気料金にこれがどれくらい反映されているのかと。いわゆる実績ですね。これをなんかいつか明らかにしてもらい、なんか数字として出してもらえたらばなという思いがあって、思っております。例えばこの庁舎でも構いません。あゆみでも構いません。この太陽光がどれくらいの効果、効果というか実績が上がっているのかということ、なんか数字として出せるものが今あるならば出していただけないかなと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは45ページの白旗福祉ふれあいセンター、龍野福祉ふれあいセンターの太陽光発電の電力消費の効果という御質問でございます。このふれあいセンターにつきましては昨年度、27年度の年度末に一応竣工いたしまして、それから使っておりますけども、4月の熊本地震によりまして避難所になっております。そこでもうかなりの

避難者がおられて、24時間電力を使っているというような状況でございましたので、その前までの、27年度前までの比較ということになりますと、ちょっと平常時に、これから平常時の状況を見ながら比較していきたいということで考えております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田新君）** 確かにおっしゃるとおりであると思います。いつの日かでも構いません、やっぱり太陽光を設置したらどれくらいの効果があるんだというのがあるならば、いずれ数字として出していただくことをお願いしておきます。

**○議長（緒方哲哉君）** 他に質疑ありませんか。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 今、本田議員の質問に関連でございますが、主要施策成果一覧の中に、太陽光の設備のことがこちらにも載せてあります。それで、現在の町施設の太陽光設置状況と、今後の太陽光設置状況についての計画。それと、ここの中では県補助100パーセントとありますが、町の持ち出しについてはこの件に関してはないのか、そういったところで答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 太陽光の補助の取りまとめをしております環境衛生課から説明させていただきます。平成27年度におきましてですが、龍野ふれあいセンターろくじ館、水道管理センター、一応3カ所を、環境省の間接補助、環境イノベーション情報機構という所を通じまして、100パーセント補助で太陽光発電装置と蓄電設備を設置しております。

それとは別に、県のグリーンニューディール基金というのを活用いたしまして、こちらも環境省から来ているんですけども、昨年度は町民センターと白旗福祉ふれあいセンターに、こちらも100パーセントの補助で設置しております。これ以前に保健福祉センターや学校施設に、やはりグリーンニューディール基金で太陽光発電設備と蓄電池を設置しておりますが、ちょっと手持ちで昨年以前のは持ってきておりませんので、別途説明させていただきたいと思います。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 今後の計画ということ、御質問ございましたが、今後も環境イノベーション並びにグリーンニューディールの募集がありまして、補助の要綱に合致するような施設がありましたら積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** まだ今後については明確にないということですね。これからとい

うことですね。はい、分かりました。

**○議長（緒方哲哉君）** 他に質疑ありませんか。

宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 46ページ、シルバー人材センターの運営補助金、この補助金に対してどうこうということはございませんが、ちょっと参考までにお聞きしたいと思ひまして。今、私も今日もシルバーさん利用しているんですけども、料金ですね、料金設定されているでしょう。この料金がいつ設定されたのかということ。今の現行の料金がですよ。それと、その料金と、では上益城郡内、シルバー他のところもありますけど、そことの比較といひますか、一緒なのかどうなのか、その2点について。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** シルバー人材センターの会員さんが、いろいろなサービスをされる対価ということで、料金の設定についてということですけども、ちょっと手持ち資料にございませんので、ちょっとシルバー人材センターのほうに確認しまして、分かり次第回答させていただいてよろしいでしょうか。すいません。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** それはそれで結構ですけども、シルバーさんの、非常にこう私たちも、今申しましたように利用して助かっているんですけども、中で、シルバー内で何かその、いろんな問題点とか改善点とかいひるのはお聞きになってますか。それも持ってない。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** 私もシルバー人材センターの総会等に出席させて、内容を毎年お聞きしておりますけども、具体的な問題点としては、会員数がちょっと少ないというのが一番の問題ということでございます。町としましては、今後、女性の会員もシルバー人材センターで雇用して、いろんな生活支援等、そういった支え合い活動等をこれから行く中で、シルバー人材センターについてもそういった一役を担っていただきたいということで、女性会員等も積極的に募集していただきたいということですけども、なかなか加入がないと。人材不足であるというような状況は聞いております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** はい。なかなか会員さんが多くならないということが原因だということ、それは私も非常に感じておるところです。やっぱり利用するほうからすれば、やっぱりシルバーさんがあるからということではいろんな計画を立てられると。ですから、そこはその、料金が安いからそうなっているんじゃないかなというところもあったもんですから質問したわけでございますので、是非、検討をしていただきたいなど。その辺も含めて検討していただきたいということだけでございます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。次に、款4、衛生費、51ページの中段から55ページ中段まで。款4、衛生費、51ページの中段から55ページの中段まで。何か質疑あ

りませんか。

衛生費です。51ページから55ページです。衛生費、51ページから55ページです。衛生費について何か質疑ありませんか。

西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 52ページの間どころ、委託料ということで、河川水質検査委託料、この河川委託の、これは何カ所ぐらいにされていますか。前に聞いたこともあるかと思いますが。大井手川あたりは聞きましたが、緑川本流あたりも調査しておられるのか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** お答えします。大井手川2カ所と緑川を2カ所検査しております。年2回行っております。以上です。

**○6番（西坂和洋君）** 分かりました。

**○議長（緒方哲哉君）** 他に質疑ありませんか。衛生費です。51ページから。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** はい。52ページの浄化槽設置設備補助金というのが挙げられておりますが、現在、その浄化槽の設置状況はどうなってますか。お尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** お答えさせていただきます。平成27年度におきましては、目標数としては75基新設補助。新設と切り替えの補助計画といたしますか、目標にしておりましたが、実績は62基にとどまっております。甲佐町は合併処理浄化槽しか生活排水の処理がございませんので、生活排水の処理率というので現在の状況を説明させていただきますと、27年度末で51.2パーセントが実績となっております。

町長のマニフェストで10年後に75パーセントという目標を掲げてございますが、これを何とか達成できるように計画を立てております。熊本地震によりまして、単独処理浄化槽、以前の浄化槽なんですけど、古いものが破損して交換しなくてはならなくなったというお宅や、家を解体撤去して建て替えなければならなくなったというお宅が大変多ございますので、何といいますか、災害で結果が良くなるというのもちよっと表現が悪いんですけども、この機会に処理率を上げていければということを考えております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** お話の中にありました地震による破損だとか建て替えだとか、そういう状況の把握というのはもうできてますか。途中ですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** はい。お答えさせていただきます。破損した浄化槽については、まだ情報収集中でございます。あと、新築につきましては、まだ解体も終わってないところなんですけれども、すでに解体が終わって新しい家を建てられている所から申請が上がってきているという状況です。以上です。

**○2番（佐野安春君）** はい、分かりました。

**○議長（緒方哲哉君）** 他に。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 53ページです。委託料です。浴場機器保守点検委託料とあります。この22万6,800円。これはどこの分のでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。こちらは鮎緑の湯のボイラーの機器点検でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） これは機器保守点検としてあるでしょう。ということはボイラーだけですか。それともその、浴場内のシャワーとかいろいろな電気とか、そういうのは入っていないわけですかねこれは。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） ボイラー室の中にあります配管とか、機器と機器をつなぐ分がありますけども、そちらも含めて点検してもらっています。シャワーにつきましては、これは対象外になっております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 何故これを言いますかといいますと、私が思うにこの、浴槽内ですね、私がこの質問しとらんやったとは、そのボイラーの中のことって今お話がありましたけども、普通利用されている方の浴槽内でのシャワーだったり、電灯だったり切れていたり壊れたりするのは、じゃあ職員の方々が毎日点検されて、それを修理されるということでも、1週間から2週間、あるいはまだ、交換あるいは修理してないことがあったので今回質問しましたけども、今回新しくなって今度変わりますけれども、以前そういう話があったと思いますけども、そういう場合はすぐ対応されたんでしょうかね。なかなかできなかったと私は見ておりますけどもどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） はい。確かにシャワーが出ないとか、そういうお話を聞きました。で、一応職員にはすぐ業者さん呼んで修理をしてもらうように指導はいたしております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 衛生費、ほかにございませんか。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 53ページの備品購入費なんですけど、洗濯機と、需用費から流用された10万円が載っておりますが、ここに390万ぐらいですかね、なってますので、主に何を買われたのかをお聞きしたいなと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） こちらにつきましては、繰越明許費で385万8,000円上がっておりますけれども、これは来年度、今年度28年度の健康機器の購入代金でございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款5、農林水産業費、55ページ下段から61ページ中段までです。農林水産業費、55ページ下段から61ページ中段まで、農林水産業費について何か質疑ありませんか。55ページの下段から61ページ。

7番。

○7番（宮川安明君） 57ページの農業祭負担金です。これあの、課長お尋ねしますけど、産業文化祭のことですかね。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 予算上、農業祭負担金というふうな表現をしておりますが、産業文化祭で農業祭部門の負担金ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 分かりました。産業文化祭、今年もされるということですが、この産業文化祭の内容、中身、従来通り今年もやられるのかと。それと、もう一つは、これ何回目になるんでしょうか、ちょっと私は申し訳ないけども、ずいぶんなと思うんですけど。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） お答えいたします。回数につきましては、申し訳ありません、ちょっと資料のほう持ってきておりませんので、後で回答させていただきたいと思っております。内容につきましては、基本的に前年と同様の内容になるかと思っておりますが、今、事務局会議を経て、来週実行委員会のほうを開催する予定としております。で、実行委員会の中で各委員さんのご意見をお伺いしたうえで、内容については詰めていくということにいたしております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい。今年も恐らく従来通りのやり方でやられると思うんですけど、じゃああの、前は商工祭と産業文化祭ということでやったと思うんですけど、当初の目的というか、どういうことで始まったのかという、御存知ですか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 私が以前、経済課という時代に、昭和の時代ですけども、そのときには農業祭だけでやっていた時期もあります。で、農業祭につきましては、当然、収穫に感謝する、生産者が共に喜び合うというようなイベントの位置づけであろうというように思います。で、当時、農業祭、商工祭、文化祭、それぞれ各団体が別の日にやっておりましたが、経費削減というのもあったのかもしれないけども、三つの祭りを一緒にすることで、集客効果等も見込めるだろうというのが、三つ一緒になって産業文化祭というふうになったものだというふうに理解しております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） すみません、ちょっと長くなるかもしれんけど、非常にこう、今おっしゃったように、収穫に感謝するというようなことでやってたんですけども、やはりこ

う時代の流れというかね、そういうところもあるように思うんですよ。で、非常に集客力とか何とかいう面ではいいことだと思し、一つの、甲佐町の鮎祭りもそうだし、産業文化祭もそうだし、10マイルかな、あれもそうだし、やっぱりこう、核となる部分だと思し、すよね。で、やはりこう、時代に合ったものにすべきじゃないかなというふうに思ってるんですよ。

で、私はあの、まあ実行委員会で決められることだからどうかは言いませんが、言わざるを得んけども、やはりね、今まで農産物を出品してもらって、そして、それを評価して、優勝か1位とか2位とか決めてその人を表彰するというようなやり方、それも一つのやり方だと思し、やっぱりこう、なんちゅうかな、もう少しね、部門ごとに表彰するとかね。たとえばここに部会長さんいらっしゃいますけど、ニラの部門で反収当たり非常にいい成績を上げたとか、そういうような人を表彰してあげると。すると、そうすることによって、ニラを生産される方が、それじゃああの方に負けんようにやろうとか、そういうことが必要じゃないかなというふうに考えるわけですよ。

それと、まあ後で新規就農者のことも聞こうと思し、新規就農者あたりがね、やっぱりこう、きちっとしたそういう実績を上げられるとこで本当に基礎知識を学ぶと。で、産業文化祭で表彰された農家だよと。だから研修に行くんだよというぐらいのところまで行くんじゃないかなという思いがあつてそういうことを言ってるんですけども、まあタバコでもいいですよ、酪農でもいいですよ、果樹でもいいですよ。やはりこう、そういう考え方はお持ちじゃないのかな。もう後は課長の考え方をお聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** お答えいたします。確かに農業祭部門の表彰につきましては、出品していただきました農作物に、最優秀賞、優秀賞、優良賞というような表彰を行っております。表彰の方法としましては、果樹の部、野菜の部、ニラについては別途ニラの部ということで、野菜ですがニラの部というのを設けております。それと、柿の部、普通作の部、農産物加工品の部というような形で出品された農作物に応じて表彰は行っているところです。

ですが、時代が変わってというようなお話もありましたが、産業文化祭を実施する時期の関係もあるのかもしれませんが、農作物の出品については、ここ数年非常に低調な状態でございます。昨年度におきましては、出品点数が90点ということで、先ほど、昭和の時代の話をしてしましたが、昭和の時代は甲佐小学校の体育館、机を並べて体育館に入りきらないぐらい出品があつていたと。非常に、その時代から比べると出品点数が減っているのかなというように思っております。出品をしていただけるような工夫も必要ですし、また、今、宮川議員が言われました、県の農業コンクールでいう経営部門の表彰みたいな形で、反収、反当たりの収穫量が優秀な方、また、反当の収益率が非常に良い方、そういう方を表彰するというのも、産業振興課としては農家の方への励みになるのかなと。そのためには、各生産者の方の経理状況等もお尋ねしないと表彰ができませんので、そこらへんについては、今年はちょっと時間的に難しいと思し、来年度以降、そういうような表彰ができないかというこ



とで検討をさせていただければと思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、ありがとうございました。是非ですね、来年でも再来年でもいいですけども、そういうことを考えていただきたいということだけ申し上げます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 先ほどご質問がありました、産業文化祭は何回目かということで、今年が31回目になります。申し訳ありませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ありませんか。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 57ページのトレーニングセンターということですが。

○議長（緒方哲哉君） マイクば。マイクを。

○1番（山内亮一君） 57ページの右の一番上にトレーニングセンターということですが、申し訳ありませんけども、決算の中でちょっとお尋ねなのですが。今、トレーニングセンターが使えているかどうかというのがちょっと心配であります。この中には管理料とか何かがありますけれども、乙女小学校の児童も今、中学校のほうで活動しておりますけれども、トレーニングセンターあたりが使えると非常に助かるのではないかというふうに思っておりますので、ちょっと質問したところでございますが、支援物資等がまだいって使えないということであれば、いつ頃片づけて使えるようになるのかとか、そういったところを分かるだけで結構ですので教えていただきたいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） トレーニングセンターの状況についてということで回答させていただきます。トレーニングセンターにつきましては今議員のほうからありましたとおり、支援物資が中に入っております。ただ、この支援物資を入れました経緯につきましても、まずトレーニングセンター自体が被災をいたしております。天井が落下する危険があるということで、震災後一般への貸し出しは行っておりません。で、一応復旧についての見積もりが5,000万から6,000万ぐらいはかかるだろうということで、補助を受けて作った施設ということで、修理に関する国、県の助成がないかということでいろいろ探しておりますが、今のところその助成というのが見当たらないと。で、国、県に対して要望も、そういう甲佐町でいいますトレーニングセンターみたいな施設の復旧について助成をお願いしたいという要望。それと、今度県のほうで復興基金を創設されますので、復興基金で使えないかというような要望は行っていきたいと思っております。

で、4、5,000万というのもまだ正式に見積もりを取ったわけではなくて、一応解体、天井を外すまでで2,000万から3,000万かかるだろうというような見積もりをいただいております。で、その後また天井、照明器具等の修理を行うということで5、6,000万かかるのではないかなということで見積もっております。で、トレーニングセンターの修理についてはまだ予算の計上もいたしておりませんので、トレーニングセンターとして一般開放ができるの

は、今の時点では未定といたしますか、予定は立っていないというような状況でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

1番。

**○1番（山内亮一君）** トレーニングセンターの状況につきましては分かりました。ありがとうございます。中の支援物資については、いつ頃までされるかというのはちょっと分からないでしょう。何かわかる、担当課のほうで。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 支援物資につきましては、全国各地から多くの支援物資が寄せられておまして、当初必要なものというものにつきましては、もう各被災者のほうにお届けをしておったところでございますけれども、支援物資の中には、使用ができなかったものとうとう活用ができなかったものがかなり入っております。で、今後一部につきましては仮設住宅等に入居される方にもお配りすることもできるものもございますし、今後、ちょっと今の時点では使用の見込みが立っていないものというのがいろいろございますものですから、今のところですね、支援物資についていつまでに処理というか処分といたしますか、配分ができるかというのは、ちょっと今のところ見込みが立っていないような状況でございます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** 57ページの一歩下の所ですけど、中山間地の測量委託料、それから、直接支払いの件についてお尋ねしますが、これは中山間地の申請があった場所に行って測量されるのだと思いますが、中山間地の傾斜角度あたりはどうなっていますか。それから、交付金として支払われていますが、この金額は大体ここに書いてありますが、反当りいくらとか、畑の場合はいくらとか、はっきりしていると思いますが、甲佐町で大体何町歩ぐらいの面積が上がっていますか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。11時15分から再開いたします。11時15分から再開いたします。

---

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** お答えいたします。まず、27年度につきましては、15集落が取り組みをされております。金額につきましては、総額は決算書に記載してあるとおり1,543万8,643円でございます。で、反当たりという御質問がありましたが、緩傾斜地と急傾斜地で単価が変わっております。急傾斜地の水田につきましては、反当2万1,000円。緩傾斜地につきましては、反当たり8,000円。それと、畑につきましても、急傾斜地につきまし

ては1万1,500円。緩傾斜地につきましては、反当たり3,500円というのが基礎となって計算をしております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） この事業はまだ、2、3年残ってると思いますが、今度の災害で田畑が賽の河原のようになっている所、ああいった所は、その中山間地から外して申請せねばなりませんか。それとも、自分たちで開墾しながら、また畑にでもすれば中山間地の指定を受けられますか。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 農地に対してあるということですので、被災して、もうそこを農地として利用しないということであれば、計算上算入することは無理であろうというふうに思います。以上です。

○6番（西坂和洋君） はい、分かりました。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。

7番。

○7番（宮川安明君） 68ページですね、一番下のほうの青年就農。

○議長（緒方哲哉君） 何ページですか。

○7番（宮川安明君） 58です。申し訳ない、58。58ページです。青年就農給付金、この1,200万の繰り越しになった理由をお聞きしたいんですけど。なんかあの、前倒しかなんかで入ったからだったですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 失礼しました。同じページに青年就農給付金二つありましたので、下のほうと気が付きませんでした。申し訳ありません。これにつきましては、国のほうの予算が前倒しでついたということで、受け入れをして、翌年度、本年度に繰り越して予算執行を行うというものでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、課長がおっしゃったように同じページに二つあるもんだから、今度その上のほうだけ。この、主要成果表にも載っとるけども、青年就農給付金、27年度実績8名150万の分。それから、4名750万。これあの、途中で入ったからそうなったとですかね。75万と150万の差は。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本幹春君） 議員御質問のとおりでございます。年間150万円というこ

とになっておりまして、半年分、就農された時期によって、その年度半年分、また、最終年度に半年分残るといような方もおられますので、150万円の方、75万円の方というのが出てきます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** はい。じゃああの、去年は実績これだけでも、今後もまだ28年度にもそういう予定者というのはいられるのかということをお聞きしたいのですが。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** あくまでも予定ということで、産業振興課のほうに相談に来られておられる方が現在5名ほどおられます。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** はい。であの、この制度もですね、たしか5年ぐらい経っていると思うんですよね。で、5年間ということで5年間してもう終わられた方も1名か2名かいらっしゃると思うんですけど、それじゃああの、今の現状としてですね、産業振興課としてその、5年間の間、毎年こう、なんちゅうかな、個人個人にいろんな約束事があったじゃないですか。出納帳を付けなさいとか、目標を決めてどうしなさいとか、そういうことの検証とか指導とか、そういうことはどのようになさっているかお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** まず、この給付金は5年間ということで、5年後につきましては、農業者として独り立ちをしていただくというのが大前提の事業になります。で、ただ5年間につきましては、年間150万円給付金をお出ししますので、毎年、前年度の所得証明、また、記帳と町のほうから指示をしたことについては内容の確認を行っております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 所得証明、それから記帳、それから指示したことの確認ということでやっておられるということで、それはそれでいいんですけども、どうですかね、5年で独り立ちされると。率直なところ、私は大丈夫かなと思う点があるんですよね。それで、是非その辺をこう、なんちゅうかな、独り立ちできるようなふうにやっていただきたい。あくまでもこれは、そうしないとやっぱりこう、補助金っていうのは、150万円もらってそれで終わってしまうというんじゃない、ひょっとしたら補助金返還というようなことにもなる可能性があると思うんですよね。それもないように、やはりこう、しっかり甲佐町の農業を背負っていただけるような人を育ててほしいという、そういう気持ちでございますが、そのへんこう。前ね、以前、始まった当時かな、私は農業委員会のほうをやってますので、その畑とか、現地とか、実際見て回りましたよ。そして、農業委員会としてできることはないとか、どうにか指導でけんとかいようなことを1回だけはしたことあるんですよね。その後、全然そういうことをしてないので、まあ別のところでやってると言われればそれでいいけども、そのへんきちっとやってもらいたいなということで質問しております。

現地まで見に行っていらっしゃいますか、今。例えばその、ニラを作っておられるとか、

栗を作っておられるとか、ああいうところは畑まで行って状況を見て毎年やっておられるんですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** 新規就農者の給付金を受けられておられる方の補助の確認をしているかと、経営状況の確認は現地で行っているかという御質問だと思いますが、申し訳ありません、その点につきましては、本年度については、私が4月に来ました後、本年度については、たしかに実施をしていないというふうに思います。それと、先ほど議員のほうから、補助金、交付金の返還というお話がありましたが、この青年就農給付金につきましては、そのペナルティーは発生をいたしません。仮に5年間就農給付金をもらって、6年目やっぱり農業で独り立ちでけんということで離農された場合も、給付金を返すということは発生をしないという事業になっております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 60ページの下のほうに有害鳥獣の被害が、ここに、その上に最初36万の草刈りから始まって、委託料が次に50万があり、61ページに備品として148万、そしてその下に、緊急的などということ100万と。合わせて350万かな、330万か。300万強の支出があっております。で、とりあつて言うわけじゃないんですけども、これであの、魚のほうは別として、農業部門のほうでその被害額とかそういったのは何か調査した、そういった報告するとかあるんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（岡本幹春君）** 主にイノシシ等の被害ということになるとは思いますけども、申し訳ありません、これは被害報告も必要で、実際にこれだけの被害があつてるのでこの事業を行いますという資料があるんですが、本日手持ちでございませんで、後ほど被害額等については報告をさせていただきたいと思っております。申し訳ありません、よろしいでしょうかそれで。

**○11番（本田新君）** はい、分かりました。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに農林水産業費について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。次に款6、商工費、61ページの中段から63ページ上段までです。商工費の61ページ中段から63ページ上段まで、何か質疑ありませんか。61ページから63ページです。商工費についての質疑はありませんか。61ページから63ページ、商工費です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんようですので、次に款7、土木費、63ページ中段から66ページ中段までです。土木費、63ページの中段から66ページ中段までです。土木費について何か質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 65ページの道路新設の中に、立木等の補償費が2,800万ほど計上されておりますが、この中身を聞くということはできるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 中身と申しますか、路線名で説明をしたいと思えます。これは上揚井戸江線に伴うですね、立木等補償費ということで、その家屋の移転費用と立木等の移転費用の2件分ということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） はい。今、その路線の家屋の移転費ということで、もうひとつ突っ込んでいくなれば、じゃあそれは大体どれくらい金額、1軒どれくらいだったんですかということまで聞いてくると、個人情報保護法というのがあってお答えができないというふうなことになるのかなというふうに思っています。

で、そこで私は、かねてここ2、3年思っておりますことは、個人情報保護法があって確かに情報は出せないということである。では、それが本当に適正な価格なのかどうなのか。どうなのかということは、やはり議会として何らかの形でできないかなという思いがあります。

で、そこで私はここで、一つ言わせていただきたいのは、代表監査のほうに意見をお聞きしたいと思えますが、それはよろしいですか。では代表監査、これ、この数字は代表監査は数字として見られましたのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員。

○代表監査委員（本田 進君） これらの補償費等については、当然こちらにも質問はしておりますけれども、ちゃんとしたその規定の金額で、金額は計算をされておるという返事でもございましたので、それ以上の調査はしてないという状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） 私がなぜ代表監査のほうに聞いたかということ、やっぱり個人情報保護法があるからということで、我々は、それが適正かどうかは分からないと。で、やっぱり、そこになってくるとやっぱり代表監査のほうで見られて、適正であったかどうかを常に監査のほうで出して見ていただきたいという思いがあって思っておりますので。そして、監査のほうで、その価格については、そういった補償費についてはやっぱりしっかりと目を、我々に代わってですね、チェック機能を果たしていただきたいという思いがありますので、是非ここでそういう意見をさせていただきました。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、土木費について質疑。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 64ページです。国道443の期成会がっております。今現在、期成会で甲佐町で要望事項等が出されておると思いますが、その一つの中に、役場から高校に向かっての歩道も当然入っているものと思われま。そのほかに何かこの期成会の中で甲佐町内での要望はあっておりますでしょうか。お知らせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** 国道443号線の期成会での要望につきましては、本郷議員がおっしゃるとおりに、国道443号線沿いの役場から甲佐高校までの歩道の整備ですね。で、歩道整備にかけまして、歩道を、道路を横断しております暗渠等の要望も併せて行っているところでございます。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 9番。

**○9番（本郷昭宣君）** そういうことで歩道の要望と、結局、湯田側の暗渠等も改善されるというようなことで進めていただきたいと思います。私がもう一つ要望の中に加えていただきたいのは、御船町の警察の四差路から、あんまり御船町が災害関連、それからあの443の改良ということで、あの辺がものすごく開発が進んだものですから、甲佐町はトンネルがネックになっておると思いますが、その中でやはり、あつて思ふようなちょっと暗い感じを受けるような感じがするわけですね。そういうことで、その交通量の1日何台、1万台とかなんとかつていう規定があるかもしれませんが、今の時点からですね、少しずつ声を出していかなければ、急にはできないと思っております。そういうことで、トンネルの開渠ということはちょっと難しいと思しますので、もう1本掘るとかなんかで、少なくともトンネルまでの改良ができて甲佐町のほうにもう少し改良していただくならという思いも持っております。

そういうことで、いろいろな条件があるかと思っておりますが、声を出しながら進めていただくならと思っております。以上です。要望です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに土木費について質疑ありませんか。63ページから66ページ中段です。土木費です。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。次に款8、消防費、66ページ下段から69ページ上段まで、消防費の66ページ下段から69ページ上段までです。何か質疑ありませんか。消防費についての質疑ありませんか。消防費についての質疑はありませんか。66ページの下段から69ページ上段までです。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 69ページ上段のほうに自主防災組織のことが載せてありますが、組織率のアップについてはお話があったと思うんですが、自主防災組織として組織された以降の、何て言いますか、訓練等がそれぞれの組織で行われているのか、どうなのかというようなことをお尋ねしたいのですが。

**○議長（緒方哲哉君）** ぐらし安全推進室長。

○**くらし安全推進室長（清水 明君）** お答えします。自主防災組織の訓練状況ということでございますけども、平成27年度は、防災訓練、自主防の訓練は4地区で行われております。それと、自主防の設立会に3地区に行っております。それと研修会のほうが3地区で行われております。ですから、自主防に関するそういう訓練、研修会、説明会等は、10回ということになっております。以上です。

○**議長（緒方哲哉君）** 2番。

○**2番（佐野安春君）** 訓練が行われた地区の数だけ今報告がありましたが、4地区はどこですかね。

○**議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

○**くらし安全推進室長（清水 明君）** 4地区につきましては、下豊内、船津、それと糸田、それと北早川の4地区でございます。

○**2番（佐野安春君）** はい、分かりました。

○**議長（緒方哲哉君）** 他に消防費について質疑ありませんか。66ページから69ページの上段までです。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（緒方哲哉君）** 次に、款9、教育費、69ページ中段から80ページの中段まで。教育費、69ページ中段から80ページ中段までに何か質疑ありませんか。教育費であります。教育費、69ページから80ページです。

2番。

○**2番（佐野安春君）** ちょっとページ数は確認できないんですが、主要施策成果一覧の中に、甲佐高校の魅力ある学校づくりの支援事業ということで載せてありますので、そのことについてお尋ねをいたします。

甲佐高校の入学者数が減少しているということで、大変気になるところなんですけども、そこで、甲佐町英会話塾を町民対象に募集を行って、受講生50ということで行われたとありますが、これは、甲佐高校の入学者数の増加につながるのかどうか。そういったところは、どういうふうにお考えの中でされていらっしゃるのかということでお尋ねします。

○**議長（緒方哲哉君）** 教育長。

○**教育長（蔵田勇治君）** 甲佐高校の入学者数を増やすためには、あらゆる手段をですね、講じていきたいというようなことで、今、有効な支援策というものを検討中でございますが、昨年度におきましては、その一環として甲佐高校の中で英会話塾というものを実施いたしました。これには100名弱のですね、参加希望がございまして、非常に好評でございまして、多くの町民の方、小学生から90歳代までの方が、甲佐高校の中にまずお入りいただいたということで、県立の施設、県立の学校ということへの理解は、ある程度進んだのではないかと。

また、中学生も受講いたしましたので、そういう意味では、甲佐高校への理解と、いろいろな意味での、以前持っているかもしれない悪いイメージの払拭というようなものは、若干かもしれないが図れたのではないかなというふうに考えております。以上です。

○**議長（緒方哲哉君）** 2番。



**○2番（佐野安春君）** この施策がすぐにこの入学者数の増加ということは、つながったってというのはなかなかはっきり分からないところということですかね。この英会話塾というのは、ずっと継続をされていくんですかね。それかまた、若しくは、いろんな手を打っていくというお話でしたけども、ほかに具体的な策はどんなものがあったのか、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

**○議長（緒方哲哉君）** 蔵田教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** はい。まず英会話塾につきましてですが、昨年度実施いたしました英会話塾は、講師を役場職員、それと学校のALTで行いました。役場職員につきましては、自分の本務以外のところでの職務ということで、非常に負担も大きかったというふうに考えております。継続的に支援策を行っていきたいわけですが、一部の職員に負担が集中しないような形で、適切な形を今検討中でございます。

そういう意味では、あらゆる支援策をということでございますけども、以前お答えいたしましたように、県外の類似の入学者数が激減をしている高校等へ、行政からの支援を行うことで入学者数を増やしてきたという実績をお持ちの専門家のほうに、現在意見を求めながら、今年度中に具体的な支援策、複数の支援策を求めているわけですが、その中でもメインとなるようなものはできるだけ早急に提案をしていただいて、今の中学生にも、その内容はできれば伝えられるような時期に提案をしていただいて、次年度からその支援を行っていきたいということで進めているところでございます。

**○2番（佐野安春君）** 分かりました。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

7番。

**○7番（宮川安明君）** 77ページ、井戸江峡のキャンプ管理委託料についてお尋ねします。というのが、この成果一覧表に見ますと、井戸江峡キャンプ場については、現在休止中であるということで、九州電力、発電所工事のため平成31年9月まで休止予定ということで書いてあります。で、その休止してる所を管理されとることだけど、どこに委託して、そして、その管理の内容、どういうことをしていただいておりますのか。それと、それに対して、担当課としてチェックをされてるのかというこの3点についてお尋ねをいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** ただいまの井戸江峡キャンプ場についてでございますけれども、宮川議員のおっしゃる通り、現在は休止をしているというような状況でございます。で、管理につきましては、NPO法人自然楽舎みやうちというところに委託しております。

先ほどお話があった通り、井戸江峡につきましては、平成24年から九電の橋梁掛替工事があっておりますため、現在は、その工事関係者の方が使用されている部分、1棟キャビンのみ使用されて、あとの施設については使用がなされていないというような形でございます。その管理、委託の内容の中には、今現在でやられているのは、定期的な清掃、それと周辺の草刈り、また、駐車場辺りの、荒れますので整備等をやっていただいているというようなことでございます。

ただ、そのまま放置しておきますと、相当傷んだりしますので、開閉、それと中の若干の清掃あたりはやっていただいていると。それも、利用できるような状態になった場合は、速やかに利用者に快く使用していただくように管理していかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、管理状況につきまして、管理日誌も提出していただいております。それについてもチェックをしているところでございますけれども、今後、使用料を取って利用していただくというような状態になった場合に、また、きちんとした清掃とか、施設のチェック等きちんとする必要があるというふうに思っているところでございます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 結局これは平成31年9月までということだから、その以後は使用するんでしょ。そういう状況になってからということじゃなくて、使用するという前提で管理なさってるんじゃないですかね、そのへんどうですか。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 31年以降は、速やかに使用ができるような状態で、それを保ちながら管理をしていくというふうに思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 参考までに聞きます。定期的とおっしゃったけど、どれくらいの間隔でやっておられるのかと。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 管理日誌の状況を見ると、定期的というのは、約、雨が降るような場合は多く、晴れとるような場合はそれに応じて管理していただくということでございますので、ちょっと定期的という言葉は不適切だったかと思えますけれども、その状況に応じて管理をしていただいているというようなことでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 定期的は不適切じゃないと思うんです。やっぱり定期的にやってもらわなくちゃ。雨が降るからどうだ、晴れるからどうだということじゃなくて、やっぱりね、31年、すぐ使われるように管理をしていただいているんだから、そこは定期的にやっただいて、その状況をやはり担当課としてしっかりこう把握しておいていただいで、やっていただきたい。

というのが、やっぱりこう、井戸江峡にしろ、いいところですよ。やっぱり甲佐町の観光資源としてはね、残さなくてはいけないとこだから、そのへんを思って言っておりますので、是非、定期的な清掃、草刈り等はチェックをしていただきたいということだけお願いをしておきます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。教育費について。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 78ページ、宮内地区社会教育センター管理委託料とありますけど、379万1,220円。下の工事の部分に関しては分かりますが、この上の管理委託料というのは何の分の管理委託料ですか。まず1点お聞きします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この宮内社会教育センターの管理につきましては、平成21年3月31日をもって閉校となりました宮内小学校の跡地に、御存知のとおり体育館やグラウンド施設等ございましたけれども、その社会教育施設が有効利用、利活用ができるような形で管理を委託しているところでございます。これにつきましては、利用に際しまして、宮内地区の活性化委員会などの理科室を利用したジャム作りとか、運動場ゴルフなどで愛好会などが利用されておりますけれども、その内部の清掃、それと外部の清掃、それと、あといろいろな施設等がございます。調理施設とかそういうのがございますけれども、その分についての委託料がこの金額であるというようなことでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） それでは、管理委託を頼まれていると。まずそれをどこに頼まれているのか。それとこの金額が毎年かかっているのか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） はい。これにつきましても、平成26年1月から、特定非営利活動法人自然楽舎みやうちと、さきほど井戸江峡と同じ所に管理を委託してるところでございます。現在でもこの金額で委託をお願いし、今後についても一応そのような計画でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） 分かりました。年間そのぐらい委託料がかかるのかどうかということも疑問に思いますが、そういうことで、利用自体は、宮内活性化委員会ですか、とか、自然楽舎みやうちだったかな、が利用されてると思いますけれども、私が気になるのは、この光熱水費、消耗品費が、これは委託料とは別に計上されてますけれども、もし、これは今管理も任されてるんであれば利用料とかで払われるべきで、一般会計の経費として出すのはおかしいのではないかと思うんですが、その点はどう思いますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 先ほど、大変失礼いたしました。荒田議員の御質問にお答えいたしました。管理委託料について御訂正させていただきたいと思っております。説明については、若干長くなるかと思っておりますけれども、この管理委託料につきましては、この決算書に記載されてありますところを一括して計上してありますので、その内訳について御説明したいと思っております。

まず、宮内社会教育センターの管理委託料ということで、NPO法人の自然楽舎みやうちにお支払いしております委託料については、90万円でございます。この379万1,222円の中に、ほかに警備業務委託料ということでキューネットさんに5万1,840円、それとトイレの管理委託料ということで、甲佐衛生社さんに3万7,152円、同じく浄化槽の法定検査の手数料としまして4,400円、それと、ろ過装置維持点検委託料ということで、三芳水道さんに23万1,750円、それと、消防設備の点検業務委託料ということで、セコムさんに6万480円、もう一つは、この中で計上すべきではございませんでしたけれども、改修工事の際の工事監理委託料で、この管理の字がですね、若干違います。工事の監理の委託料ということで、産紘設計さんに250万5,600円が入っております。その合計額が379万1,222円ということでございます。

それと、決算書の中のその管理委託料の下の部分に、宮内地区社会教育センター改修工事実施設計・管理委託料とありますけれども、この管理委託料についてはございませんで、これは実施設計額のみが358万5,600円ということで、非常に申し訳ございません、記載がそういうところになっておりました。

それと、来年からはどういったふうになるのかということですが、実質的な管理につきましては、28年度で計上しておりますのが132万2,160円という額でありまして、若干金額も高くなったり安くなったりするところもございまして、改修工事の監理委託料を減らした額とほぼ同額ぐらいが来年から管理委託の費用として、来年といたしますか、28年から管理委託料として必要な額ということでございます。大変申し訳ありませんでした。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで、379万とあまりにもでかかったので、内訳については説明いただきましてわかりましたけれども、その上の光熱費とかが私は高いのではないかと。たしか、説明のときなんか、使用料をとるのというような説明も受けておりましたので、実際この使われた額はこの金額だと思うんですけど、そのうちからこの自然楽舎からいくら逆にもらっているのか。また、この90万ほど管理委託料としてお支払いされているわけですので、この活動の内容のたぶん報告を受けていると思っておりますので、その自然楽舎みやうちさんが、構成員が何名ほどでどういった活動をされているのか、そのあたりを教えてくださいたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 社会教育センターの使用料についてでございますけれども、この分については、体育館、グラウンド、コミュニティルーム、調理室、その他施設ということで使用料を決めております。その使用料については、使用される団体から取ります

けども、この光熱水費につきましては、その使用料の中で一般財源で支払うというような形をとってあります。

それと、自然楽舎みやうちの中に、今はっきり何人いらっしゃるかというのは手元にございませんけれども、宮内の地区の方、境さんとか、それと地域づくり団体の方とか、そういった形でこの管理を委託しているというようなことをございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番。

**○3番（荒田 博君）** 構成員の中身については、後で資料を御提示いただいて教えていただければと思いますけれども、昨年にその改修をしておりますですよ、そういった中で、その1年間通してといたしますか、その実際活動、ジャムを作ったりとかいった説明も受けておりましたけれども、そういった中身についてはどういう進捗状況で活動されていますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** この社会教育センターを利活用してどういったものを作っているかというようなことをございますけれども、今、議員おっしゃられたように、ジャム、それと、うまかたれですかね、たれですね。それと、あとは各種会議、またグラウンドについては全体の運動会でありますとか、宮内地区の運動会でありますとか、そういったことに利用されているというような状況をございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。教育費について、ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、今、執行部のほうから午前中の質問に対する答弁の申し出があっております。これを許します。

福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、午前中に民生費の老人福祉費、ページ数が46ページでございます。シルバー人材センターの運営補助金ということについて関連で、宮川議員より御質問があった件について、答弁を保留しておりましたので、ここで答弁させていただきます。

まず、シルバー人材センターのその利用料の設定年度、見直しはいつされたのかということをございますけれども、平成24年度に利用料の改定が行われております。中身については、草取りが700円を800円、草刈り等を800円から900円ということで100円の増額ということでされております。

それと、ほかの他町の利用料の設定状況ということでございますけれども、隣の美里町が草取りが792円、それと草刈りが902円ということで、うちと変わらないような数字でございます。御船町が草取りが910円、それと、草刈りが1,050円でございます。嘉島町が草取りが891円、草刈りが1,010円ということで、約100円差がございます。

今後においては、最低賃金が10月1日付でまた改定が見込まれておりますので、それと近隣町の状況も含めまして、シルバー人材センターのほうに提案していきたいというふうに思っています。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 先ほどの教育関係の荒田議員の質問の関係ですけれども、今、課長のほうから説明がありました。もう少し詳しくお聞かせいただけないかなと思って。5,200万、およそ改修工事がかかっていますが、今年度4月に地震が発生して、宮内の社会教育センターには、こちらのほうから直接的には県道が通れないような状況であります。そういう中で、現在、社会教育センターの中で、そういうような生産活動、今お話がありましたジャムとかたれとか、そういったものの生産状況はどうなのかという、活用状況ですね、活動状況、そういったところをお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** もう少し詳しくということと、地震の影響あたりもどうだったかというような状況でございますけれども、今、ジャムについては通常どおり、調理室については大きな損害がなかったということでございますので、地震による被害がなかったということでございますので、ジャム作りについては通常どおり作っておられます。それと、たれについても作っておられるということでございますけれども、本年度は地震の影響もあったかと思えますけれども、梅がちょっと裏年に当たるというようなところもございまして、梅の生産量がだいぶ低下しております。したがって、ジャム作りについては通年よりも若干少なくなっておりますけれども、実際、そういう調理はされていると。利用されて調理をされているというような状況でございます。

ほかの品物については、今のところ、何を作っているという、新しいものについては聞いておりません。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 生産活動を続けられているということはわかりますが、どうも実際がよく見えないんですよね。月にもう50万円ぐらい生産しているとか、そういったものはわからないんですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（吉岡英二君）** 先ほども言いましたように、地震の影響もありまして、生産はしているものの、通常どおりはできないと。道も通れなくなっておりますので、まだ、生産状況についてどれくらいかということまでは、申し訳ありませんが把握しておりません。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、先ほどの執行部からの続きで、環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 本田新議員から45ページの白旗福祉ふれあいセンター等の太陽光発電施設設置に関連しまして、町の施設の設置状況についてお尋ねがあった件についてお答えさせていただきます。

まず、町内の小学校と中学校にはすべて設置してございます。学校に対する補助としましては、安心・安全な学校づくり交付金事業というのを使得ありまして、補助率は2分の1となっております。

役場庁舎にも建設時に、すみません、質問者を訂正させていただきます。佐野議員からの御質問でした。申し訳ございません。

役場庁舎にも建設時に10キロワットのパネルを単費で設置しており、平成22年度にグリーンニューディール基金を活用しまして、更に10キロワット増設しております。同年に甲佐小学校にも同事業で10キロワット増設しております。

また、保健福祉センターには平成26年度にグリーンニューディール基金事業で15キロワットの発電機を設置しております。

あと、繰り返しになりますが、平成27年度には町民センター白旗福祉ふれあいセンターにグリーンニューディール基金で、ろくじ館、水道管理センター、龍野福祉ふれあいセンターに環境イノベーション情報機構の補助金で設置しております。グリーンニューディール基金と環境イノベーション情報機構の補助金につきましては、補助率ほぼ100パーセントとなっております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 今のお答えに対しての、繰り返しになるかもしれませんが、そういった施設の設置で、電気料を通してどれぐらい節約になっているのかということで把握されていますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 学校以外の施設について、若干分かっていることをお話しさせていただきます。この学校以外の施設に付けている、使った補助というのが、災害対策の避難所等に使う施設に対する設備の設置でございまして、太陽光発電と一緒に蓄電装置を備えさせていただいております。蓄電装置に1日使えるぐらいの量を蓄電できるような発電能力で設定してありますが、非常用に使う電力の部分に電気を流すようになっておりますので、例えばろくじ館の冷蔵庫等には使用できないということで、電気代の節約という点につきましては、それほどお昼の時間に使う電力、福祉ふれあいセンター、お昼の時間はあまり照明も使いませんので、大した節電にはなっていないというのが現状だと思います。ただ、水道管理センターにつきましては、高圧受電の装置と混ぜて使っていますので、実際、電気代の変化をしてみますと、3万円からもうちょっとぐらいは月額で効果が出てるんじゃないかと見ております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに教育費について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑がないようでございます。次に進みます。

次に、款10、災害復旧費、款13、予備費まで、80ページから82ページ、80ページの下段から82ページまで、災害復旧費と予備費、80ページ下段から82ページまで、何か質疑ありませんか。80ページの下段から82ページまでの質疑を承っております。款13です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんようですので、最後に、本予算全部について何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑はありませんか。最後に、本決算全部についてです。最後に本決算全部についての質疑ありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） 主要施策成果一覧の中からもよろしいでしょうかね。ページ8ページの企業誘致適地調査事業という項目が載っておりますが、この中で候補地として町内4カ所と。提案されたとありますが、どこなのかということがあります、一つですね。お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 企業誘致適地調査事業での候補地として、町内4カ所ということで出しておりますが、乙女地区の舞原試験場付近、それと、同じく乙女地区の宇城鉄筋付近、それと、白旗地区のJA上益城甲佐ガソリンスタンド付近、それと北早川地区の西邦電気付近の4カ所でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。9番。

○9番（本郷昭宣君） ページ90ページです。山林の針葉樹の今年度中に313立米減額にはなっておりますけれども、これについては倒木か何かの減額なんですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時22分

再開 午後1時23分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お待たせいたしました。このマイナス分につきましては、森林組合のほうに管理委託をしております、その間伐分でマイナスになった分でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。本決算全部について質疑ありませんか。

6番。

○6番（西坂和洋君） 決算書の1ページ、それと資料にはページは打ってありませんが、不納欠損処分調書という所があると思います。その所で、不納欠損額、これは滞納分のことですか、それか、もう徴収はできない、完全にできないという額ですか。金額はどちらも同じ金額になっておりますが。資料のほうにはページは打ってありません。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） それでは不納欠損について御説明を申し上げます。決算書、総括表の1ページに不納欠損についての額が書いてあります。その内訳として一般会計及び特別会計の決算資料が作られておりますので、金額については同じ金額、合計金額になります。内訳が資料となっております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

2番。



○2番（佐野安春君） 27年度決算について反対の討論を行います。

同和対策のための同和対策事業特別法が平成14年に終結しており、既に14年が経過しております。様々な差別が残っていたり、また新しく発生したりしていることは事実であると考えます。それに対する解消に向けた啓発などで継続した対応は必要であると思いますが、同和対策も含めて一般施策の中で行っていけばいいものと考えております。したがって、地域対策改善策等については反対でありますので、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定については反対とします。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 認定第1号、平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、この件につきましては、町監査委員のほうで決算審査意見書として提出をされております。これによりますと、誤りなく問題なく執行されており、認定をするというふうな報告書も出ておりますし、また、本日この議会において、今質疑を行いましたとおり、何ら問題もなく予算が執行されております。

また、財政構造指標あたりの数字を見てみますと、27年度ではかなり改善がされ、また、地方債の現在高も少なくなっておるということで、健全に財政も運用されているということがあり、いずれを見ましても、本認定につきましては、認定をするということで賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第1号、平成27年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について認定することに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、本決算については認定することに決定いたしました。

日程第2 認定第2号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、認定第2号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） 認定第2号について御説明申し上げます。

認定第2号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算書1ページをお願いいたします。

平成27年度歳入総括表です。歳入です。款と収入済額により御説明申し上げます。

款1、国民健康保険税、収入済額3億3,967万2,402円です。款2、使用料及び手数料、収

入済額18万4,364円です。款3、国庫支出金、収入済額4億8,925万8,909円です。款4、県支出金、収入済額1億418万6,034円です。款5、療養給付費等交付金、収入済額5,357万4,751円です。款6、共同事業交付金、収入済額4億7,812万9,688円です。款7、前期高齢者交付金、収入済額3億1,576万2,353円です。款8、財産収入、収入済額7万1,358円です。次のページをお願いいたします。

款9、寄付金、収入済額0円です。款10、繰入金、収入済額2億3,953万6,641円です。款11、繰越金、収入済額9,639万3,904円です。款12、諸収入、収入済額1,360万8,507円です。

歳入合計、収入済額が21億3,037万8,911円となっております。次のページをお願いいたします。

平成27年度歳出総括表です。款と支出済額で御説明させていただきます。款1、総務費、支出済額3,324万3,111円です。款2、保険給付費、支出済額11億5,592万7,578円です。款3、後期高齢者支援費等、支出済額1億8,851万2,242円です。款4、前期高齢者納付金等、支出済額12万6,298円です。款5、老人保健拠出金、支出済額8,040円です。次のページをお願いいたします。

款6、介護納付金、支出済額8,062万9,428円です。款7、共同事業拠出金、支出済額4億5,851万8,696円です。款8、保健事業費、支出済額1,198万7,075円です。款9、基金積立金、支出済額7万1,363円です。款10、公債費0円です。款11、諸支出金、支出済額2,480万3,819円です。款12、予備費、支出済額0円です。

歳出合計、支出済額19億5,382万7,650円となっております。次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額1億7,655万1,261円、うち基金積立金1,800万円です。平成28年9月9日提出、町長名でございます。次に21ページをお願いいたします。

平成27年度実質収支に係る調書でございます。歳入総額21億3,037万8,911円から歳出総額19億5,382万7,650円を差し引きまして、歳入歳出差引額、実質収支額、ともに1億7,655万1,261円となっております。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額1,800万円となり、差し引きまして1億5,855万1,261円を次年度に繰り越しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。まず最初に、歳入全部について質疑をお願いいたします。まず最初に歳入全部についてお願いいたします。款1、国民健康保険税から款12、諸収入までです。6ページから12ページまでです。6ページから12ページです。款1から款12までです。歳入全部についての質疑を行っております。6ページから12ページまでです。歳入全部についての質疑を行っております。6ページから12ページです。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 歳入の面で説明がありましたが、一部基金に積立に回す部分が出てきたというようなことがあります。国保の財政の見通しについてはどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） 国保の財政の見通しということで、平成30年度から国保のほうのほうに移管するというので、平成29年度までの財政見通しをしているところですけども、今のところ、ちょっと来年度、29年度の試算のほうはまだできておりませんので、今のところどうなのかというところで見通し、なかなか立てられないところではございますけれども、保険給付等の増額等とか、そういったものも今後見通しながら、平成29年度の11月、12月ぐらいに次年度の算定を行いますので、そういったところで見たいというふうに思っておりますけれども、そういうところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。次に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部についての質疑をお願いします。款1、総務費から款12、予備費まで。13ページから20ページまで。13ページから20ページまでです。何か質疑ありませんか。歳出全部についての質疑を行っております。13ページから20ページ、歳出全部についての質疑であります。質疑ありませんかね。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 14ページの下から4番目、レセプトの疾病分類委託料となっておりますが、これは1年にたしか2回ぐらいのレセプトの発表があったかと思いますが、どうなっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） すいません、ちょっと手持ち資料を持ってきておりませんので、また後で御回答させていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 出産育児金の630万で、これで何名分なのかということと、葬祭費に40万というのがありますけど、この葬祭費というのはどういうあれで出されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） まず出産一時金の祝金ですけども、すいません、出産育児一時金ですけども、こちらにつきましては、国保の資格者の方が出産された場合に、一時金としてお渡しするもので、15名分になります。それと、葬祭費については、同じく国保資格者の方が亡くなられたときに、葬祭費として1人2万円ということで、20名分です。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） え、630万、15名分。あ、そう42万。ああ、なるほど。すいません、計算間違いしました。じゃあ、すいません、もう一回、葬祭費については、もう一度すいません。20名の方に2万円をお渡しする。それはどういうあれで出されているのか。なんか初

めて聞くような気がするんですけど。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時45分

再開 午後 1 時53分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（古閑 敦君）** すいません、お時間をとらせて申し訳ございませんでした。

まず、先ほどの葬祭費ですけれども、2万円の20万円分ということで、これにつきましては、すいません、20名分でございます。こちらにつきましては、条例のほうで定めておりました、葬祭費として2万円を支給するというふうに行っているところです。

それと、すいません、西坂議員のほうから先ほど言われましたレセプト疾病の分類委託料、14ページ分ですけれども、これにつきましては、レセプトの内容を点検し、疾病ごとに分類するという作業を国保連合会のほうに委託しております。そちらの分の委託料ということになります。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** 私も、議員20年近くしとってこのことを知らなかったということは、これは深く反省しなくちゃならないなと思って、これは町民に対しては大変申し訳ないなという今思いをもって深く反省し、これはもうちょっと精進せにやいかんという思いを持っておりますけれども、課長さんもやっぱり、これくらいの質問は即答できるように、お互い精進することを念じたいと意見を言わせていただきたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 今日、皆さんのお聞きしておりますと、わからない、ここには用意しておりません、あまりにも多すぎやせんですか。今まで数えてどんくらいあるかもうわからんけども、もうちょっと答弁する方は用意しとった方がいいんじゃないですか。

**○議長（緒方哲哉君）** はい、今、宮本議員からも御指摘がありましたように、執行部のほうにおかれましては、政策論争等については、これはもう三役が答弁するのが当然でありますけれども、普通の一般事務の支出等については、職員の皆さん方が答弁なさるのが正論じゃないかなというふうに思います。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** いろいろ御意見、御指摘をいただいているところであります。決算審査の中でのいろんな御意見の中で、計数的なものについては、やはり資料等を持ち合わせていない場合は致し方ない部分もあるかもしれませんが、基本的な考え方、あるいは制度の中身の仕組み、そういった基本的な事柄については、これは当然課長職として把握しておくべきだというふうに私も思います。

毎回議会終了後、議員各位の御指摘をいただきながら課長会議を開いて、その議会の対応はどうだったのか、あるいは議員各位から指摘をいただいた御意見に対してどう対処していくのか、そのあたりを必ず会議の中でお互い共通認識を持とうということで開催をしているような状況であります。今回も議会終了後、会議を開くことといたしておりますので、ただいいただいた御意見については厳粛に受け止めながら、今後対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 歳出全部について質疑をお願いしております。13ページから20ページまでです。13ページから20ページまでです。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** はい、ないようであります。

次に、本決算全部について質疑ありませんか。本決算全部についての質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 認定第2号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきましては、27年度は歳入歳出残高が1億7,000万余ぐらい残額が出ております。一般会計から法定内繰出金を除きまして、繰越金それから財政調整基金を差し引きますと、単年度収支といいますか、それについては15万7,000円ぐらいの黒字となっております。

しかしながら、この国保財政につきましては、危機的状況には変わりはないわけでありますので、今後は、ちょっとこの決算書を見てもみますと、滞納額も多額に残っております。そういう関係で現年度分を含めまして、今後は現年度を含めまして過年度分の徴収に励まれます。徴収率の向上、また、保健事業につきましては、アクションプランに基づきまして保健事業を進められまして、そして、予防医学に力を注いで医療費の抑制を図っていただくと、そういうことを願ひまして、認定第2号につきましては賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第2号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本決算については認定することに決定いたしました。

---

**日程第3 認定第3号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

て

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第3、認定第3号「平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** 認定第3号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入総括表で御説明を申し上げます。歳入です。款と収入済額で御説明を申し上げます。

款1、介護保険料、収入済額が2億3,527万2,646円です。款2、分担金及び負担金163万5,900円です。款3、使用料及び手数料4万200円です。款4、支払基金交付金3億7,173万5,926円です。款5、国庫支出金3億6,985万3,338円です。款6、県支出金1億9,088万5,479円です。款7、財産収入6万9,801円です。款8、繰入金2億2,743万9,000円です。

2ページをお願いいたします。款9、繰越金6,352万7,526円です。款10、諸収入755万5,446円です。歳入合計、収入済額14億6,801万5,262円です。

3ページをお願いいたします。歳出です。款と支出済額で御説明申し上げます。款1、総務費、支出済額が4,162万7,714円です。款2、保険給付費13億1,352万781円です。款3、財政安定化基金拠出金0円です。款4、地域支援事業費3,434万1,493円です。款5、基金積立金2,006万9,801円です。款6、公債費0円です。款7、諸支出金2,076万8,322円です。

4ページをお願いいたします。款8、予備費0円です。歳出合計、支出済額14億3,032万8,111円です。歳入歳出差引残額3,768万7,151円です。平成28年9月9日提出、町長名でございます。

18ページをお願いいたします。平成27年度実質収支に関する調書でございます。3番、歳入歳出差引額及び5番、実質収支額、ともに3,768万7,151円となっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部についての質疑をお願いします。歳入全部についての質疑をお願いします。款1、介護保険料から款10、諸収入までです。款1、介護保険料から款10、諸収入までです。5ページから10ページです。5ページから10ページまでです。何か質疑ありませんか。5ページから10ページ、歳入全部について質疑をお願いします。

歳入全部についての質疑をお願いします。5ページから10ページです。何かありませんか。5ページから10ページまで、歳入全部について質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんようでございますので、次に歳出全部について質疑をお願いします。款1、総務費から款8、予備費まで。11ページから17ページまでに何か質問ありませんか。11ページから17ページまで、質疑ありませんか。歳出全部についての質疑を賜っております。11ページから17ページです。歳出全部についての質疑を行っております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） はい、ありませんようです。

最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。本決算全部について質疑ありませんか。本決算全部についてです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 認定第3号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定についてでございますが、高齢者の方々の健康を守っていく制度でございます。決算意見書の中にも述べられてありますように、要介護状態にならない、介護度の軽減につながる施策を進めてほしいというような意見が監査委員のほうからも出ております。私も全く同感でございます。そのような施策を進めていただきたいという希望をして、本案件に対しまして賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第3号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本決算については認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 認定第4号 平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、認定第4号「甲佐町27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） 認定第4号について御説明申し上げます。

認定第4号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。決算書1ページをお願いいたします。

平成27年度歳入総括表です。歳入です。款と収入済額で御説明申し上げます。款1、後期高齢者医療保険料、収入済額7,865万9,900円です。款2、使用料及び手数料、収入済額7,500円です。款3、寄付金、0円です。款4、繰入金、収入済額5,472万5,873円です。款5、繰越金、収入済額210万1,900円です。款6、諸収入、収入済額306万6,520円です。歳

入合計、収入済額 1 億3,856万1,693円です。次のページをお願いいたします。

歳出総括表です。款と支出済額で御説明申し上げます。款 1、総務費、支出済額 82万6,575円です。款 2、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億3,244万9,173円です。款 3、保健事業費、支出済額 295万5,126円です。款 4、諸支出金、0円です。款 5、予備費につきましても 0円です。歳出合計、支出済額 1 億3,623万874円です。歳入歳出差引残額 233万819円です。平成28年 9 月 9 日提出、町長名でございます。8 ページをお願いいたします。

平成27年度実質収支に関する調書でございます。歳入総額 1 億3,856万1,693円から歳出総額 1 億3,623万870円を差し引きまして、歳入歳出差引額及び実質収支額 233万819円となっております。この金額を次年度へ繰越をしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。まず最初に、歳入全部について質疑をお願いします。款 1、後期高齢者医療保険料から款 6、諸収入まで。3 ページから 5 ページまでです。3 ページから 5 ページまでです。款 1 から款 6、3 ページから 5 ページまでです。何か質疑ありませんか。3 ページから 5 ページです。歳入全部についての質疑を行っております。3 ページから 5 ページまでです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。次に、歳出全部について質疑をお願いいたします。款 1、総務費から款 5、予備費まで。6 ページから 7 ページです。何か質疑ありませんか。6 ページから 7 ページです。総務費から予備費までです。6 ページ、7 ページです。歳出全部についての質疑を行っております。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。本決算全部についての質疑はありませんか。

6 番、西坂議員。

**○6 番（西坂和洋君）** すいませんですが、この後期高齢者の保険は、現在私はまだ国保関係ですが、今 3 割負担となっております。これは今後、もうやがて 70 歳を超えますので、後期高齢者、70 歳からですか、75 歳。75 歳からですか。はい。

**○議長（緒方哲哉君）** よろしいですか。よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。



7番。

**○7番（宮川安明君）** 認定第4号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第4号、平成27年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本決算については、認定することに決定いたしました。

### 日程第5、認定第5号 平成27年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5、認定第5号「平成27年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 認定第5号、平成27年度甲佐町水道事業会計決算書について説明申し上げます。2ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町水道事業会計決算報告書について説明申し上げます。区分の款及び決算額のみ説明申し上げます。1、収益的収入及び支出。収入です。第1款、事業収益、決算額1億5,790万3,146円です。支出です。第1款、事業費、決算額1億2,898万1,745円です。3ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出。収入です。第1款、資本的収入、決算額2億6,830万8,000円です。支出です。第1款、資本的支出、決算額3億1,765万749円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,934万2,749円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,853万4,016円及び過年度分損益勘定留保資金3,080万8,733円で補填いたしております。4ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町水道事業損益計算書です。下から3行目を御覧願います。当年度純利益は1,036万2,681円となっております。平成28年9月9日提出、町長名でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。

本決算全部について質疑をお願いいたします。本決算全部について質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。本決算全部についての質疑を行っております。本決算全部について質疑を行っております。何か質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 利益が今1,000万とおっしゃったような気がしますけど、1,000万だったですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 純利益について御説明させていただきます。決算書4ページの損益計算書に表示されておりますが、営業収益、営業外収益、特別利益の合計から、営業費用、営業外費用、特別損失を差し引いた額が純利益となりまして、利益の額が1,036万2,681円となっております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） これの資料見りゃいいんだけど、じゃあ、修理代とか維持管理とか、修理代はどれくらいなっとかな。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 施設の修理代でございますが、原水浄水施設と申しまして、水源と滅菌を行う施設の修理代としまして145万9,000円、配水及び給水施設、配水地から配水管、メーターまでの修繕代でございますが、そちらが604万8,000円ほどとなっております。あと、総係費と申しまして、自動車とかパソコン等の修繕代もございまして、そちらは16万4,000円ほどとなっております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 配水管どうこうの中に、600何万の中に、配水管の中に漏水する部分の配管を入れ換える分も入っとつとですか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えさせていただきます。老朽管の更新に要する費用は、資本的支出の建設改良費で支払っておりますので、損益には関係いたしません。先ほどの純利益とかと以外のところの資本的支出で賄っております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 決算書、非常に私はわかりづらいんだけど、要するにいろんな利益、1,000万上げるのはわかりました。ほかにも、ほかの部分でと言うけども、漏水管とかかなとかかかると、それだけのほかの部分で1,000万ぐらい修理代とかでかかるんじゃないかなという気持ちで質問したんです。大体それくらいかかるとでしょう。トータルで言えば。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） ちょっと先ほど、決算書にも資料がございまして、申し訳ありませんでした。9ページに施設の修理については金額が出てきておりました。この配水給水施設の老朽管に伴う部分は、3分の2以上、すみません、先ほどの金額とちょっと。はい、ちょっと申し訳ないです。すみません、ちょっと休憩いいですか。すみません。確認します。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時28分

再開 午後2時29分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 失礼しました。老朽管に更新工事としまして、平成27年度には甲佐小学校の老朽管布設替工事、山出地区の老朽管布設替工事を行っておりまして、合わせまして500万円程度、479万円ほど老朽管更新に使用しております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 決算審査意見書の中にも、この水道事業会計のことで触れられておりますが、今御質問がありました老朽管ですね。有収率が77.1パーセントということで低いということで、老朽管は全体の何パーセントぐらいあるのかということで、その新しい管に替える見通しはどのようなふうにお考えなのかということで質問いたします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後2時31分

再開 午後2時38分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 老朽管の更新についてでございますが、老朽管の更新については、平成25年3月に策定しました甲佐町水道事業基本計画の中で、計画的に老朽管を更新していくこととしておりまして、平成26年から更新を実施しております。現在の老朽管の残存は、約50パーセント、40年経過しているのを老朽管と呼んでおります。最終的に計画年度の平成43年度には、有収率92.5パーセントを目指しているところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。本決算全部についての質疑を行っております。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 10ページです。27年度に工事のほうは8ですかね、あっておりますけども、今回の地震で被害、見た目の被害は、どうしてもストップせないかんごた被害というのはあったんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えします。このたびの熊本地震によりまして、水道施設も大きな被害を受けております。主立った所を申しますと、県道宇土甲佐線で配水管の大規模な破損をしておりまして、現在も130メートルほど仮設している状況です。

また、昨年度建設しました世持配水場の場内舗装がひび割れるということが起きております。先日9月6日の厚生労働省と財務局の災害査定を受けまして、ほとんどの施設については災害の補助を受けられるということで、今年度の復旧を目指しているところでござ

います。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑ありませんようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

5番、福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 認定第5号、平成27年度甲佐町水道事業会計決算の認定について賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。認定第5号、平成27年度甲佐町水道事業会計決算について、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本決算については認定することに決定いたしました。

---

## 日程第6 承認第13号 専決処分の報告及び承認について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第6、承認第13号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** それでは、専決処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

承認第13号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成28年9月9日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。専決処分書になります。

専第12号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。平成28年8月17日、甲佐町長。

記、1、甲佐町平成28年熊本地震に係る災害、被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例。理由については省略させていただきます。次のページをお願いします。

これが条例になります。甲佐町平成28年熊本地震に係る被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例。災害減免の特例、第1条、平成28年熊本地震（以下、災害という）による被害者に対し、平成28年度に課する当該年度分の個人の町民税、固定資産税及び国民健康保険税（以下、町民税等という）については、災害による被害者に対する町税の減

免に関する条例（昭和42年甲佐町条例第27号）及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（昭和47年甲佐町条例第30号）の規定にかかわらず、この条例に定めるところによることとしております。

定義、第2条、この条例において、全壊、大規模半壊及び半壊とは、被害認定調査、災害の被害認定基準について、平成13年6月28日付、府政防第518号、内閣府政策統括官防災担当通知及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府防災担当に基づく判定結果）に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号第90条の2）に規定する罹災証明書で証明を受けた損害の程度をいうこととしております。以下、第3条に町民税、第4条で固定資産税、第5条で国民健康保険税の減免について定めておりますが、内容につきましては、お配りしております資料に基づいて説明してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○税務課長（北畑公孝君）** 申し訳ございません、ちょっと条例の4ページをお願いいたします。4ページの6条になります。減免の申請。この条例の規定によって、町民税等の減免を受けようとする者は、災害による被害者に対する町税の免除に関する条例及び災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例に定める様式により、該当する申請書を町長に提出しなければならない。第2項、前項の規定にかかわらず、町長は第2条に基づく損害の程度及びこれに類する町所有の客観的資料により、町民税等を減免すべき事由があることが明らかであるが、町民税等を減免すべき自由があることが明らかであると認められるときは、前項の規定により申請を省略し、職権により減免することができるとしております。

特例の除外、第7条、次の各号に掲げる減免については、この条例の規定は適用せず、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例又は災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の規定を適用する。1号、家財の被害に関する減免、2号、農作物の被害に関する減免。減免の取消し、第8条、町長は、虚偽の申請その他不正の合意により町民税等の減免を受けた者があれば認めるときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。第2項、町長は、減免を受けようとする者が平成27年分の所得について修正申告を行い、第3条及び第5条に定める区分に該当しなくなったときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用することとしております。

それでは、資料のほうをお願いいたします。今回の震災に伴う被災の規模が大きく、被災者の手続の簡素化及び事務処理の迅速化を図るため、現行の災害減免条例を基本に新たに制定しております。まず、平成28年4月14日以降に納期が到来することに適用することといたしております。これにつきましては、平成28年度課税分が対象となります。減免の申請の有無にかかわらず、被災者台帳により以下の減免について職権で減免を行うことができるとしております。職権により減免を行うことができるものとして、住宅の被害による町民税の減免、家屋の被害による固定資産税の減免、住宅の被害による国民健

康保険税の減免、この三つの減免につきましては、町長の職権により、申請の有無にかかわらず減免をいたすこととしております。

それでは、条例第3条の個人の町民税の減免について御説明申し上げます。死亡等による人的被害に関する減免ですが、現行の災害減免条例及び今回制定いたしております熊本地震の災害減免条例、これにつきましては、免除率、軽減率は全く同一といたしております。

続きまして、住宅の被害による町民税の減免になります。現行の災害減免条例につきましては、所有に係る住宅、今回の熊本地震の災害減免条例といたしましては、居住に係る住宅を対象といたしております。

損害の程度ですけれども、現行の減免条例につきましては、住宅の損害金額、これにつきましては保険金等により補填されるべき金額を除いた分の損失額が10分の3以上の場合に適用することとなっておりますが、今回の条例といたしましては、被害認定調査の結果に基づく減免といたしております。現行の減免条例で損害の程度が10分の3以上10分の5未満につきましては、熊本地震に関する災害減免条例では、半壊、大規模半壊の区分といたしております。現行の10分の5以上につきましては、全壊判定区分が、全壊を対象といたしております。所得に応じた軽減の割合ですけれども、現行の減免条例と同一といたしております。

特例の除外といたしまして、家財の被害に関する減免、農作物の被害に関する減免につきましては、現行の災害減免条例の適用を行うこととしております。住民税につきましては複数の規定に該当する場合は、軽減及び免除の割合が多いほうを適用することといたしております。すいません、2ページをお願いします。

条例第4条、固定資産税の減免になります。土地につきましては、現行の災害減免条例、今回新たに設けました減免条例、損害の程度、軽減率等につきましては、全く同じとしております。

続きまして家屋です。家屋につきましては、現行の災害減免条例程度の損害の程度、固定資産の評価額になります。今回の熊本地震の災害減免条例につきましては、被害認定調査の判定結果といたしております。現行の減免条例で、全壊、流失10分の6以上につきましては、今回は被害認定調査の判定結果、全壊を適用し、全額免除といたしております。現行の災害減免条例10分の4以上10分の6未満につきましては大規模半壊、10分の2以上10分の4未満につきましては半壊といたしております。大規模半壊、半壊、それぞれ軽減率につきましては、現行の減免条例と同一といたしております。

続きまして、固定資産税の償却資産になります。現行の減免条例、今回の熊本地震に関する条例、ともに損害の程度につきましては、固定資産の評価額としております。ただ、文言についてわかりやすく、あと、事務処理の簡素化を図るために、流失、復旧不能につきましては、廃棄又は復旧不能、あと、被害の程度に応じて3段階に分かれておりますが、その被害の程度が、修理費が評価額に対して何割あるかというふうに改めて明示しております。軽減の割合につきましては、現行の割合と同一といたしております。

続きまして、国民健康保険税の減免といたしまして、第5条になります。死亡等による減免、人的被害による減免につきましては、現行の災害条例減免と同一といたしておりますが、現行の災害減免条例につきましては、死亡と生活保護になられた場合、規定がございませんが、今回は全部という形にしております。住宅の被害による国民健康保険税の減免ですけれども、これは先ほど説明いたしました住民税と同一といたしております。

以上、簡単でございますが、減免条例について御説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。  
何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありません。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。  
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。  
3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 承認第13号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、熊本地震に係る減免措置の条例ということで、何らか異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。  
これから承認第13号、専決処分及び報告承認について採択いたします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第7 報告第2号 財政健全化判断比率等の報告について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第7、報告第2号、財政健全化判断比率等の報告についてを議題と致します。総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは報告第2号について御説明申し上げます。報告第2号財政健全化判断比率等の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成28年9月9日提出、町長名でございます。

それでは、3ページ以降に審査意見書を添付しておりますので、その意見書の最後のページ、4ページをお開きいただきたいと思います。一番最後のページになります。

その一番下のほうですが、(3) 是正・改善を要する事項という所がございます。こちらのほうに意見が載せてありますけれども、特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。3行目からになります。本年4月に発生した熊本地震、6月に発生した豪雨災害の影響により、本町の財政は今後非常に厳しい状況になると予測される。健全化判断比

率の悪化を可能な限り抑制するためにも、通常予算については徹底した行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努められたい、というような御意見をいただいております。

それでは、2ページに戻っていただきたいと思います。2ページに健全化比率の状況について御説明をさせていただきます。平成27年度の決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による四つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載しております。

まず、上段のほうの網かけの部分を御覧いただきたいと思います。実質赤字比率は、一般会計の状況を、連結実質赤字比率は水道事業会計を含む会計の状況を示すものでございます。いずれも赤字ではありませんので赤字比率は出ておりません。次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを表したもので、平成27年度は5.4パーセントになっており、平成26年度が6.8パーセントでございましたので、1.4パーセント減となっております。

主な要因といたしましては、地方消費税交付金及び普通交付税が増額となったことにより、分母となる標準財政規模が増加したこと。また、一般単独事業債3,938万5,000円の減、これは平成11年度の総合保健福祉センター前払分、民間資金を借り入れた分837万4,000円、それと、平成16年度議会棟前払分、これも民間資金を借り入れた分777万円のほかの減によるものでございまして、それと、平成26年度減税補填債790万円の償還終了により、分子となる額が減少したことによるものでございます。

次に、将来負担比率は、水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示したものでございます。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言えるものでございます。平成27年度は41.1パーセント、これ前年度が43.1パーセントでございましたので、2パーセント減少しております。要因といたしましては、地方消費税交付金及び普通交付金が増額となったことによる標準財政規模の増加が主なものでございます。

ただいま御説明いたしました各比率が、その下の段の早期健全化基準、15.00、20.00、25.0、350.0パーセントを超えますと黄色信号になり、財政健全化計画の策定が義務付けられることになり、更にその下の財政再生基準を超えますと、赤信号というふうになりまして、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定めなければならないわけでございます。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況におきましても、資金不足比率の欄には数字が出てきておりません。一番下の表の網かけ部分であります資金不足額に、△が付いてマイナスの1億9,413万4,000円となっておりますので、資金不足は生じていない状況でございます。

このように、本町では平成27年度決算におけるいずれの指標におきましても、基準を下



回っております。ただ、4月に発生いたしました熊本地震、6月に発生いたしました豪雨災害により多大な財源を投下しておりますので、来年度以降の数値は悪化していくものというふうに考えられるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。何か質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号、財政健全化判断比率等の報告についてを終わります。

---

### 日程第8 議案第42号 財産の無償譲渡について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第8、議案第42号「財産の無償譲渡について」でございますが、この件につきましては、4番、宮本修治議員の除席についてを採決します。

お諮りします。本案について、宮本議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、宮本議員を除席したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、宮本議員を除席することに決定いたしました。

宮本議員の退場を求めます。

〔宮本 修治議員退室〕

ただいまの議案第42号についての提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは、議案第42号について御説明を申し上げます。

財産の無償譲渡について。町有地及び建物、納骨堂用地及び建物として無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

主な内容。1、無償譲渡する土地、建物の表示。土地、所在地、甲佐町大字早川字上小塚12番地3。地目、墓地。地積、253平方メートル。所在地、甲佐町大字早川字上小塚12番地4。地目、雑種地。地積、107平方メートル。評価額、67万6,298円。建物、所在地、甲佐町大字早川字上小塚12番地3。種類、納骨堂、延べ床面積36.22平方メートル。構造、鉄筋コンクリート造、コンクリート瓦葺き平屋建て。建築年月日、昭和51年3月20日。

2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字■■■■■■■、中早川区認可地縁団体代表、藤本敏江。3、無償譲渡の目的、当行政区が納骨堂施設用地として利用するため。4、無償譲渡の理由。当該土地建物は、中早川区認可地縁団体から納骨堂敷地、納骨堂関連敷地、駐車場及び納骨堂として管理したい旨の普通財産譲渡申請があったためでございます。平成28年9月9日提出、町長名でございます。

この納骨堂につきましては、昭和50年度に町が地域改善対策事業によりまして新築をし

たものでございまして、これまで区が共同で使用されていたところでございます。平成25年8月15日に中早川区が地方自治法に基づく地縁団体として認可を受けられたことにより、団体名義での不動産の所有が可能となっております。今回、区から普通財産譲受申請が出されたことによりまして、無償で譲渡することについて御議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、福田議員。

**○5番（福田謙二君）** これは、この団体がじゃあ固定資産税とか何か払うわけですかね、今度は。どうなるんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 団体としての所有になりますので、法人としてのいろんな税金を支払うことになってきますけれども、いろんな減免措置等がありますので、実際どのくらいの税金を支払われるかというのは、ちょっと計算してみないとわかりませんが、今、大体分かっているのは、登録免許税、不動産取得税等ですね。所有権移転するときの税金はかかるというところがございます。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番。

**○9番（本郷昭宣君）** 議案第42号、財産の無償譲渡についてということでございますが、この土地を納骨堂の用地として地縁団体が管理するというようなことでございますので、無償譲渡につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第42号、財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時13分

再開 午後3時13分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本議員の入場を許します。

〔宮本 修治議員入室〕

**日程第 9 議案第43号 甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第 9、議案第43号「甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それでは、議案第43号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を、次のとおり改正することとする。平成28年 9 月 9 日提出、町長名でございます。

提案理由、甲佐町放課後児童健全育成クラブ（通称、くるみクラブ）が、平成28年 7 月 3 日に旧甲佐幼稚園から甲佐町放課後児童健全育成事業施設、甲佐小学校の敷地内へ移転したことに伴い、施設の位置に変更が生じたので、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例を一部改正する条例。甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例（平成14年甲佐町条例第19号）の一部を次のとおり改正する。

第 3 条中、熊本県上益城郡甲佐町大字豊内473番地 1 を、熊本県上益城郡甲佐町大字豊内515番地 3 に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年 7 月 3 日から適用する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 議案第43号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の位置、設置及び管理に関する条例の一部改正については、通称くるみクラブにつきましては、先だって一般質問の中でも運営についてはいろいろ意見があつたみたいでございますけれども、この議案は施設の位置の変更ということでございますので、この議案については何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第43号、甲佐町放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第44号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第10、議案第44号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** それでは説明いたします。議案第44号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正することとする。平成28年9月9日提出、町長名でございます。提案理由につきましては、省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては、別添の説明資料のほうで説明をさせてもらってよろしいでしょうか。

それでは説明申し上げます。まずはじめに10ページをお願いいたします。一番最後のページになります。今回、指定管理者制度では、赤線で囲んでおります休憩室、多目的ホール、そしてフィットネスセンターの3施設への指定管理制度の導入を図りたいと思います。すみません、もう一度説明資料の1ページに戻ってもらってよろしいでしょうか。

まず、2条ですが、今回、浴室を改修するため「高齢者の安らぎの場を提供する」という文言を改正案では削除をいたしております。次に3条ですが、7ページを御覧ください。7ページの別表1という施設名を書いた表がありますがけれども、こちらを改正案では、すみません、もう一度1ページになりますけれども、第1項の1号から10号までとしております。第2項では、第1号から次の2ページの5号までの業務を行うものとし、また、この改正に伴い、第4条第7項と5条第1項を改正しております。

次の5条の2につきましては、許可を受けた施設の権利を目的外に使用したり、使用する権利を他人に譲渡したり、転貸してはならないと、目的外使用の禁止を定めております。

次に6条ですけども、次の3ページの現行欄、4号で、営利を目的とした展示会または即売会などに使用すると認めるときは使用を認めないとなっておりますが、こちらを、第6条の2、新設といたしまして、使用者は営業を目的とした展示会、即売会等に使用する場合は、町長の許可を受けなければいけないとしているところです。また、7条の第1項の5号と6号で、天災地変やその他の事項及び町長が特に必要があると認めるときの使用許可の取

消しを追加をいたしております。第8条は、1ページの第3条第1項に定める各施設の使用時間を定めたものです。指定管理者が管理する8号の休憩室、9号の多目的ホール、そして、10号のフィットネスセンターの3施設を、午前10時から午後9時までとするものです。

続きまして、4ページをお願いします。4ページの改正案第9条、使用者は別表に定める額の使用料を収めなければならないとしておりますが、これは7ページの現行欄の別表第1と、8ページの別表第2をとともに削除し、7ページの別表としております。これを指しております。今まで多目的ホールをトレーニング室として使用する場合の部分を、そのままフィットネスセンターの使用料金といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。第10条は施設名を、第3条第1項に盛り込みましたので、シャワー室が第3条第1項第7号の施設となります。13条からの条文は、地方自治法第244条の2第4項の指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものとするとの規定により、追加を行うものです。

指定管理者による管理、第13条第1項では、保健福祉センターの管理は、法人その他の団体であって本町が指定する者（以下、指定管理者という）に行わせることができる。第2項、指定管理者に保健福祉センターの管理を行わせるときは、期間を定めて行わせるものとする。第3項、指定管理者の指定の手続については、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例及び甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則によるものとする。

次に、指定管理者が行う管理の基準です。第14条、指定管理者は、この条例に定める者のほか、法令、この条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、保健福祉センターの管理を行わなければならない。指定管理者の業務です。第14条、指定管理者は、休憩室、多目的ホール、フィットネスセンターの3施設の維持管理及び運営に関する業務、3施設の利用許可に関する業務及び保健福祉センターの管理運営上、町長が必要と認める業務を行うものとしております。次に5ページをお願いいたします。

利用料金、第16条、保健福祉センターの管理を指定管理者が行う場合の利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の規定により、町長の承認を得て定めるものとするとしております。第2項、利用者は指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に収めなければならない。第3項、町長は指定管理者に第3条第1項第8号から第10号まで掲げる施設の利用料金を、その収入として収受させるものとする。第4項、使用料及び手数料はあらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免または返還を行うことができる。第5項、指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金の全部または一部を返還することができる。

次の秘密保持義務です。第17条、指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者、または従事していた者は、甲佐町個人条例保護条例第11条に規定するところにより、個人情報情報を適切に管理するほか、保健福祉センターの管理に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

原状回復義務、第18条、指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、または法244条の2第11項の規定により指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理業務の全部若しくは

一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった保健福祉センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りではない。

最後に、過料についてですが、第13条を改正案では19条に、雑則第14条を第20条としております。

すいません、改めて議案の方の44条のほうを御覧ください。こちらの4ページをお願いいたします。下の方です。附則、施行期日、この条例は平成29年4月1日から施行する。経過措置といたしまして書いておりますが、これは、指定管理者が管理を行う場合の利用料金の規定は、指定管理者が業務を開始する平成29年4月以降の許可について適用しますが、平成29年3月31日以前に町長が許可した利用についても、改正後の利用料金の規定を適用するというものです。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 改正案の3条の施設で、7番がシャワー室というふうになっておりまして、8条に使用時間ということが書いてございますが、使用料時間、8条の同項第7条に掲げる施設については、午後1時から、「1時00分から午後5時00分までとし」というふうにあります。シャワーの使用時間はこの時間ということによろしいのでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** このシャワー室につきましては、お風呂がない方、または天災等でお風呂が使えない方を対象としたものであり、1時から5時になります。それから、フィットネスセンターのほうに男女2基のシャワー室ができますけれども、そちらは指定管理の時間、平日であれば10時から夜9時までの使用となります。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** フィットネスセンターで使用するシャワー室とこのシャワー室というのは別のものですよね。だから、フィットネスセンターを利用しない人はフィットネスセンターにあるシャワー室は使えないということなんですかね。

今、御説明がありましたが、鮎緑の湯を利用された方に、鮎緑の湯をなくすということでこのシャワー室を設置するということなんですが、鮎緑の湯は御存知のとおり、午後1時から午後9時までということで、使用時間帯は8時間ですね。

今度のシャワー室は、その半分の4時間ということで、ちょっと一般的に考えてみれば、今までもやはりこう、お風呂を利用される方は、仕事帰りとかいうことで、仕事で汗を流したのをお風呂できれいにして、という感じだというふうに思います。そういった意味からすれば、やっぱり利用される時間帯というのは、夕方から夜にかけて利用される方がいらっしゃると思うんですよね。それからすれば、午後1時から午後5時までということは、ちょっと使用する人にとっては不便な時間帯になりはしないかと思うんですが、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** アンケートをとってみましたが、やはり、お風呂がないという方は高齢者の方が多くて、甲佐町町内にも、かなりお風呂がなくて、そうですね、70歳ぐらいの方もいらっしゃいます。その方々に使っていただきたいと思います。

仕事に行ってる方は、車をお持ちであったり、時間的にはよそのお風呂、家にお風呂があったり、よそのお風呂を、温泉等を利用できるのかなと思っております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** フィットネスセンターの使用の時間帯が、午前10時から午後9時までということで、かなりの時間帯の幅がとられてあるということです。シャワー室の利用についても、そこまで短く設定しなくても、もう少し幅広い時間帯で使用が可能ではないかと思うんですが、いかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** そうなりますと、ここも指定管理に回さなくちゃいけないんですけども、常時2名という配置がございます。人件費等にも関わりますので、一応そここのところは除かせていただいております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 細かいところで、どういうふうな対応されるのかわからないところがあるんですけど、シャワー室の場合も、じゃあその担当の方が受付というか、そういった形でいらっしゃるということですか。利用される方が100円何か入れて自由にできるのか、そういったところはどうなっていますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** シャワー室の受付につきましては、今、私たちがおります事務室がありますけれども、その窓口で受付をして、時間、要するに入っておられる時間が長ければ、そこまで見に行き確認しなくちゃいけないというようなこともあるかと思っておりますので、その点はこちらのほうの今の人員で管理をしたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** なんか料金については、この指定管理者でされるのではない。違いますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** このシャワー室は、お風呂がない方々のためのシャワー室です。そこは指定管理から外しております。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 資料のほうでよろしいですか、質問して。この3ページの6条の2、使用者は営利を目的とした展示会、即売会云々としてありますね。この現行では町長は認めないということになっていたのを認めるということでもあります。認めるとなれば、展示会、即売会、どのようなことを考えておられるのか、そのへんをお聞きしたいということと、もう一つは、利用される方と展示会の関係ってどうかなと。その方を目的にそういうことを

しようとかいう考えなのか、そのへんをちょっとお聞かせ願いたい。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** こちらにつきましては、指定管理になりますと、業者も営利目的の一つに自主事業とかなんかでされなくてはいけないと思いましたが、これ分を外しております。場合によっては、よくないというような展示物もあるかと思っておりますので、そのときは町長の許可を受けなければならないとしております。

この際の利用料金につきましては、7ページを御覧いただけますか、ここの備考欄に、改正案の別表の備考欄、一番下の3、営利を目的とした展示会、即売会等に使用する場合の料金は、上記の表の5倍に相当する額とするということで、一応、ここのほうで規制はかけていつもりではございます。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** いや、その料金の云々じゃないんです。相手がされることだからわからんけども、なんかそういう具体的にどうということが考えられるのかということを知りたい。どういった感じの即売会ですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 以前から健康マイレージということで商工会とタイアップしたところでのそういった事柄も考えていこうということで、議員の皆さん方にもいろいろ説明をしていたかと思えます。

今回、正式に指定管理者制度でスタートした場合に、指定管理の費用、これについても、要するにこの指定管理者として今後活動なされる方にとっては、やはり事業メリットがないとできないということで、恐らく会員増強を図られると思います。その会員増強を図られた中で、今後町との管理費用についても折衝をしていくということになるかとも思いますので、一つの考え方として、会員増強ということは非常にそれにつながってくるための一つの方策としての、この条例の中でそのへんを認めるといいますか、最終的には町長の判断と認めるところしかできませんけれども、そういったねらいもあるということは御理解いただきたいと思えます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 指定管理者の方がされることだから今のところじゃわからんけど、今、町長の説明あったとおりにそれはそれでいいと思いますが、やっぱりその、許可される場合はそこは慎重に検討いただきたいということだけでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 説明資料の1ページに、改正前ですね、現行の主な業務という中に障がい者の機能訓練というのが入ってます。こっち側の改正側のほうには、障がい者のことは全く書かれておりません。私は逆に、今回フィットネスとかいろいろあるから、障がい者の機能回復なんかは、入ってするのかなという思いがありますけれども、これは私の考えすぎなのかどうなのか。障がい者のこの機能回復なんかできない、除外をするとか、そうい



うあれがあるのか。そこのところをちょっと、どういう考えておられるのかお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** お答えいたします。障がい者について、甲佐町民のということで、町民全体を考えた場合に、それはもちろん、高齢者とか障がい者とか入ってくるものと思います。なので、ここは障がい者という言葉をあえて入れておりません。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** じゃああの、機能回復という関連は全くないんですかね。今では指導する方がおられんのかな。だからもう機能回復は、障がい者の方の機能回復という観点からは、この保健センターから全く除外をすることを考えておられるんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** 機能回復といいますと、結局、医療とも関わってくるのかなとも思うんですけども、

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** じゃあ、町長にします。やはり、障がい者という、私はどこかに文言として入れて、今まで障がい者の機能回復をしてこなかったのかどうなのかは、それはわからんけども、今度のこの業務にここから条例として外すということは、私は非常に違和感を感じるんですけども、どうなんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時40分

再開 午後4時15分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 大変時間をとらせて大変申し訳なく思っております。先ほどから本田議員のほうからいろいろ御指摘いただいたところでもありますけれども、現行の第3条の中で、障がい者の機能訓練と、それから老人生きがい対策とか、様々な内容が業務としてこれまで上がってきたわけでありまして、この機能訓練といった意味におきましては、実は浴室の利用に伴ったところでの機能訓練といったものを想定しておったわけでありまして、浴室自体が今回の改修によりまして廃止をされることとなります。それで、今後は健常者の方も、それから障がいを持っておられる方も、健康づくりという大きな括りの中で対応していこうという考えで、今回改正案を提案したところでございました。

ただ、業務の内容として明文化されていないという御指摘もありますし、また、わかりづらいところもございますので、この際、一旦本条例案を撤回させていただいて、内容を精査した上で明日改めて提案をしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ただいま町長のほうから、日程第10、議案第44号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について、撤回の件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第44号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について、撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、議案第44号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正についてを撤回の件を許可することに決定いたしました。

---

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第11 議案第45号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）が残っておりますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日14日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。お疲れでございました。

---

延会 午後4時18分

9月14日（水曜日）

平成28年第3回甲佐町議会 定例会 議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 平成28年9月9日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月14日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 9月14日 午前12時00分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 本田 克典	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 北畑 公孝	住民生活課長 古閑 敦
総合保健福祉センター所長 井上 美穂	福祉課長 北野 太
産業振興課長 岡本 幹春	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 橋本 良一	会計課長 本田 克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 9月14日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

追加日程第1 議案第50号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について

日程第1 議案第45号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

日程第2 議案第46号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第47号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第48号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 要望第2号 熊本県議会からの「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書」提出の御依頼について

追加日程第2 発議第1号 平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧・復興に係る意見書の提出について

日程第6 議員派遣について

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

執行部から昨日午前中の、昨日の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。福祉課のほうから申し出がっております。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 昨日の平成27年度一般会計の決算認定の民生費の老人福祉費

の審議の中で、シルバー人材センターの利用料関連について、宮川議員さんのほうから御質問がございました。それに関して答弁を行いましたけども、内容でちょっと金額の答弁に誤りがありましたので、ここで訂正させていただきます。

甲佐町シルバー人材センターの利用料につきましては、昨日に答弁で、草取りが800円、草刈りが900円というふうな形で答弁を申し上げましたが、正式には、事務手数料がこれに加えられておまして、草取りが800円と言っておりましたけども、正式には880円。草刈りについては900円と申し上げてましたけども、正確には1,023円という状況でございます。失礼いたしました。

**○議長（緒方哲哉君）** お諮りします。ただいま奥名町長から、議案第50号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、議案第50号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案配布のためしばらく休憩します。

---

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**追加日程第1 議案第50号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について**

**○議長（緒方哲哉君）** 追加日程第1、議案第50号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** この案件につきましては、今期の議会に提案申し上げましたが、内容を修正し再提出をいたします。御審議方どうぞよろしくお願いいたします。

議案第50号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正について。甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正することとする。平成28年9月14日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。次のページをお願いします。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましては、別添の新旧対照表のほうで説明をさせてもらってよろしいでしょうか。はい、それでは説明いたします。はじめに10ページのほうをお願いいたします。

今回、指定管理者制度では、赤線で囲んでおります休憩室、多目的ホール、そしてフィットネスセンターの3施設への導入を図りたいと思います。1ページをお願いいたします。

まず2条ですが、今回浴室を改修するため「高齢者の安らぎの場を提供する」という文言を削除しております。

次に3条ですが、7ページの現行欄の別表1にある施設名を、改正案では第1項の1号から10号までとしております。第2項では第1号、町民の健康相談、各種健康診査、保健指導、各種予防接種、子育て支援、障がい者支援、福祉相談、福祉ボランティア育成等に関すること。第2号、町民の自主的な保健福祉活動等に関すること。第3号、高齢者等の介護予防に関すること。第4号、その他町長が特に必要と認める業務とし、この改正に伴い第4条第7項と第5条第1項を改正をしております。

次の第5条の2は、許可を受けた施設の権利を目的外に使用したり、使用する権利を他人に譲渡したり、転貸してはならないと、目的外使用の禁止を定めております。

次に第6条ですけれども、次の3ページの現行欄4号、営利を目的とした展示会又は即売会などに使用すると認めるときは、使用を認めないとなっておりますが、改正案では第6条の2で、使用者は営利を目的とした展示会、即売会等に使用する場合は、町長の許可を受けなければならないとしているところです。

また、7条第1項の5号と6号で、天災地変やその他の事故及び町長が特に必要があると認めるときの使用許可の取消しを追加をしております。

第8条は、1ページの第3条第1項に定める各施設の使用時間を定めたものです。指定管理者が管理する8号の休憩室、9号の多目的ホール、そして10号のフィットネスセンターの3施設を午前10時から午後9時までとするものです。

続きまして、4ページの改正案第9条、使用者は別表に定める額の使用料を納めなければならないとしておりますが、これは7ページをお願いいたします。現行欄の別表第1と8ページの別表第2を共に削除し、7ページの別表としております。今まで多目的ホールをトレーニング室として使用する場合の部分を、そのままフィットネスのほうの使用料金としておるところでございます。

続きまして4ページをお願いします。第10条は施設名を第3条第1項に盛り込みましたので、シャワー室が第3条第1項第7号の施設となります。

第13条からの条文は地方自治法第244条の2、第4項の指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものとするとの規定により追加を行うものです。指定管理者による管理です。第13条第1項では、保健福祉センターの管理は法人その他の団体であって、本町が指定するもの（以下、「指定管理者」という）に行わせることができる。第2項、指定管理者に保健福祉センターの管理を行わせるときは、期間を定めて行わせるものとする。第3項、指定管理者の指定の手続きについては、甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例及び甲佐町公の施設の指定管理者

の指定の手続きに関する規則によるものとする。

次に、指定管理者が行う管理の基準です。第14条、指定管理者はこの条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則、その他町長が定めるところに従い、保健福祉センターの管理を行わなければならない。

指定管理者の業務です。第15条、指定管理者は休憩室、多目的ホール、フィットネスセンターの3施設の維持管理及び運営に関する業務、3施設の利用許可に関する業務及び保健福祉センターの管理運営上、町長が必要と認める業務を行うものとしております。

5ページをお願いいたします。利用料金です。第16条、保健福祉センターの管理を指定管理者が行う場合の利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の規定により、町長の承認を得て定めるものとする。第2項、利用者は指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納めなければならない。第3項、町長は指定管理者に第3条第1項第8号から第10号までに掲げる施設の利用料金をその収入として収受させるものとする。第4項、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は返還を行うことができる。第5項、指定管理者は特別な理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

次の秘密保持義務です。第17条、指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者、又は従事していた者は、甲佐町個人情報保護条例（平成15年甲佐町条例第2号）第11条に規定するところにより、個人情報を適切に管理するほか、保健福祉センターの管理に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

原状回復義務、第18条、指定管理者はその指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった保健福祉センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときはこの限りではない。

最後に過料については、第13条を第19条に、雑則第14条を第20条としております。

改めてすみません、議案第50号を御覧ください。こちらの4ページの附則を御覧ください。施行期日、この条例は平成29年4月1日から施行する。経過措置としておりますのは、指定管理者が管理を行う場合の利用料金の規定は、指定管理者が業務を開始する平成29年4月1日以降の許可について適用しますが、平成29年3月31日以前に町長が許可した利用についても改正後の利用料金の規定を適用するというものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。質疑ありませんか。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 別表のシャワー室の区分の中で、町内居住者、昨日のでもこの説明がありましたが、正常な場合は、そういうような限定というような形でもいいのかと思うんですが、今年の場合みたいに、大きな災害が2回もあったというときには、やはりこの、現在の場合はお風呂の使用ということですが、やっぱりお風呂があった関係で、この避難所



にいた町民の方は、やっぱりこう、お風呂があることで健康維持といいですか、そういったことでよかった面があると思うんですよ。そういった意味では、この町内居住者に限らず、別に限定する必要はないような気もするんですが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** シャワーユニット自体が2基になりますので、町外の方となりますと、今回何人申請されるか、登録されるか分からないんですけども、この場合は2基ですので、一応町内の方に限って利用していただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんね。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 今回改正されている中で、健康と福祉というこの同センターの業務、主な業務がここに掲げられております。大いに結構なことだというふうに思っております。で、ひとつだけ、この50号の議案の中で、議案の提案理由の中で、「健康づくり、健康相談、保健指導及び子育て支援等の業務を指定管理者制度にて行うことができる」とありますけども、この指定管理者制度にどこまで、どこまでというか、どういう業務をお任せするのか。それは、あらかじめもう決まっていることなのではないでしょうか。その、業務の内容について、どこまで指定管理者にお任せするのか、その点をお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** お答えいたします。昨年モデル事業をいたしておりますけれども、あの中で構築事業ということで、これからの甲佐町にとってどういう事業がいいですよとか、そういう御提案をいただいております。で、昨年、五つの機能を持った事業をしていただいたんですけども、その中でやっぱり、どれも甲佐町にとっては必要な事業と思います。なので、前提は、大前提としては去年の事業ということで行いたいと思います。それからまた、今度は指定管理の業者選定になりますと、ほかの業者さんの提案等もあると思いますので、どんな事業をするという、そこまではちょっとまだ決まっておられません。機能としては、モデル事業でいたしました五つの機能という形で考えております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 改正案第2条において、高齢者の安らぎの場の提供、消すこととなりますが、これは甲佐町においてますます増加する高齢者に対する対策が後退することとなります。お風呂の代替えとして設置されるシャワー室も、利用時間が4時間とお風呂の営業時間の8時間の半分しかなく、利用しにくい状態となります。健康増進のためのフィットネスセンター設置には賛成であります。当初から鮎緑の湯をなくすことには反対でありま

すので、この条例改正案については反対であります。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番。

**○11番（本田 新君）** 今回、議案第50号につきまして、総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正であります。今回、フィットネスセンターの休憩室及び多目的ホールの改修等を行い、甲佐町の健康づくり、また、福祉の増進のために、しっかりとした拠点施設としての活躍が期待されますし、主な業務の中にも、しっかりと、健康づくり並びに福祉の増進としっかりと明記され、また、障がい者や高齢者のこともしっかりと考えられた業務内容となっております。本日それをもって、この同センター施設が我が町の健康と福祉の拠点としてますます活躍して、町民のための施設として、ますます期待されることが明白でありますので、本案に賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、討論を終結します。

これから、議案第50号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（緒方哲哉君）** 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第1 議案第45号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、議案第45号「平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは議案第45号について御説明を申し上げます。

議案第45号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,572万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ134億5,829万6,000円としております。第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正によります。平成28年9月9日提出、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款9、地方特例交付金に77万8,000円を追加し、577万8,000円としております。1の地方特例交付金です。款10、地方交付税に2億3,692万円を追加し、23億6,313万5,000円としております。1の地方交付税です。款14、国庫支出金

に2億7,998万1,000円を追加し、25億5,727万4,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款15、県支出金に6,383万3,000円を追加し、39億7,700万5,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。款18、繰入金から4,374万6,000円を減額し、10億1,656万7,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。款20、諸収入に86万1,000円を追加し、4,581万1,000円としております。5の雑入です。款21、町債に1億4,709万5,000円を追加し、19億9,989万5,000円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額、127億7,257万4,000円に6億8,572万2,000円を追加し、134億5,829万6,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2、総務費に5,526万円を追加し、9億39万9,000円としております。1の総務管理費から3の戸籍住民登録費までです。款3、民生費に8,454万6,000円を追加し、24億1,531万6,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。款4、衛生費に729万1,000円を追加し、25億5,157万5,000円としております。1の保健衛生費です。款5、農林水産業費に531万3,000円を追加し、34億8,291万7,000円としております。1の農業費です。款6、商工費に474万9,000円を追加し、4,496万3,000円としております。1の商工費です。款7、土木費に4,690万1,000円を追加し、10億293万円としております。1の土木管理費、4の住宅費です。款8、消防費に388万3,000円を追加し、2億4,986万8,000円としております。1の消防費です。款9、教育費に743万5,000円を追加し、6億7,853万1,000円としております。1の教育総務費、2の小学校費、5の保健体育費です。款10、災害復旧費に4億7,034万4,000円を追加し、11億7,453万4,000円としております。2の公共土木施設災害復旧費、4の文教施設災害復旧費、次のページをお願いいたします。5のその他公共施設、公用施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額、127億7,257万4,000円に6億8,572万2,000円を追加し、134億5,829万6,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1、追加です。事項が財務諸表作成業務委託料、期間が平成29年度、限度額が172万2,000円です。次に、事項が総合保健福祉センター指定管理料、期間が平成29年度から平成31年度まで、限度額が2,700万円です。次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1、追加です。起債の目的が公共事業等債、限度額が1,880万円としております。起債の方法が、証書借入又は証券発行、利率が年5.0パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法が、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、また、繰上償還若しくは低利債に借り換えすることができる。2、変更です。起債の目的が臨時財政対策債です。補正前の限度額が1億6,000万円から750万5,000円を減額し、補正後の限度額を1億5,249万5,000円としております。次に、起債の目的が災害復旧事業です。補正前の限度額が、8,970万円に1億3,580万円を追加し、補正後の限度額を2億2,550万円としております。なお、起債の方法、利率、

償還の方法につきましては、いずれも変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

最初に歳出について質疑をお願いします。まず、12ページ款2、総務費から17ページ款4、衛生費までです。歳出の12ページから17ページまでです。総務費から衛生費までお願いします。歳出の12ページから17ページです。総務費から衛生費までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんということで、次に、17ページ款5、農林水産業費から、22ページ、款10、災害費までです。17ページ、農林水産業費から、22ページ、災害復旧費までです。何か質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 19ページの土木費の中で、住宅管理費で土砂災害危険住宅移転促進事業補助金とありますけれども、この対象になっているような地域というか、そういうのがあるかどうか。また、この事業がどういったものを教えていただければと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** はい。こちらの土砂災害危険住宅移転促進事業というのは、これは、土砂災害警戒特別区域に居住する方が、いわゆるレッドゾーンといいますけれども、そこに居住される方が、土砂災害警戒区域以外へ移転される場合に、家屋を解いて移転される場合に県から補助が出ます。300万円を限度として、県からの補助が受けられるようになっております。今回、2件の相談がっておりますので、現在2件の方がその申請をなされているということになります。他にも対象地域は、現在、土砂災害警戒区域には、町内217カ所がございます。で、その中のレッドゾーンにある居宅が移転をされる場合は、その対象となります。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 同じページの災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業負担金というのがありますが、こちらはもう予定されている箇所とか、分かれば教えていただきたいと思えます。お願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡弘君）** こちらは、今回の災害のときに下豊内地区の免の山の緊急災害で応急処置をしたその箇所で、今回、県の事業のほうで緊急的に急傾斜地崩壊対策事業に取り組んでいただきます事業負担金となります。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** ページが20ページです。一番上の非常備消防費の中で、財源内訳などの中で、その他で86万1,000円。雑入で入ってここで出しておりますが、その、どこから入ってくるとですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） こちらにつきましては、消防団本部役員の防寒着、雨具について、消防団員等公務災害補償等共済基金のほうから100パーセント補助がございましたので、今回、予算に計上させていただいたところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 17ページから22ページです。ほかに。

5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） 19ページです。先ほど3番議員のほうから質問されました、この2件、300万の2件ということでございますけれども、この、先ほどレッドゾーンって言われましたけれども、甲佐町においてそういう所、どれぐらいあるもんですかね。これは申請された所だけが2件ということですか。今、実際その甲佐町にどれぐらいあるものか教えていただけないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） はい。土砂災害特別警戒区域、先ほど言いましたレッドゾーンというのは、現在、甲佐町に217カ所指定を受けております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他にありませんか。

2番。

○2番（佐野安春君） 21ページの災害復旧費なんですけど、今回の災害にはどこの箇所をされたのか教えていただければ。もう小さい所はいいかと思うんですけど、主な所でも結構です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 今回、災害復旧費で工事費あたりをお願いする箇所につきましては、地震災害で現在、114カ所程度の災害査定を受けております。その災害査定を受けた箇所の工事費、町内全域になります。で、約114カ所の災害査定を受けた工事費を今回工事費としてお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） その中でも特にこう、金額が大きくなるようなものはないですか。もうあんまり変わらない。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 金額が大きくなる箇所につきまして、いろいろとございますけれども、ここで河川の大きな被害を受けた所がそれに伴って工事費も大きい工事費となります。主な所では、松ヶ崎妙見谷線ですとか、谷内地区の道路辺りが大きな工事費となっております。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） 今の関連ですけれども、今114カ所ていうか、一応地区別に、5地区に分けた場合どれぐらいずつあるわけですかね。すいません。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 地区別の集計、現在ここにちょっと手持ちとしてございませ

ん。何か所ずつというのは、後で資料をお配りしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** はい。次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部についての質疑をお願いします。9ページから11ページです。9ページから11ページです。歳入全部について質疑をお願いします。

11番。

**○11番（本田 新君）** 9ページのところで、9ページの一番下でございます。そこで2点質問をさせていただきたいと思います。まず、介護ロボットのことがありますけども、今回この介護ロボットの導入がありますが、これについて、こういったものなのか内容の説明をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** 介護ロボット事業につきましては、介護施設等への介護ロボットの導入支援を行うとともに、介護ロボットを導入した場合の介護業務の効率化、負担軽減を図るという目的で、国のほうで一応補助率は全額補助ということであります。これには限度額がございまして、92万7,000円というのが限度額でございます。今のところ、今3月にこの事業をちょっと町のほうに、28年度事業ということで下りてきまして、3月に生涯学習センターホールで、そのロボット自体を皆様にお見せして希望者を募るということで、介護保険事業者を全部案内をしまして、ちょっと業者のほうでロボットを見せて募りました。

その結果、今年度になりまして、地震の影響でちょっと申請とかいうのも国のほうも遅れておりましたけども、甲佐町については3事業者が一応手を挙げられております。事業者名につきましては、まずグループホームせせらぎ、それと桜の丘、それと谷田病院、以上三つの事業者が手を挙げられて、その分の補助金が今回計上するというところでございます。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** この介護ロボットっていうのはなんかこう、力が強くなるようなやつなんですか。この90何万っていうのは、そのロボットの費用の半分とか、何分の1という、費用の何分の1だとか、そういったのは分かりますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課長。

**○福祉課長（北野 太君）** それではあの、一応補助金の対象のロボットの内容について御説明申し上げます。

まず、グループホームせせらぎですけども、せせらぎについては、安心安全見守りシステムといまして、ベッドのほうにセンサー付きのシーツを付けまして、それによって通信でその方の睡眠とか覚醒、起き上がりとか、床を離れたり呼吸するとかいうのも把握できるというような、そういった機械でございます。それを一つ、これが27万円。それと先ほど言われましたマッスルスーツ、これはスタンドアローンモデルといまして、これは小型の手動

ポンプで加圧しまして、ちょっと背中に背負う形でアームが付いておりまして、パワーのアシストというか、持ち上げたりするのを補助するというので、これはもう別に介護だけではなく、農業とかの作業とかいろんな場面で使えるというようなものなんですけども、これが64万8,000円。合わせましてこれが91万8,000円でございます。これについては限度額を超えておりませんので、全額補助ということになります。

それと桜の丘と谷田病院については、先ほど申し上げました見守り支援システムを、桜の丘のほうが10セットで259万2,000円。谷田病院のほうが8セットで224万円ということで、限度額は92万7,000円ですので、補助については92万7,000円までですけども、それ以上はもう事業者の負担ということで導入されるというふうな形で申請が上がっております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** ありがとうございます。それと一番その下に、へき地の児童・生徒の補助金があります。これ先ほどの支出から見ると、乙女小学校のバスのことで、今朝の新聞に、今朝ですかね、載ってございましたけども、これ2分の1補助ということでありまして、やはり教育関係ってというのは国の、私も一般質問でこういろいろやってきて、結構国に支援、やってもらってるけど、教育関係は厳しいですね。2分の1なんですかね、補助は。それももっとこう上げてもらう、なんかそういったあれはないんですかね。どうなんでしょう。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（荒田慎一君）** 今の質問にお答えしたいと思います。補助率につきましては、今の段階につきましては、今言われた通り2分の1ということになっております。この補助につきましても、本来でしたら補助対象にはならない事業になってますが、今回の地震が激甚ということでその指定を受けましたので、2分の1の補助が出るという形になっております。以上になります。

**○11番（本田 新君）** 分かりました。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。最後に本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、説明があったかと思っておりますけども、5ページの債務負担行為の中の補正ということで、総合福祉センターの指定管理料ということで、3年間2,700万と、単年度でいくと900万ですね。この財源の単年度900万の内訳。それと、会員さんの見込み、見込みですね。使用をされる方のおよそで構いません、見込み。と、この使用料については、この町に入るのではなくて、その指定管理者さんのほうに使用料もいくのか。その3点をちょっとお聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** お答えいたします。まず、指定管理料の根拠ですけれども、事業規模については、健康増進運営管理費として運動指導士や栄養士等の専門職、また、理学療法士等が常時2名あそこに常駐していただきますので、ローリング体制になりますけれども、平日で242日、それから日曜、祝日が66日となりまして、それが合計すると976万8,000円になります。それと子育てサロンのほうですけれども、こちらが週2日ということで96万9,600円になります。それと、プログラム等の作成費、需用費といたしまして35万4,340円。それから一般管理費が107万3,760円になります。これに消費税を合計いたしまして、1,313万9,000円になります。で、委託になりますとこのお金を業者さんのほうへ払うことになります。で、ここに指定管理者制度を導入いたしますと、指定管理者への利用料の収入といたしまして、200円の利用料金で1日50人、1年間で308万円を見込んでおります。それと、業者さんの自主事業として、1コースあたり10回分5,400円の年間200人利用されたとして108万円を見込んでおります。合計416万になりますので、先ほどの委託料1,313万9,000円から今の合計416万を引きますと、約900万という試算で指定管理料を900万としていくところがございます。

それから、指定、利用料金は指定管理者に納めさせるのかということで、地方自治法第244条の2第8項の規定では、「地方公共団体は、適当と認めるときは指定管理者にその管理する公の施設の利用料金を、その指定管理者の収入として収受させることができる」となっておりますので、この利用料金が直接、指定管理者の収入になりますと、経営面にも直接反映できるため、指定管理者の創意工夫の余地が広がるとともに、コストの面の効率化、効果率や、サービスの向上につながりますので、利用料金は指定管理者の収入として収受させることにしております。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** いろいろ説明は分かりづらいところがありましたけれども、内訳としては1,300万から400万あたりが内訳と。おおよそですね。その見込みが50人程度。その最後の使用料あたりもその指定管理者に、その制度があるかもしれませんけれども、これはあの、指定管理者に全部納めるということね。その使用料に対して町には一切入らないってことですか。入らないならば、以前の話を持ち出すと申し訳ないんですけども、以前は年間いくら、もうやめますその話は。ちょっと以前の話やるとおかしくなりますけん。ただ町には一切入らないってことですね、なら。もうゼロということで。はい。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 例えばグリーンパルのグランドゴルフ場を考えていただくといいたんですけども、今商工会さんのほうに指定管理者制度で今やっていただいております。それについては、利用者の料金でその運営が賄えるというようなことでありますけれども、今回の健康づくりのそういったフィットネスの運営については、おそらく利用者の料金だけでは賄えるような収入は見込めない。だから、その分をその指定管理者のほうに取っていただいて、それを差し引いたところでの不足分を町がその指定管理料として支払うというようなことです。



○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） まあいろいろあるかもしれませんが、その足りない分を補足して補うと。ただまあ、費用をつぎ込んで町には1銭も入らないとはいかかなものかなと思ってお聞きしました。もうこれで3回目だけなんです、もうこれで終わりますけんが。あとはもう質問されませんけんが。すいませんけど。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

12番。

○12番（中村幸男君） この補正第5号になるわけですよ。例年なら、もう今の時期で5号というのはかなり回数的にも多いわけですが、甲佐町が庁舎建設とかまだやった当時の予算の、今回は熊本地震等で予算が倍以上になってきた状況の中に、やはり災害復旧、我が町としては、やはり財調あたりを潰しながら、事業、少しずつ復旧しておる中でございますが、その、災害復旧、国、県あたりの負担金と申しますか、そういうやつが入ってくる目途あたりは、いつ頃、やはり国、県は金はやりますと言ったものの、いつの時期にそれに対して我が町に実際金をくれるかですよ。でないと、やはり12月あたりから29年度予算編成をする中で、大変な予算編成になるんじゃないかと思っておりますので、その点はどんな風に総務課長、判断されておりますか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 中村議員のほうから今後の災害復旧等に係る費用の増大に対する財源の確保をどうするかというふうなお尋ねでございましたけれども、公共土木に関する事業に関しましては、事業が終了しないと、後、お金が入ってこないというようなことでございますけれども、あと、解体撤去費用は前払いで受け取ることができると。それと、普通交付税につきましては今年度は前倒しで入ってきておりますので、3億6,000万円ほど。それと、特別交付税、これも12月に大体2億から2億5,000万円ほど入ってくる見込みでございます。こういったところを財源としながら、あと、歳計現金あたりを見ながら、今後は必要であれば臨時財政対策債の借入れを行ったり、場合によっては財政調整基金を最後に活用するというようなことで対応していきたいというように考えております。

○議長（緒方哲哉君） 12番。

○12番（中村幸男君） 内容的には私も分かりませんが、やはり、大丈夫かなという思いでお尋ねしておるわけですが。そういう中において、やっぱり町道の5カ年計画とか、いろいろ町も、マニフェストに基づいて町長のいろいろ計画されておる中で、やはりそういうことについても、この災害復旧が一番というようなことで、今後執行部で考えられることではあります、計画通りやってくれとか、そういう小人ばかりはいないと思っております。

で、その点も町長、よろしく願い申し上げておきます。まずは災害復旧をよろしく。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

2番。

○2番（佐野安春君） 全体的なことということでお尋ねしますが、簡易水道の被害が、やはり地震又は豪雨によってあつてるかと思うんですが、状況的にはどうなってますかね。お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 先の豪雨災害によりまして、宮内地区の飲料水供給施設に大きな被害を受けております。5施設で土砂崩れ等により施設の損壊、2施設で濁った水、濁水の発生が起こっておりまして、応急タンクの設置、仮設配管、それと仮設ポンプの設置により、7月10日までにすべての地区で水が供給できるようになっております。現在、仮設の地区もございまして、今後本復旧に努めていくところでございます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（荒田博君） 今回の補正が災害復旧が主ということでございますけども、関連でお聞きいたしますが、本町の震度計がですね、甲佐、役場内にあるかと思うんですけど、特に乙女、白旗の人たちから、こっちのほうに震度計を作ってほしいという話をよく聞くんですね。ちょっと震度が大体1か、1は違うぞというふうなお話でございますので、そういった、新たに、特に震源地があつた乙女あたりにできないものかどうか担当課長にお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（清水 明君） お答えします。議員御指摘のとおり、甲佐町の町内においては、揺れがかなりの差があつたことは事実でございます。ある新聞によりますと、おっしゃいました震源地では6強ぐらいの震度があつたというふうな発表でおります。そういうことで、白旗地区のほうに震度計の設置はという御質問でございますけども、県に確認しましたところ、地震計につきましては各自治体に1基ずつの設置となっております。ただし、合併した市町村にありましては、複数の設置になっているところもございまして。ちなみに熊本市では、市消防局が別に設置しているという話も聞いております。

担当者に聞きまして確認しましたところ、別に設置するとなれば自治体の個別の対応になるということになりますことから、今後、その設置の必要性について、担当課として検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

6番。

○6番（西坂和洋君） 3ページのところですが、款10、災害復旧費で、土木費、文教費がダントツに多くなつておりますが、これは道路とか学校施設とかいろいろ今、応急的に工事をしてあるのに大半使われたと思います。まだ仮復旧というような感じで、崖とか路肩辺りが、結構、町道関係も傷んでおりますが、その点をお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も、あまり多くの災害が宮内ってありましたので、そういったのにも使われたのかなと思いました。はい。勉強不足ですみませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 他に、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第45号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）でございますが、今回の補正も、災害復旧費を中心に6億8,000万円の追加がされております。そして、134億5,000万という数字になっております。先ほど議員の質問の中で、財政当局の担当者のほうからも、大変ではあるけれども、なんとかやっていけるという言葉がっております。そういったことを含めて、この補正予算第5号が、我が町の復旧に大いに寄与するものと期待をして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第45号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第46号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第46号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（古閑 敦君） 議案第46号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。1ページ目をお願いいたします。

平成28年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億

4,306万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億6,290万7,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。平成28年9月9日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款5、療養給付費等交付金に60万7,000円を追加し、5,060万8,000円としております。1の療養給付費等交付金です。款10、繰入金に390万3,000円を追加し、1億7,336万1,000円としております。1の一般会計繰入金です。款11、繰越金に1億3,855万1,000円を追加し、1億5,855万2,000円としております。1の繰越金です。歳入合計、補正前の額、19億1,984万6,000円に1億4,306万1,000円を追加し、20億6,290万7,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費に563万3,000円を追加し、3,901万8,000円としております。1の総務管理費です。款2、保険給付費に1,790万2,000円を追加し、11億4,841万9,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費です。款3、後期高齢者支援費等は財源内訳変更によるものです。補正額については0円となっております。款4、前期高齢者納付金等から10万1,000円を減額し、11万9,000円としております。1の前期高齢者納付金等でございます。款6、介護納付金に33万9,000円を追加し、6,947万7,000円としております。1の介護納付金です。款11、諸支出金に1,589万3,000円を追加し、1,742万4,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款12、予備費に1億339万5,000円を追加し、1億4,774万7,000円としております。1の予備費です。歳出合計、補正前の額、19億1,984万6,000円に1億4,306万1,000円を追加し、20億6,290万7,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、平成27年度分の実績報告によります国、県負担金の償還金などになります。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてをお願いします。質疑については、本予算全部についてをお願いします。本予算全部についての質疑を承っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしということでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 議案第46号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、27年度の決算ができました繰越金、それから一般、法定内の一般会計からの繰入金等が歳入でございます。それを主に支出のほうでは予備費、それから償還金等に振り分けて支出ということでございますので、何ら議案第46号については異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第46号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第47号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第47号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第47号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,635万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7,912万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。平成28年9月9日提出、町長名でございます。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款4、支払基金交付金に89万1,000円を追加して、3億8,155万1,000円としております。1の支払基金交付金です。款5、国庫支出金に130万7,000円を追加して、3億7,935万1,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款6、県支出金に491万6,000円を追加して、2億552万6,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。款8、繰入金に155万7,000円を追加して、2億3,553万3,000円としております。1の一般会計繰入金です。款9、繰越金に3,768万6,000円を追加して、3,768万7,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計、補正前の額、14億3,276万9,000円に4,635万7,000円を追加して、14億7,912万6,000円としております。3ページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費に168万3,000円を追加して、4,482万2,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。款4、地域支援事業費に79万2,000円を追加して、4,005万6,000円としております。2の包括的支援事業、任意事業費です。款5、基金積立金に2,000万円を追加して、2,006万1,000円としております。1の基金積立金です。款7、諸支出金に171万4,000円を追加して、171万7,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。款8、予備費に2,216万8,000円を追加して、2,304万6,000円としております。

1の予備費です。

歳出合計、補正前の額、14億3,276万9,000円に4,635万7,000円を追加して、14億7,912万6,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、平成27年度決算に伴います剰余金の介護給付費準備基金への積み立てのほか、前年度の給付費等の償還金となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願ひいたします。

何か質疑ありませんか。本予算全部について質疑をお願ひいたします。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんということで、質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 議案第47号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第47号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第48号 平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第4、議案第48号「平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（古閑 敦君）** 議案第48号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願ひいたします。

平成28年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,741万2,000円とする

ものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。平成28年9月9日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款4、繰入金に100万6,000円を追加し、5,795万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。款5、繰越金に232万9,000円を追加し233万円としております。1の繰越金です。款6、諸収入に44万円を追加し、457万5,000円としております。4の受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額、1億4,363万7,000円に377万5,000円を追加し、1億4,741万2,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費に100万6,000円を追加し、291万6,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。款3、保健事業費に44万円を追加し、446万8,000円としております。1の健康保持増進事業費です。款5、予備費に232万9,000円を追加し、233万8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額、1億4,363万7,000円に377万5,000円を追加し、1億4,741万2,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、歯科検診の受診希望者の増と、熊本地震によります保険料の減免に伴います郵送料等の需用費の補正でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑については、本予算全部についてをお願いいたします。

何か質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 議案第48号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、今、担当課長の説明にございましたように、主なものは熊本地震災害の減免等によるものということでございますので、何ら異議なく本案に賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第48号、平成28年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

---

**日程第5 要望第2号 熊本県議会からの平成28年熊本地震からの復旧、復興に係る意見書提出の御依頼について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5、要望第2号、熊本県議会からの平成28年熊本地震からの復旧、復興に係る意見書提出の御依頼についてを議題といたします。

お諮りします。要望第2号については、会議規則第90条第2項及び第93条の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、要望第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

**○議会事務局長（福島明広君）** 朗読します。発熊議第66号、平成28年6月10日、各町村議会議長様。熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。熊本県議会からの平成28年熊本地震からの復旧、復興に係る意見書提出の御依頼について。

平素より本会の会務運営につきまして、格別なる御高配を賜り、深く感謝申し上げます。また、このたびの熊本地震により尊い命を失われた皆様の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に対し心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震災害からの復旧、復興には莫大な経費が必要であり、自主財源に乏しい熊本県は危機的な財政状況に陥ることが懸念されていることから、熊本県議会におかれましては、6月定例会において別添のとおり国に対する意見書を提出されるということでありませ

す。県議会におかれましては、チーム熊本として一丸となって特別な財政措置を国へ要望していきたくと考えておられることから、県内の各町村議会におかれましても、同様の意見書提出の御協力をお願いしたい旨、別添写しのとおり、県議会議長より本職に対し御依頼がありました。

つきましては、もう既に6月定例会を終了された議会や現在会期中の議会、また、地震災害の影響で定例会の開催自体を延期された議会等があることとは存じますが、これから予定される直近の議会におきまして、別添の県議会で提出される意見書と同様の意見書の提出を御検討くださいますようよろしくお願いいたします。

以下、次のページからは熊本県議会議長から熊本県町村議会議長会会長への依頼文及び国への意見書の例文になりますので省略させていただきます。以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、執行部に対し意見を求めることができます。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** はい。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。本要望に対する反対者の発言を許します。



〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本要望に対する賛成者の発言を許します。本要望に対する賛成者の発言を。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 熊本県議会からの平成28年熊本地震からの復旧、復興に係る意見書の提出の依頼につきましては、地震、それから関連しまして水害等もございまして、各自自治体におかれましては大変な時期でございます。この要望書を国に提出することによって、少しでも各自自治体が復旧、復興に向けて頑張ることを誓うためにも、この要望書の提出については賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから要望第2号、熊本県議会からの平成28年熊本地震からの復旧、復興に係る意見書提出についての御依頼についてを採決いたします。

本要望は原案の通り採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本要望は採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま、本田新議員並びに中村幸男議員から、発議第1号「平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書の提出について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号「平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。資料配布のためしばらく休憩します。

---

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**追加日程第2 発議第1号 平成28年熊本地震及び集中豪雨からの復旧・復興に係る意見書の提出について**

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第2、発議第1号「平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（福島明広君） 発議第1号、平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨から

の復旧、復興に係る意見書の提出について。地方自治法第99条及び第112条の規定により、意見書を別紙のとおり提出。平成28年9月14日提出。提出者、甲佐町議会議員、本田新。賛成者、甲佐町議会議員、中村幸男。甲佐町議会議長、緒方哲哉様。次のページです。

平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書。平成28年4月14日の夜及び16日未明に、立て続けに2度の震度7を観測した平成28年熊本地震。また、6月20日から21日にかけての集中豪雨により、甲佐町においては時間雨量150ミリの気象庁歴代4位という記録的な豪雨に見舞われた。この地震及び豪雨により多数の家屋が被災し、大規模な土砂崩れ等により、町内の広い範囲にわたり農地等や道路、河川等に甚大な被害をもたらした。地震発生直後、国をはじめ熊本県や関係者の協力を得ながら町を挙げて全力で対応してきたが、豪雨被害と合わせて復旧、復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源の乏しい本町は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

本町は財政力指数が0.29と自主財源に乏しく、もともと財政基盤がひ弱な上に、今回の熊本地震及び集中豪雨による災害復旧費等の莫大な財政需要が生じたことで、財政調整基金は枯渇寸前の状況であり、このままでは翌年度以降の復旧、復興事業に充てる財源はおろか、当初予算の編成が難しい状況となっている。

今後、本町が財政面で安心感をもって復旧、復興に取り組んでいくためには、更なる国の財政支援の強化と長期的な支援が必要である。よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助事業の採択要件の緩和、補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分の一部ではなく全額を特別交付税でまかなうための別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

また、被災した住民の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援および制度の拡充が必要である。更に、区市町村の行政庁舎等は、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかとなった。そのためには、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った災害に強い施設にする必要がある。

これらのことから、1日も早い住民の生活安定と地域の復旧、復興のため、財政負担等に係る特別な立法措置はもとより、下記の事項について措置を講じることを強く要望する。

1、全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。2、被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。3、被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。4、あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について国庫補助制度を創設すること。5、6月の集中豪雨による被害の増大は、熊本地震の影響によるもので、熊本地震災害と一体のものとして支援措置を講ずること。6、農業被災者の営農再開及び被災した農地、農業用施設の復旧については、農家の負担軽減を図り、十分な支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年9月14日、熊本県甲佐

町議会。衆議院議長、大島理森様。参議院議長、伊達忠一様。内閣総理大臣、安倍晋三様。財務大臣、麻生太郎様。総務大臣、高市早苗様。内閣府特命担当大臣、防災担当、松本純様。農林水産大臣、山本有二様。国土交通大臣、石井啓一様。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 提出者の説明を求めます。

11番、本田新議員。

**○11番（本田 新君）** それでは、発議第1号に伴う説明をさせていただきます。平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書について説明いたします。この意見書につきましては、ただいま事務局長が朗読したとおりです。このことにつきましては、熊本県議会から国に対して意見書が提出されており、それを受けて熊本県町村議会議長会会長から各町村議会議長宛ての依頼であります。

県議会におかれましては、チーム熊本一丸となって特別な財政措置を国へ要望していきたいと考えておられることから、本町も1日も早い住民の生活安定と地域の復旧、復興のため、財政負担等に係る特別な立法措置等を講じることを強く要望するための意見書の提出は必要だと考えます。

なお、県議会からは、国への意見書は3項目に分かれて提出されておりますが、本町におきましては独自の内容の一部変更し1本にまとめ、更に、熊本地震に加え6月の集中豪雨に対しても被災を受けているため、国の財政支援の強化を重要であると、更に重要であると思っておりますので、豪雨災害も本意見書の中に盛り込んだ上で提出したいと考えます。どうぞ、議員各位におかれましては、賢明なる御判断を賜りますよう心からお願い申し上げ、説明といたしたいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** ありがとうございます。ただいま、提出者の説明に基づき、これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 発議第1号、平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書の提出についてでございますが、今、提出者の説明にもありましたように、本当にこう、熊本地震、それに加えて本町では6月の豪雨災害ということで、本町独自の意見書の内容になっているようでございます。本意見書を提出することにつきましては、何ら異議なく賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから発議第1号「平成28年熊本地震及び6月の集中豪雨からの復旧、復興に係る意見書の提出について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣についてはお手元に配布のとおり派遣することといたしたいと思ひます。なお、日程等に変更があつた場合は、議長に一任していただきたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することと決定いたしました。

---

#### 日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

#### 日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、日程第8、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、以上2件について一括議題とします。お手元に配布の通り、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配布の通り、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があつております。申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。閉会前にあたり町長より御挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 9月定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。今期定例会は9月9日から本日までの6日間にわたり御提案をいたしました工事請負契約の締結案件、決算の認定案件、承認案件、報告案件、財産の無償譲渡案件、条例案件、平成28年度一般会計補正予算などの多くの案件につきまして、精力的に御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたり、御同慶に存ずるものであります。ここに御議決をいただきました平成28年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、これからの災害復旧、復興に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたりなお一層の政策推進を図り、住民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会で御指摘をいただきましたことは、今後の町政運営にも生かしていく所存でございます。議員各位におかれましては、今後とも町政発展のため特段の御協力と御指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは本定例会の閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。本定例会は9日に開会、本日14日までの6日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりました。

議員各位並びに執行部におかれましては、終始精力的に御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも町民の負託と御期待に応えるべく、更なる御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にますます御留意いただきますようお願い申し上げます。

平成28年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。本当にお疲れでございました。ありがとうございました。

---

閉会 午前12時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録  
平 成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

平 成 2 8 年 9 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉  
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広  
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン T e l ( 0 9 6 ) 2 3 4 - 2 2 0 8

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198